

第七十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 号

(三三三)

昭和四十八年三月二十八日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 坂村 吉正君

理事 藤本 孝雄君

理事 渡辺美智雄君

理事 美濃 政市君

理事 安倍晋太郎君

江藤 隆美君

金子 岩三君

熊谷 義雄君

佐々木秀世君

菅波 茂君

西銘 順治君

増岡 博之君

安田 貴六君

角屋堅次郎君

竹内 猛君

馬場 昇君

米内山義一郎君

多田 光雄君

瀬野栄次郎君

稻富 稔人君

出席國務大臣

農林大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

農林政務次官 中尾 栄一君

農林大臣官房長 三善 信二君

農林省農蚕園芸局長 伊藤 俊三君

農林省畜産局長 大河原太一郎君

農林省食品流通局長 池田 正範君

委員外の出席者

農林水産技術会 中澤 三郎君

農林水産局長

国税庁直税部所 系 光家君

得税課長

農林大臣官房審議官 下浦 静平君

農林省畜産局衛生課長 信藤 謙蔵君

農林水産技術会 伊藤 隆二君

議事事務局研究管理官 佐藤 順一君

自治省行政政局選挙部管理課長 尾崎 毅君

農林水産委員会調査室長

委員の異動

三月二十八日

辞任

金子 岩三君

吉川 久衛君

正示啓次郎君

諫山 博君

同日

辞任

上田 茂行君

江藤 隆美君

増岡 博之君

補欠選任

上田 茂行君

増岡 博之君

江藤 隆美君

多田 光雄君

同日

補欠選任

金子 岩三君

正示啓次郎君

吉川 久衛君

本日の会議に付した案件

日本てん菜振興会の解散に関する法律案(内閣提出第六〇号)

農林水産業の振興に関する件(乳価及び豚肉価格安定に関する問題等)

飼料緊急対策に関する件

○佐々木委員長 これより会議を開きます。
農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

昨日に引き続き、乳価及び豚肉価格安定に関する問題等について質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

○島田(琢)委員 きょう私が質問をいたしますのは、昨日の美濃委員に続いて保証乳価の關係についてお尋ねをするわけですが、私はまず、ぜひ大事な政府の政治判断を仰ぎたいという気持ちから、大臣の出席を是非お願いしていたわけですが、大臣の出席もお願いになっていたわけですが、私のこれからお尋ね申し上げることについて的確にお答えいただけるでしょうか。

○中尾政府委員 的確にお答えする努力をいたします。

○島田(琢)委員 決して政務次官でだめだということをお願いしているのではありませんけれども、私も、ここの乳価は、日本の酪農の将来をきめる非常に重大な時期に立っている、こう思っております。したがって、相当な決意を私は要求したいわけですが、政務次官、将来の大臣になる人なんですから、しっかりとひとつ、政治のこれからの転換をおやりになるという気持ちでお答えをいただきたいということを冒頭をお願いをしておきたいと思っております。

そこで、第一点ですが、端的に申し上げて、最近の酪農情勢について、ひとつ酪農家の戸数、頭数、それから生乳生産の状況、これらについて最近の五カ年くらいでけっこうですから、統計的な数字を、その伸び率、減少率等を含めてお示しいただきたいと思っております。

○下浦説明員 お答えいたします。

まず戸数でございますが、全国ベースで申し上げますが、昭和四十三年におきまして三十三万七

千戸でございましたものが、四十七年度になりましたら、二十四万三千戸ということに相なっております。

それから頭数でございますが、同じく過去五年をとって申し上げますが、四十三年度百四十八万九千頭、これが四十七年度には百八十一万九千頭ということに相なっております。

次に生乳生産量でございますが、四十三年度四百一十六万六千トン、これが四十七年度には四百九十三万七千トンということに相なっております。

○島田(琢)委員 増減率等については、いまの比較で推定がつくわけですが、そこで、政府は昭和四十三年に第一次酪農近代化計画を立てましてその達成に努力をした、こういうことになっておりますけれども、その第一次酪農近代化計画の示します数字についてひとつお示しいただきたいと思っております。

○下浦説明員 第一次酪農近代化計画でございますが、これは四十三年の十月に公表されたものでございまして、目標年次四十六年度でございます。

飲用向け需要量見通しが四百七十一万トンでございました。これが実績といたしまして、二百六十六万四千トン、達成率は五六・六％でございます。

次に乳製品向け需要量でございますが、見通しといたしましては、百九十四万六千トンということでございますが、実績は百九十九万七千トンということに相なっておりまして、達成率は一〇二・六％ということでございます。

それから生乳生産数量でございますが、目標は七百九十六万六千トン、これは実績といたしまして四百八十二万二トン、達成率は六八・八％ということでございます。

それから経営の指標でございますが、これは複合経営と土地条件に制約のある地域、土地条件に

恵まれている地域、こういう三形態に分かれておりますが、複合経営によりますものが五頭以上、土地条件に制約のある地域が十頭以上、それから土地条件に恵まれている地域が十五頭以上ということでございますが、こちらの経営の面におきましては、ほぼ目的は達成されたものと見ております。

○島田(琢)委員 それでは重ねて質問しますが、第二次酪農近代化基本方針をお立てになった。前段でいま審議官は、ほぼその目標を達成した、こういうことを言っておりますけれども、しかし、頭数においても乳量においても、四十六年の実績というのは目標を相当大きく割っている、こういう事実になっているわけですが、新近代化基本方針によってそれが修正されております。その第二次近代化基本方針を目標と実績と比べてひとつお示しをいただきたい、こう思います。

○下浦説明員 新しい酪農近代化計画でございますが、これは五十二年度を目標準年としたものでございまして、トータルで申し上げますと、生乳生産量八百四十五千トンでございます。ただいままでの年次、四十六年度までの実績を申し上げますと、四百八十四千トンということになっております。年率でいまして計画は七・九%の伸びということに相なっておりますが、実績は約三%の伸びということになっております。

○島田(琢)委員 第一次、第二次の酪農近代化方針に沿って日本の酪農というものを進めていくという、そういう努力をしようということで、これは生産者も含めて真剣にやってきたわけでありまして、けれども、しかし、いま審議官が示しになったように、第一次近代化計画においては完全にこれは目標を達成することができなかった。したがって、大幅に手直しをして新酪農近代化計画に希望をつないでいる、こういう実態にあると思うわけですが、しかし、その第二次近代化計画の中ですでに四十六年の、いま示されました実績において計画の半分にもなっていない、こういう事実にあると思うわけでありまして、しかも、

先ほど戸数、頭数、生産量において明らかになつたごとく、昨年の国内における酪農の生産そのほかの低下というものは、将来の計画達成の上において非常に心配される赤信号であるというふうにおわれは受けとめていくわけでありまして、この認識について、ひとつ政務次官、どうお考えか、考え方を聞かせたいと思ひます。

○中尾政府委員 先生の御質問は、最近の酪農の危機問題というものを率直にどのようにはだて受けとめておるかという御質問と思うのでございまして、乳用牛の飼養頭数は、昭和四十七年二月には、飼養戸数の著しい減少もありまして、戦後初めて前年の水準を下回ったことは、先ほど申し上げたとおりでございます。また、生乳生産は、四十七年には二%の伸びと、近年ではかなり低減しております。乳用牛の屠殺も前年と同様に高い水準を示しているところから、酪農の前途について、先生のおっしゃるところより、危惧の念を持つ向きも十分あるわけでございます。しかしながら、考えてみますと、一戸当たりの平均飼養頭数は着実に一歩一歩増加しております。また、その増加率は低下傾向にございます。今後これ以上生乳生産の伸びが低下することはないと予想されておるわけでございます。

今後の酪農そのものが、零細飼養者の離脱が続くということも考えられますけれども、このような離脱による減少分を飼養規模の拡大でカバーをするということも必要でございます。また、このために、四十八年度において、水田飼料の作付の促進並びに飼料の基盤の強化とか生産体系の高度化を促進するという酪農団地の育成などにつとめたり、規模拡大のための乳用牛の導入などを推進したり、さらに草地開発をしたりというような推進力によって、加工原料乳による不足払い制度の適切な運用や牛乳流通の円滑化など、各種の施策を一般的に拡大強化することによって、酪農のより一層の振興につとめていきたいというものが、私どもの考えておる政策の一端でございます。

す。

○島田(琢)委員 この近代化の方針を示している中で、こういう鈍化の状態にあり、あるいはまた低迷の状態にありながら、政務次官は剛毅に、将来の日本の酪農は心配ない、こういうふうに言っているわけでありまして、これは私は非常に認識が甘いし、また、極端に言えば、間違っていると思ひます。いまその中で具体的に触れられた、乳牛の屠殺傾向というものは前年に比較して落ちていくし、頭数の伸びについては心配ない、乳牛の資源確保はだいたいようぶだ、こういうふうな言い切られたわけでありまして、けれども、ほんとうにそうかどうか、ひとつ、私がこれから示すことにお答えをいただきたい、それから私なりの反論をしていきたい、こう思うわけでありまして。

酪農家戸数が、先ほど示されたように、四十七年、五年前に三十三万七千戸あったのが、四十七年には二十四万三千戸と落ち込んだ。これはたいへんな落ち込みであります。近代化計画で、あるいは酪農の見込みの中でも、農家が、とりわけ酪農家がこれくらい減っていくということは、いままでないことであります。そういう点を考えてまいりますと、農業の近代化を進めていく上において、それはある意味においては機械化によってカバーできるとはいえないが、やはり農業という産業は、あくまで人がいなくては生産をあげることもできないし、また農村のすべての近代化を含めた農村社会を守り切っていくことはできない、それが世界共通の観念であるはずであります。ところが、このように牛乳生産をやろうとするそのにない手がたいへんな勢いで離れていくという現状を見たときに、農家は減るけれども、乳牛の頭数も維持することができるとし、生産も予測どおり進めていくことができるという判断を持つていくことはきわめて危険だ、そういうふうには私は考えております。

そこで、酪農の主産地であり、基地といわれる北海道の酪農の実態をお示しいただきたいと思ひます。

○下浦説明員 お答え申し上げます。

北海道におきましては、戸数で申し上げますと、四十七年が三十三万九千戸ということに相なっております。これは四十七年の数字が四万六千七百戸でございますので、約一万三千戸の減少ということでございます。ただ、その中を見ますと、規模の小さい階層は減少率が高いということになっております。一、四頭層におきましては、四十七年には七千二百戸になっております。それから五頭から九頭層、これも四十七年に一万五千戸ございましたものが八千八百戸でございます。従来はこの五ないし九頭層までが減りまして、十頭層以上の階層が増加をしておるという傾向が見られたわけでございます。ちなみに、十五頭層から十九頭層で申し上げますと、四十七年七百戸でございましたものが、四十七年四千四百戸。それから二十頭から二十九頭層でございますが、これは四十七年二百戸しかございませんでしたものが、四十七年は三千八百戸に相なっております。三十頭層以上におきましては同様で、四十七年わずかの戸数でございましたものが九百戸に増加をしておる、こういうことでございます。ただ、先ほど申し上げました五頭から九頭層、それから十頭から十四頭層というところがいわゆる階層分岐点ということで四十五年まで推移をいたしましたわけでございます。四十六年からはそのいわゆる階層分岐点というものが一階層上がりまして、十五頭層以上につきまして増加を見ている、十四頭層以下につきましては減少を見ている、こういう事情に相なっております。

○島田(琢)委員 いま審議官は、酪農はあつたけれども、構造の変化が拡大の方向に向かつて進んでいるので、先ほど政務次官が言ったように、頭数の維持はできる、こういう判断を持つていくというのを裏づけられたんだと思うわけでありまして。しかし、規模を大きくしなければならなくなったその理由については後ほど触れるわけでありまして、私は、農業のにない手、特に農

村にあっては年齢的に非常に若い人たちがなくなつて、逆に経営の規模は大きくなつていって、労働の質的な面から考えますと、非常に低下をしていっているという事実があるわけであります。したがって、一律に数字だけでおしなべて判断をするということはきわめて危険である、こういうふう

に考えております。そこで、いままでいろいろと質問をいたしましたし、その中で明らかになつてまいりましたのは、政務次官がおっしゃつておられるように、戸数は減つても頭数の維持は絶対にできる、日本の酪農の将来にささかの心配もない、こういうふうにおっしゃつておられる点については、私はだめ押しですけれども、ほんとうにだいいようぶだとお考えかどうか、もう一度ひとつ確信のあるところをお聞かせいただきたいと思ひます。

○中尾政府委員 最近の現象面などをとらえてみましても、中間、ミディアムの立場から考えますと、下部が脱落をしていく、減少していくということが顯著に出てくるような感じがいたします。

先ほど青年たちの離脱が激しいというおことばでございまして、これは、事こいう乳牛に關係する青年のみならず、一般の農家の現象面にも適切にあらわれてきている現象であることは先生の申すとおりでございまして、このところずつと数%近くの減少が農家にあって、昨年あたりの減少は八%から九%であるといわれてゐる減少でございまして、その一つの要因には、社会現象の面も、これはもちろん農家が非常に住みにくくなつていくという事実も見のがすことのできない一端でもございまして、同時にこれは社会的な現象面の一端にも責任がある。と申しますのは、これはあくまでも社会現象の生活面だけの問題でなく、たとえば農家、農村という、非常に暗いじめじめしたような感じ、あるいははら悲しいような感じにマスコミでもあるいは社会現象でもとらえられておる。都会という、何やら非常に立身出世できるような、あるいはまたすぐにも榮達できるようなイメージが若い層にもかなり

みなぎつていく、この傾向はあるのでございませう。そういう意味で、昨今これまた、Uターン現象などで多数の青年がまた自分の離脱した村に戻つていくという傾向は見られてゐる現象ではございませうけれども、そういう点は何やら社会現象の面から、農村の青年たちも、あるいは農村のおかあさん方も、自分の娘は都会のほうに嫁に差上げた、しかし自分のむすこには都会から嫁に来てくれというふうな、そういう現象面もこれは否定できないことではございまして、いささかなりとも青年が離脱していくというところは、ただ乳牛の取り扱いがいやだということだけでは、いろいろな多角的な要素もあることもこれまた知つていただきたいと思つてございまして、決して責任回避の問題ではございませうけれども、多角的にとらえていくべき問題のような感じもするわけではございませう。

○島田(琢)委員 どうも政務次官と私、話していると話がかみ合はなくなつてしまひまして、いささかじりじりするわけではございませうけれども、離農、特に若い人たちが農村を離れていくというところは、いまの社会的な環境の中で自然そうなるていく、そういういわゆる感覚的なものが多いんだ、こういうふうな言つておられるように聞こえるのです。私自身も牛を飼つております。いまの状態を考へてまいりますと、若い人たちが離農していく、いわゆる牛飼いをやめて都会に出ていくとか、そういうものでは決してない。それはもう農村のほうからはるかに空気もいいし、環境もすばらしいものですから、幾ら若い人たちがたつて農村に住みたいという希望は皆さん持つてゐるわけではあります。ところが、そこに居つくことができないという、そういう条件が農村の内部に、いわゆる経営の内部にあるからそういう傾向になつてゐるんだ。これはひとつ政務次官、認識を改めていただかせんと、いまの流行みたいなのだとはいふうにきめつけられたのでは、これは農村の青年はとて浮かばれません。そういうものではありませう。

りませう。ですから、この北海道の、特に酪農の基地といわれる北海道において、先ほど審議官が示したように、五年間に一万三千戸も酪農家が減つたという、それは成り立たなくなつてゐる。特にしわ寄せを多く受ける頭数の少ない、規模の小さい農家に離農の傾向が激しくなつた、そして大きいものは比較的離農しなかつた、こういうふうな統計的には出ておるでしょうが、中身をもっと分析しますと、大きい人は多くの投資をして借金を払うこともできないから、さらに経営を大きくして借金

のあと追ひをしなければ成り立たなくなつてゐるという現実のあることも、経営の中身なり、よくひとつ踏まえておかなければならぬ大事な要素な

んです。そこで、私は、政務次官の認識をひとつ改めていただきたいと思ひますけれども、どうもその認識の誤つた考え方をもちの背景には、最近、事務次官や牛乳乳製品課長が北海道の酪農の実態を調査に行かれたようです。この御両氏の帰つてこられた復命をもとにして自信をお持ちになつてゐるのではないか、こういう感じがしますが、課長なり事務次官はそういう復命を大臣にされたのかどうか、必要によつてはこの復命書の公表をして

いただきたい、私はこう思つてゐるわけでありませうが、政務次官がお答えになつてゐるその背景が、そうした実情を實際に見てきた人たちの復命を基礎にしてそういう自信をお持ちになつてゐるんだとすれば、これは一体何を調査されたのか、ほんとに北海道の実態に就いて克明に調査をしてきたのかどうか、その辺はききわめて疑問に思ひますので、その辺のいきさつをひとつ明らかにしていただきたいと思います。

五年にかけまして対前年の伸び率が一〇%以上という伸びを示したわけではございませうが、四十六年、四十七年とその生産の伸びが鈍化をしてゐるという状況でございませう。こういう状況のもとに現状を見てきてもらつたわけではございませうけれども、帰りましたの報告では、根拠、十勝地方の酪農の状態を調査したわけではございませうが、酪農の多頭化を進めます段階では、設備投資の負担から経営が相当に苦しいものである、それから負債額の増高のみならず、経営者の精神的な苦痛を強めているという認識を持った、こういうような報告を受けておる次第でございませう。

○島田(琢)委員 課長を現地に実情調査に出したというの、私も現地では、これは農林省も北海道の酪農の状況というものに相当心配をしてこの実態を調査に来てくれたんだ、こういうふうな率直な受けとめ方をしております。それだけに、北海道で酪農をやつてゐる人たちは、何とかしてこの酪農で生きていきたい、長い間北海道の大事な資源や条件などを生かして努力をしてきて、今日のような状態の中で、単に経営の収支が合わないことだけで離農するということは非常に情けない、残念だ、こういう切実な訴えを、調査をされた行く先々で生産農民から訴えられてゐるはずであります。

とかく、私は、皆さんがそうだとおっしゃる申し上げるのとはきわめて不認識であるかもしれませうけれども、農林省から、あるいは各省から派遣をされても、ほんとうの実態を調査する、ほんとうの事実を受けとめて帰られるということがきわめて少ないというふうな、われわれは残念に思つてゐるのです。ある課長なんかは、いや北海道へ行つたら、島田さん、非常に空気もうまいし、道路もよくなつて、見える農家の家なんかもとてもりっぱになりました、すばらしい車が庭先に置いてあつて、農家の生活はよくなりました、という感じを受けて帰つてきてゐるようでありませう。これはもう、いわゆるアメリカへ行つて小便をして帰つてきた、アメしよん式のものでありま

して、そういう調査であつては逆効果にしかならない。しかも、案内する側にも問題がある場合もあると思ひますけれども、いい農家だけ案内する、それをもつてすべての酪農家の実態がこうだという認識を持たれては、これは非常に困るので

ところが、今回のその課長の調査は、かなり庭先に長くつばきで入つていって、率直な農家の意見を聞いてきてはいるはずであります。それをすなおに復命されていけば、北海道の酪農のいまの置かれてある状態というものはまさに危機的な状態にあるというふうな受けとめられてはいるはずだ、私はこう思ふのであります。審議官のいまのお話ですと、通り一べんの、何か頭数とか、いわゆる数字的なものをつかまへに行つたような印象にしか実は聞かれません。そんなのではなくて、原局の課長が行かれた。ほんとうにこのときこそ農林省のお役人に率直なまの声を聞かしたい、これは農家の皆さん方がそういうふうにおつしやつておられたことを私どもは聞いていて、それはたいへんいいことをしてくれた、こういうふうな考えでおりましたけれども、どうもその復命をして、そんな通り一べんの復命では、私は、北海道の酪農の実態をほんとうにはだで感じてはいるかどうか

に多くの疑問を持ちます。だからこそ、政務次官が先ほど、心配ありませんと言つて、胸を張つておつしやつておられる根拠はそこにあるんだというふうにいふ推測をして

いるわけですね。これはひとつ改めていたいて、必要ならさつそくにでも、北海道の酪農の実態をもう一度、幾日かかつてもいいからつづき、ほんとうに底辺で努力をしている酪農家の実態を調べていただきたい、私はまずそのことを申し上げておきたいと思ひます。

さて、そこで先ほどの話に戻りますけれども、政務次官はたいへん大事なことを言いました。いわゆる乳牛資源の確保は心配ない、これはきわめて歯切れよくおつしやつたわけでありまして。私は、この点がいま非常に心配されている点で、

第一点では、離農の状態というものを心配してあります。酪農のいい手である、いわゆる若年労働力の移動。その次には、やはり乳牛資源の確保というものが非常に心配されている。四十七年の十二月までの傾向で政務次官はそう判断されているのかもしれないけれども、年明けて四十八年正月以降のこの肉不足に伴う、ホルスタインを中心とした乳牛資源の肉移行というのはたいへんなものです。この辺の事情をひとつ、三月一ぱいのものはないかもしれないけれども、一、二月のこの傾向を数字でお示ししたきたいと思ひます。

○下浦説明員 お答え申し上げます。

乳産牛の屠殺頭数の動向でございます。先ほど政務次官が御答弁をされましたように、四十七年におきましては、大体四十六年と……(島田(琢)委員「四十七年はけつこうです、四十八年の一、二月です」と呼ぶ)横並びというふうな状況になつておりますが、四十八年に入りましての数字を申し上げますと、乳産牛の屠殺頭数は、一月、二万七千四百七十一頭、これは対前年同月比九十九

でございまして、二月、二万八千四十一頭でございまして、同じく九十六というふうになっております。若干落ちぎみの傾向を示しております。

○島田(琢)委員 この数字で見る限り、先ほど政務次官が言われた発言を裏づける数字になつてい

るわけでありまして、しかし、従来、肉の活用と

といたしまして百八万七千頭、そのうち肉用牛が五十三万三千頭でございまして、乳用牛が五十五万三千頭、おおむね半々というふうな数字になつております。

○島田(琢)委員 ことしに入つてからの乳産牛の屠殺の状態というのは、どうもいま審議官が示されたのとはわれわれ数字の上でだいぶ違ひがあるようでありまして、これはつかまへ方によつて違ひの

ものかもしれないから、この論議をやつても対立するかもしれない。しかし、全国的にい

る感觸として、肉資源が非常に足りなくなつてい

る。この事実が明らかであります。何となれば、一月に、生まれたホルスタインの雄牛が大体

一頭当たり生体にして五、六千円であつたものが、一月の末から二月にかけてこれが十倍にはね

上がつてゐる。すなわち、万になつたわけですね。四万円あるいは五万円という高値に実

はなつてゐるわけでありまして。私は、この牛の肉の値段が高

い安いということを言うつもりはありませ

ふに判断して私は誤りないと思つております。そこで、大事な乳をしぼる牛が肉になつていく

ということは、先ほど前段で酪農近代化基本方針

あるいはまた昨年の暮れに農林省が

た農畜産物の需給と生産の動向、

こういふものによつて昭和五十七年には国内における牛乳、乳製品

品の自給率を九七%に引き上げよう、

こういふ計画を持っておりますけれども、これはとても達成

はできないだろう。政務次官はそれらの計画達成

は決して心配ないのだと、

そしてまた残った農家も借金のあと追いで経営拡大をせなければならぬ。経営拡大をやろうとすれば、借金はまた雪だるまのようにふえていく、こういう現実をかかえて非常に現地の、現地のといいますが、農村にあつては、酪農家がいたいたへんな時期を迎えている。こういう危機を招いたのは、私は率直に申し上げて、いわゆる農基法農政以来の構造政策に誤りがあったというところは、これは後ほど私はきびしく指摘をしたい点でありまして、けれども、もうすでに農林省、政府は耳にたこができるほど聞かされていると思うのであります。異常に低い乳価、ここに原因があつたということ、これはもう識者の一致した見方でありまして、いま世論の中でも、低乳価であるということ、新聞でも書き立てているわけでありまして、したがって、私はいろいろな要素はあるけれども、やはり構造政策は借金のかさをふやして、そして経営を苦しい状態に追い込んだという結論以外に何もできていない。したがって、この時期においてどうして必要なのは、価格政策がかなり思い切つてなされなければ、せっかく政府がおやりになつた構造政策も生きてこない。そればかりか、たいへんな農家をたくさんつくつていつて、最後は離農したくてもしようがないという状態にまで追い込んでしまふ、そういう危険性を持っているというふうに私は思います。この低乳価であるというこのことばに対しては政府は非常に抵抗するかもしれない。しかし、私は、ここでいろいろなことを申し上げる必要もないほど乳価水準というものは他の物価に比べて異常に低いということだけは事実だと思ひます。これはお認めになりますか。次官、どうですか。

○中尾政府委員 慎重に答弁すべき問題かと思ひますが、まず担当官から答えさせたいと思ひます。

○下浦説明員 加工原料乳の保証価格につきましても、水準の問題につきましても御質問でございますが、加工原料乳の保証価格につきましては、いわゆる加工原料乳地帯の酪農の安定再生産の確保

ということを主眼としてきめてまいる、そういうことでございます。そこで、全国的には、先ほど来お話を申し上げ、あるいは御指摘をいたしておりますように、乳牛の相当数の減少を見ておるところでございますが、いわゆる加工原料乳地帯につきましても、乳牛の頭数の推移をながめてみますと、四十六年七十九万五千頭でございましたものが、四十七年には八十万五千頭というぐあいに、一万頭の増加ということに相なつております。必ずしも保証価格が低いために乳牛頭数が減少していくということではないように考えております。

○島田(琢)委員 一つ希望がございますけれども、限られた時間のやりとりでございますから、ひとつ的確にお答えをいただきたい。余分なことはけつこうですから、どうなんだということについて、ひとつ率直な御答弁をいただきたいと思ひます。

そこで、いま審議官がお答えになつたことは私は非常に認識を異にしております。ずばり私はいまの日本の物価水準からいって、いまの保証価格四十五円四十八銭は超低乳価である、そういうふうには私は実は考えております。したがって、そういう認識の上に立つて、これから私は中身の若干の部分に触れて政府の考え方を聞きたいと思ひわけでありまして。

その前に、私は政務次官に一つ、従来われわれ乳価の問題を取り上げる時期というものは、これはもういまごろになるわけでありましてけれども、こうした乳価問題をみんな議論するときに、非常にわれわれ都合だと思ひのは、いまのこの畜産振興審議会の酪農部会に諮問をする時期というものが、非常に意図的に国会議論でできないような状態の中で、ぎりぎりの告示時期まで延ばしてしまふ。これはちょっと意地の悪い言い方でありまして、けれども、どうもそういう感じがいたします。

ですから、きのうもわが党の美濃委員から資料の問題について提出を求めても、いまの段階ではまだこれを出すことはできません——それ

じゃ、一体いつ出すのかといへば、あしたはおそらく審議会に出すわけですから、これは国会に出せないということは言えないと思ひますから、あつては出てくるでしようが、それから議論をしたのではほんとうの審議にならぬと私は思ふのです。そこで、これは私の来年度以降における希望でございましてけれども、法律の許せるぎりぎりの段階で、もつと審議会にかけられる時期を少なくとも三月の十五日から二十日ぐらゐの間にかけるように、こういうふうなひとつ誠意ある検討の時期を見越した審議会での諮問にすることができないであらうかというのを考えております。この点はどうかといふことを考えております。この点はどうかといふことを考えております。この点はどうかといふことを考えております。

○中尾政府委員 先生の御指摘のとおり、技術的には確かにそのような観点も十分考察に入れなければいけないという感じがいたしますので、その点は十分前向きに慎重審議、検討申し上げたいと思ひます。昭和四十八年度の乳価算定資料を提出して、また、審議会をもつと早急に開催できないものかという御希望であり、また御内容であつたと思うのであります。審議会の開催時期につきましては、保証価格等の算定に直近時点までの物価の動向を織り込む方式を採用しておるために、その作業の完了を待つて開催せざるを得ないといふことから、毎年度末に開催することになつておるわけでございます。意図的にやつていふことでは決してないことをここであらためて御了解願ひたいと思ひます。まことに先生の御っしゃることは十分鋭意検討する課題として取り上げていきたいと思ひます。

○島田(琢)委員 そこで、そういう問題を長々とやつておられますと時間がありませんから、それはまたひとつ別な時期にこの席で私は議論をしたいと思ひます。前向きに検討したいという御答弁がございましたので、私はこれを誠意ある政務次官のお答えとして歓迎をいたしておるところでありますから、十分ひとつ御検討をお願いしたいと思ひます。

そこで、私は前段で、保証乳価は超低乳価である、超低価格であるということをお申し上げました。それはなぜかということについては昨日の論議の中でも出されておりますから、そのことをいまここで蒸し返してお話をすることを差し控えたと思ひますが、特にそういう中で毎年問題になりますのは労賃の問題でございまして。この労賃は、かつては飼養飼育労働、管理労働、それから同じ牛舎の中の仕事でも二つに分けていて、さらには飼料作物の部分についてはさらに低い労賃を採用するといふこと、それをよりやく生産者側の皆さん方から非常な注文があつてこれを直した。直したけれども、まだ依然として残っているのは飼料作物労働の関係であります。私はこの飼養飼育、管理労働の評価のしかたについても依然これが改善されないばかりか、その労賃の格差というものは一般製造業労賃あるいは普通の労働労賃とはますますその差が開いていくばかりであつて、この点については私は非常に過酷な状態に据え置いているといふふうに判断をしております。

これはもう農民の皆さん方も生産者の皆さん方も一番不満に思つていられる点であります。何となれば、きのうきょうのいわゆる農家の経験者ではございせん。普通常識的にいへば、もうベテランであります。二十年、三十年、四十年という長いいわゆる経験と技術を積み上げてきた農民の労働力であります。これを製造業労賃の五人規模の労賃に据え置いたり、あるいは臨時雇用労賃に据え置いたりするようなそういう不公平な取り扱いということは、これはもう絶対に許されたい、私はこう思つていられるわけでありまして。これはひとつ思ひ切つた改善をこしあたりはしていただきたい。

そこで、あす審議会に出されます諮問案の中でどういう労賃を採用しようとしておられるのか。これはひとつこまかに数字をあげて——それ以外のことまで触れるといふことはできないとおっしゃるでしようから、私はその問答で時間を食うよりも、端的にここの労賃の労賃評価はどの水

準を取り上げようとしているか。それくらいは、もうきょうですから、おっしゃっていただいたたい、こう思うのです。

○下浦説明員 お答えいたします。

計数につきましては、お話のございましたとおり、目下計算中でございますので申し上げられませんが、飼育労働に関する労賃につきましては、従来とっております方針に従いまして、加工原料乳地帯の五人規模の製造業労賃に置きかえまして、それをさらに直近三カ月の物賃に置き直した数字というようにいたしたいと考えてございます。

○島田(琢)委員 もう数字は言えるのでしょ、何ぼ、何ぼですと。これは全部こまかに言えということでありませんから、労賃評価は何百何十何円を採用いたします—いまのおっしゃった部分というのの調べればすぐわかるわけですね。ですから、これはひとつはつきり教えてください。

○下浦説明員 先ほど来申し上げておりますとおり、なお鋭意今晩までかきまして作業を続けておりますので、ただいまの段階では申し上げかねるのでございまして、御了承をお願いいたしたいと思ひます。

○島田(琢)委員 それはおかしいじゃないですか。いまおっしゃったのは、こういうものを取り上げてやりますと、こうおっしゃったのですから、それは何も今晩考えて数字を振りかえるという筋合いのものじゃないじゃないですか。一つの統計数字によってやるわけですから、その採用される水準の労賃というものはもうこれは明らかになっているわけですね。ですから、何百何十何円であるというふうにお答えになつて差しかえなないじゃないですか。それとも今晩まで手直しをするというのですか。

○下浦説明員 おこたばを返すようお願いへん恐縮でございますけれども、なお作業中でございますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○島田(琢)委員 どうもそれはおかしいですね。審議官、あなた、勘違いしていられるのではないですか。どのものをとるかということこれから検討するのなら、私はこんなことは言いません。さっきの、もう一度言ってください。どういう規模のものをとる、こうおっしゃったんです。それは統計なり何なりで明らかに数字はわけてしょう。これは私のところにだつて数字はありますよ。どの規模をとるのだというならば、私のほうで調べて、ああ何百何十何円だなど、こうなるわけでありまして、それじゃ、狂つていては困りますから、この労賃評価はこの数字を採用いたしますというの、これはもうきょうだつてあつた、あるいはもっと早くだつて、その考え方をええとまっていれば、示したてい数字じゃないでしようか。ちよつと私の質問を誤解されているんじゃないでしようか。

○下浦説明員 たびたびの御質問でございますが、今晩までかきまして数字を固めるとい段階でございまして、この点をお含みおきを願ひたいと思ひます。

○島田(琢)委員 どうも私は納得できないのですけれども、時間の関係があるから、これ以上のことについては、また別な質問に移つて、ひとつそこからだんだん引き出しましょう。

それでは、乳製品のいわゆる安定指標価格の中における労賃ですね。これは明らかにありますね。説明するまでもありませんが、安定指標価格というものは、乳業者の製造経費と生産者に対する支払い分を含めて安定指標価格というものはきめられるわけですが、乳業の製造経費の中にある労賃、四十七年は何ぼになりますか。

○下浦説明員 ただいま御指摘の労賃につきましては、全体の経費としてとらえておりまして、単価としてはとらえておりませんので、その点御了解をいただきたいと思ひます。

○島田(琢)委員 それでは、四十七年の保証価格をきめたときのこの説明資料の中で、四十六年をひとつ聞きますけれども、この中の製造販売経費としては、原材料費、労務費及び経費、一般管理費といふいろいろありますけれども、この中に労務費は幾ら幾らというのがあります。バター、脱粉、

全練、脱練、全粉、こういうふうに分けて、それぞれ労務費というのがこの中にはじき出されております。たとえば、バター一キロについては三十五円六十七銭が労務費だ。ただし、労務費及び経費とありますから、この部分の労務費は、一時間当たり何ぼになっていきますか。

○下浦説明員 単価としての内訳は実際につくつておらないのでございまして。

○島田(琢)委員 しかし、農林省が保証乳価の諮問をあたすのに、こんなにわかり切つたこともまだ調べてないというの、これはおかしいじゃないですか。審議官、わからないのなら、今井君、あなたはわかるのだから答えなさいよ。これは、私に對する侮辱なのかわかりませんけれど、ほんとうにはつきりしておることを聞いています。それとも答えられぬということはおかしいじゃないですか。それでは納得できないですよ。

○下浦説明員 実際、単価としてのとらえ方というものはしておりませんので、トータルということとでとらえておるといふことでございまして、御了解をいただきたいと思ひます。

○島田(琢)委員 私はあつた資料を聞いていたのではないのです。去年の審議会に諮問したときに出した資料の中身を聞いていたのです。審議会でこういう質問が出たら、審議官、これはどうするのですか。審議会が答えられるけれども、国会では答えられないというなら、国会軽視ですよ。私は絶対に納得できない。あしたのものを聞いているのじゃないのです。

○下浦説明員 製造費、販売費、それから一般管理費、それぞれの労務費ということをやっておりますので、単価としてのとらえ方はしておりませんのでございまして。

○島田(琢)委員 それでいいですよ。じゃ、それを出してください。

○下浦説明員 先ほどお答えいたしましたようなことで、それをそれぞれ製品に直してあるようでございまして、単価としての出し方はしておりま

せんそうでございまして、御了解をいただきたいと思ひます。

○島田(琢)委員 だから、私はきょう、審議官、あなたで答えられるかといふ聞いたのです。もしあれだつたら、いま食肉部会が開かれてそつちに行つてゐるのでしよから、あらためて大臣なり畜産局長に来てもらつて話を聞かなければ、私は納得できません。

私のほうから教えます。昨年この審議のときに全中の松村常務からこの質問が出されております。そのときに、食品製造業三十人規模で時間当たり労賃は三百八十七円八十銭と答えていた。それを私に答えられないというの、おかしいじゃないですか。これだけ明確に答えてはなつていない。しかし、国会で私が質問したら私に答えられないというの、おかしいじゃないですか。私は納得できません。

○下浦説明員 ただいまのお話は昨年の審議会に出たそうでございしますが、やはり先ほど来私が申し上げておりますようなことで出せませんので、御参考までに製造業三十人規模の労賃単価を申し上げた。それが三百八十七円八十銭であるということのようございまして。

○島田(琢)委員 どうもこんなことで時間がかつて、私もまことに残念なんですけれども、これは資料として農林省が畜産振興審議会酪農部会に出しているのです。どうも意地悪い質問をしていようですが、なぜ、国会でわれわれが議論をする、そうやって知らぬ存ぜぬ、話せませんで逃げるのですか。何か足元をすくうと思つてい

のでしよから。私はそうじゃなくて、ほんとに皆さん方が、酪農のいまの状態の中で保証乳価を上げてもらわなければどうにもならぬ、もう死んでしまふという切実な訴えをされてゐるのです。次官もお聞きになつてゐるでしよ。

いまメモが参りまして、午後から大臣が出席するそうでありますから、では、この問題は保留いたします。しかし、私はどうも許せないのは、

去年これだけはつきり審議会に答えておきながら、ことし私が質問したら私に答えられないというのであれば、これは国会軽視だと言わざるを得ませんから、その点はどうも私は納得できません。

それじゃ、次に進みます。そこで、私は、これもおっしゃれぬのではあれば、私のほうから一つの統計数字に基づいてお示ししておきますけれども、大手乳業は時間当たり労賃というのは平均して大体五百円です。五百三円ぐらいになりますけれども、まあ五百円です。私も酪農家の立場からいえば同じ白い乳の生産、加工に携わっているこの関連産業なんだから、いわゆる乳業メーカーに従事する労働者の労賃と生産農家の労賃というのはせめて同じくしてほしい。これは長い間の主張でございます。これは耳にタコができてくるぐらい御存じいただいている点であります。これぐらいはつきりしているわけです。これは私はでたらめの数字を申し上げているわけではありません。統計数字に基づいて、こういうことになっております、こう言っているわけでありまして、これは私のほうから逆に教えておきます。この労賃を何としてもいま申し上げたような形で直してもらわなければ、加工乳のそのほかの数字を幾らひねくり回しても、生産者が、農民の皆さんが要求している七十四円十七銭を実現することはもうできないと思います。したがって、こういう重大な要素をほんとうに思い切って手直しをするという考え方がなければだめだ。答弁をいただいていると、長々と答弁をされてしまつて時間ばかりかかりますから、私は、私のほうからむしろそういうことをある程度教えて、そういう理解をいただきたいということをお願いしておきます。

そこで第二点目は、ことしは、いまの四年も五年も六年も据え置いてきている安定指標価格は当然変えなければだめだ、こう思います。いまの安定指標価格の中におきます市場価格の実態はどうなっておりますか。簡単に、バターとか脱脂粉乳、その程度でけっこうでありますから、時間の

関係で詳しくお話をさせていただくことはできませんので、そうした重要な品目だけ市場価格の推移をお示ししたいと思ひます。

○下浦説明員 お答え申し上げます。バターにつきましては、四十七年二月から四十八年一月までは、これは八百二十円ということに相なっております。それから脱脂粉乳でございますが、これは同じ期間で一万四千四百二十二円、こういう事情でございます。

こういうものがそういうことの状態では乳業の発言力を強めているような、そういう印象を私は受けるのです。これは、厳重にこういう問題については指導していただきたい。

○島田(憲)委員 非常に実態にそぐわなくなっているということがそれによつて明らかであります。ことしは思い切つて改定する、そういう考え方があります。

○下浦説明員 四十三年当時の過剰時代におきましては、安定指標価格よりも下回つた価格で市場価格が形成されたという時期がございましたので、そのころから比べますと、昨今ではよくなつておるといふぐあいに考えております。

きょう申し上げたのは、私は労賃部門と、そのほかにも若干の問題についての保証価格算定にあつたの考え方を聞いたにとどまつているわけでありまして、このほかに、償却費という問題は非常に多くの問題をこの中に含んでおりまして、私はこの論議だけで一日やつてもいいくらい問題をたくさん含んでいふと思ひます。保証価格の中における償却費の部分というのは、もちろん牛の個体の問題、農具の問題、それから建物の償却の問題、こういうものというのは、実態の中で非常にそぐわないようなものになっているという点は、政府もすでにそのことにある程度お気づきになつていふうに聞いております。

○下浦説明員 安定指標価格につきましては、市場の状況等もよく踏まえて十分検討いたしましたと思ひますが、また反面、物価等に及ぼす影響等も勘案しなくてはならないと思ひますので、あわせて十分検討いたしたいと思ひております。

○島田(憲)委員 毎年乳製品協会などから乳価の改定の時期になると申し入れがあるようでありますが、ことしはどういう申し入れがありますか、あるいはありませんか。

○下浦説明員 三月に入りましてと思ひますが、申し入れがございました。私の記憶では、たしか安定指標価格と基準取引価格についての申し入れというぐあいに記憶をいたしております。

○島田(憲)委員 ところで、問題になりますのは、安定指標価格の改定についてはいま通り一べんの御答弁でありまして、私はもつと詰めなければいかぬと思ひて具体的に伺ひたいわけですが、けれども、それはひとつおきまして、

○島田(憲)委員 乳製品協会からこういう申し入れがあつたのであります。保証価格も上げてはだめだ、基準取引価格も上げるべきでない、安定指標価格も現水準に据え置くべきだ、こういう趣旨の申し入れがあつたようです。もちろん政府はこの申し入れに左右されるなどということとは私どもはごうも考えておりません。き然たる態度でおやりになるだろう、こう期待をしておりますけれども、しかし、私は乳製品協会がこんな申し入れをするというのにはまことに思ひ上がりもはなはだし

このほかに、具体的な生産者の皆さん方が最低の要求価格だと言つて七十四円十七銭は妥当な要求だ、こういうふうにならねばは判断いたしておりますが、政府はどうですか。

○下浦説明員 生産者の団体側の算出によりまして乳価の引き上げにつきましては御要望価格でございますが、これは算出の基礎なり考え方なりになり違つた観点がございまして、一がいには申し上げかねるところでございます。

○島田(憲)委員 山崎(平)委員長代理着席

○下浦説明員 生産者の団体側の算出によりまして乳価の引き上げにつきましては御要望価格でございますが、これは算出の基礎なり考え方なりになり違つた観点がございまして、一がいには申し上げかねるところでございます。

○島田(憲)委員 山崎(平)委員長代理着席

○下浦説明員 生産者の団体側の算出によりまして乳価の引き上げにつきましては御要望価格でございますが、これは算出の基礎なり考え方なりになり違つた観点がございまして、一がいには申し上げかねるところでございます。

○下浦説明員 生産者の団体側の算出によりまして乳価の引き上げにつきましては御要望価格でございますが、これは算出の基礎なり考え方なりになり違つた観点がございまして、一がいには申し上げかねるところでございます。

○島田(憲)委員 山崎(平)委員長代理着席

○下浦説明員 生産者の団体側の算出によりまして乳価の引き上げにつきましては御要望価格でございますが、これは算出の基礎なり考え方なりになり違つた観点がございまして、一がいには申し上げかねるところでございます。

○下浦説明員 生産者の団体側の算出によりまして乳価の引き上げにつきましては御要望価格でございますが、これは算出の基礎なり考え方なりになり違つた観点がございまして、一がいには申し上げかねるところでございます。

○島田(憲)委員 山崎(平)委員長代理着席

○下浦説明員 生産者の団体側の算出によりまして乳価の引き上げにつきましては御要望価格でございますが、これは算出の基礎なり考え方なりになり違つた観点がございまして、一がいには申し上げかねるところでございます。

○下浦説明員 生産者の団体側の算出によりまして乳価の引き上げにつきましては御要望価格でございますが、これは算出の基礎なり考え方なりになり違つた観点がございまして、一がいには申し上げかねるところでございます。

○島田(憲)委員 山崎(平)委員長代理着席

○下浦説明員 生産者の団体側の算出によりまして乳価の引き上げにつきましては御要望価格でございますが、これは算出の基礎なり考え方なりになり違つた観点がございまして、一がいには申し上げかねるところでございます。

○下浦説明員 生産者の団体側の算出によりまして乳価の引き上げにつきましては御要望価格でございますが、これは算出の基礎なり考え方なりになり違つた観点がございまして、一がいには申し上げかねるところでございます。

○島田(逋)委員 私の持ち時間がなくなりましたから、私は最後に、前段で私はいろいろな答弁をいただきました、そういう印象の中からはやはりわれわれが心配していることが依然これからは続いているような心配であります。そこで、私は、日本の食料政策のあり方というのについて、この時点でひとつ牛乳問題だけではありません。すべての農畜産物あるいはすべての食料の問題について、その政策にいわゆる発想の大転換をしななければならぬ大事な時期にきている、こう思います。私は途中でも指摘をいたしました、農基法農政の誤り、これは率直にひとつ政府もお認めになるべきだと思います。そして、一連の構造政策が今日のいわゆる酪農やそのほかの農業の危機を招いているというこの事実も、これに目をおおるべきではないのです。したがって、思い切った価格政策をここに出して、少なくとも、もうこんなに少なくならなかった農家でありましたから、これをこれ以上減らすようなことがないように、そして若い人たちが安心して生産に努力することができるよう、ぜひ新しい思い切った農政の確立をこの機会にお願いをしたい、こう思います。

その第一弾として、四十八年度の保証乳価は七十四円以上の決定をすることによって、私は置かれてる酪農の危機を乗り越えて、政府が出されております目標に近づけることのできる手だてになると信じております。どうかひとつ、あすの審議会に提案をされる中身については、けさはど来私からいろいろお尋ねをいたしました点は、私なりに非常に理解のできない点がたくさんありますので、また大臣の出席を求めるなり畜産局長の出席を求めるなりして、もう少し具体的にお聞きしたい、こう考えております。

ただ、最後に申し上げておきますが、政務次官は誠意を持ってお答えになっているということについては、私はそれを否定しておりません。ただ、大臣と十分きょうのやりとりを御相談いただきました、誠意を持って——きょうここにお見えになっている皆さんは酪農家です。死ぬか生きる

かというせとぎわに追い詰められて、ほんとうに真剣な、まなじりを決してわれわれの生活を守らなければならぬという意気に燃えて皆さん方上京されているわけですね。私は不測の事態などが起こることを期待しておりませんが、生きるか死ぬかまで追い詰められたら、ネズミだってネコを噛むというではあります。どうかひとつ酪農家の危機を救うために、中尾政務次官に思い切った手腕をこの機会に発揮していただいて、櫻内大臣とともに日本の農業を守るためにがんばっていただきたいと心から御期待申し上げて、私の質問を終わります。

○山崎(平)委員長代理 次に、諫山博君。

○諫山委員 きのう来の質問で、酪農農家の数が急速に減少したということが明らかになりました。こういう結果が生ずることを農林省としてはもとより予想していたのであるかどうか、それとも予想しない結果が出たのか、御説明願いたいと思います。

○下浦説明員 お答え申し上げます。

先ほどの島田先生の御質問で、酪農近代化計画という問題が出ました。これは四十年からそういう計画でございまして、ただいま第二次の新しい計画になっておるところでございます。それで、先ほど来のやりとりをお聞きいただいた経過からおわかりいただけるかと思いますが、私どもはやはり酪農というのは農業の基幹的部門を将来占めるだろう、現に占めつつあるわけでございますが……

○諫山委員 簡単にしたいかと思ひます。予想していたのかいなかったのか。

○下浦説明員 というところでございしたので、予想はしていません。

○諫山委員 予想してない事態が生じたこととすれば、その点について農林省はどういう責任を感じているのか。またどういふ是正策をとろうとしているのか、御説明いただきたい。

○下浦説明員 四十五年後半以来こういう現象が出てきたところでございますので、私どもも十分

反省をいたしました。酪農問題に関する研究会を省内に設けまして、いろいろと各方面の県やその他の方々の御意見をいただいたところでございまして、それに基づきまして四十七年度予算からいよいよ酪農に関する振興対策をやるということをやっております。

○諫山委員 農林省が予想しないほど酪農農家が減少したという事実が明らかになりましたが、この大きな原因の一つとして、いわゆる低乳価政策があったというふうには考えていませんか。

○下浦説明員 農家戸数が減るといことは予想はしておったところでございまして、これは酪農につきましても例外ではございません。ただ、低乳価によるものではないかという御質問でござい

ますが、加工原料地帯だけをとりましますと、これは昨年一年の経過でございまして、価格は低乳価による原因があるものとは考えておりません。

○諫山委員 私も価格ばかりが原因だとは言っておりません。安い乳価が大きな原因の一つではないかと聞いておるのです。いかがでしょうか。

○下浦説明員 農家側からの感じといたしましては、確かにそういう考え方があろうかと存じております。

○諫山委員 保証価格が非常に安いことが問題になっておりますが、四十七年度は前年度に比べてどれだけ保証価格が上がっているのか、四十六年は前年度に比べてどれだけ上がっているのか、パーセントで御説明願いたいと思ひます。

○下浦説明員 四十六年度は前年に比べて七十五銭の引き上げでございます。それから四十七年度におきましては一円の引き上げということになっております。

○諫山委員 私はわざわざパーセントで示してくれと言っております。

時間がかりますから、次の質問をいたします。同年度の労働賃金の上昇率あるいは消費者物

価の上昇率に比べて、保証価格の上昇率はどうか。どうでしょうか。

○下浦説明員 ただいま御指摘の上昇率に比べて、高いとは申せない数字でございます。

○諫山委員 いまの問題を、労働賃金とか消費者物価の上昇に比べて保証価格の上昇率がどのくらいおくられているか、計算したことはありますか。示してもらいたいと思ひます。

○下浦説明員 ただいまここに数字を持ち合わせてございまして、後ほど御連絡を申し上げます。

○諫山委員 正確な数字はお持ちでないようですが、お話にならないくらい低いということは御承知でしょうか。

○下浦説明員 かなり低いことは承知をいたしております。

○諫山委員 これだけ激しい物価高の中で、またその中で労働者の賃金もそれなりに上がっているという状況の中で、保証価格だけが極端に上昇がおくられているという問題をどう考えておられますか。これで酪農農家がやっていけると思ひますか。

○下浦説明員 酪農経営につきましては、先生御承知のとおり、過去におきましてかなりの合理化が行なわれてきているところがございます。したがって、一〇〇%そういうような考え方は私どもいたしてはおりません。

○諫山委員 保証価格というのは、加工用の牛乳をつくっている農家にとっては商品の価格でございます。この価格が消費者物価に比べてお話しにならないくらい安いというので、農家の経営がうまくいくはずがないじゃないですか。

そこで、観点を変えて、同じ期間に乳業資本が支払う基準取引価格はどのような推移を示したのか、これは保証価格の上昇とどういふ関係にあるのか、御説明願いたいと思ひます。

○下浦説明員 四十六年度におきまして基準取引価格の上昇は、前年に比べて三十二銭でございます。それから四十七年度におきましては同じく

三十六銭ということになっております。

○諫山委員 いま四十六年と四十七年について金額の指摘がありました。農林省の資料によりますと、四十六年度に保証価格はわずかに一・七％しか上がらなかった、同じ四十六年度、基準取引価格は〇・九％しか上がらなかった、こういう数字のようですが、違いますか。

○下浦説明員 正確にはじいておりませんが、大体そんな感じかと存じます。

○諫山委員 そうすると、酪農農民の受け取る保証価格は一・七％しか上がらなかった。同じ時期に乳業資本が支払う基準取引価格はそれよりか率の低い〇・九％しか上がらなかった。つまり酪農農民が受け取る金額より酪農資本家が支払う価格がずっと安くなっているというような結果が出てきませんか。

○下浦説明員 基準取引価格の計算の基礎になる安定指標価格が変わっておりませんので、政府の負担部分が結果的にはふえておるといふことであ

ります。

○諫山委員 回りくどい説明ですが、政府の負担部分がふえたというの、酪農資本の支払いが少なくて済むようになったということですか。

○下浦説明員 先ほど申し上げました数字だけは支払い分がふえておるわけでございます。

○諫山委員 そうすると、この不足払い制度の運用というのは、酪農農民の生活を保護するというよりか、むしろ乳業資本を保護するというような運用になっているように見えますが、どうでしょう。

○下浦説明員 私どもは決してそうは考えておりませんので、安定指標価格を適正な水準にきめまして、そこから出発をいたしまして、製造、販売経費等に吟味を加えたものを差し引きしましたものを基準取引価格ときめておるわけでございます。

○諫山委員 ことばでは乳業資本の保護ではないというふうに言われますが、数字は明らかにそのことを証明していると思います。

とところで、さっき北海道の酪農農民の実情を調べたという話がありましたが、ことしの三月二十日の「日本農業新聞」に北海道東部の中標津農協の詳しい実情が報道されております。これを見ますと、農協の正組合員戸数が四十八戸、そして平均の負債額が七百万円だ。そしてこの新聞記事の見出しは「しほるほどかさむ借金 崩壊寸前の原料乳地帯 低乳価こそ元凶」というようなことばになっておりますが、そういう状態であることを認識されておられますか。

○下浦説明員 ただいま御指摘になりました新聞の記事は私、読んでおりませんが、北海道の酪農につきましましては、全国規模よりかなり規模が大きいという事実がございます。しかも年々その規模の拡大のペースがかなり早まっております。い

わゆる多頭飼育に進んでおるといふことでございます。それに伴います土地、資本の投入ということが当然考えられますので、そういう経営上の苦しさというものはあるかと存じてお

ります。

○諫山委員 私が読み上げた「日本農業新聞」の記事というのは、あまり信用できないというふう

に理解されておるのですか。大体、いま北海道の酪農というものはこういう状態になっているのだと

いう認識をお持ちでしょうか。

○下浦説明員 その新聞の記事が信用できるかどうかという点ではございませんで、北海道の酪農という問題につきましましては、私も非常に大きなウエートを置いておりますし、今後とも申し上げ

だと思っております。その反面、先ほども申し上げましたような経営上のいろいろな問題が出てきておるといふ点に認識をいたしております。

○諫山委員 この乳価、豚価の問題で、東京で酪農農民の決起集会が行なわれました。そして自民

党の代表があいさつをする、やじり倒されてあ

いさつができないというふうな状態です。もともと共産党の私にもやじが飛びました、早く政権を

取れというやじが飛びました。これは自民党の酪農政策に対するきびしい批判の声だと思ひます

が、政務次官はこういう状態になったことに対し

てどう考えておられるのか、御説明願いたいと思

います。

○中尾政府委員 ただいま先生の御指摘になられ

ましたことは、いささかなりとも政治的問題でござ

いますので、そのような御声援があったことは、

政党としてはまことに喜ばしいことであつた、

私も他党を非常にうらやましい思いで見ているの

でございすが、決して自由民主党もそれに対し

て反省することなくやつておるわけではございま

せん、前向きにこの問題は考えていかなければ

ならないし、同時に、この問題は慎重にとらえて、

農家、農民のためにこそ農林省があるもので、その

農林省のたまえというものを踏まえて私どもは

行政に任じておるわけでございますから、その行

政の上に立つて、私どもは指導方針を誤らないよ

うに考えていくべきであるという意識を持つ次第

でございます。

○諫山委員 政務次官にもう一つお聞きします。

保証価格の上昇率を見てみますと、昭和四十五

年度がわずかに〇・五％、四十六年度がわずかに

一・七％、四十七年度がわずかに二・二％、四十

八年度がどうなるかというのはこれからの問題で

すが、この物価高の激しい現在、これで酪農経営

が安定すると思っておられますか、それとも物価

のを勘案すべきであるという考え方に私は立つも

のでございまして、反省の材料には十分してお

つもりでございまして。

○諫山委員 いま乳牛を乳牛として利用するので

はなく、牛肉のために殺しているということが

非常にうらやまされております。農業新聞なんかで

は、乳牛の三分の一が一年間に殺されたのじゃな

いこととさえ書かれております。この実情を

農林省としてはどう把握しておられるのか、ま

た、こういう事態が起こってきた原因は低乳価と

関係がないと思つておられるのか、御説明願いた

いします。

○下浦説明員 屠殺の関係でございすけれど

も、これは先ほど島田先生の御質問にお答えした

とおりでございまして、確かに高い水準にはある

わけでございますが、昨今では横ばいから下降

みというぐあいになってきております。したが

いまして、この牛肉の強い需要に対する一つの現象

ということは、御指摘のとおりあるかと存じて

おりますが、この乳価の問題との直接的な関連と

いうものはさほどないのではないかと存じてお

ります。

○諫山委員 きょうこの席には酪農農民がたく

さんおられます。あなたの発言を納得できましょ

うか。牛肉が高いからそうなんだ、乳価が安い

からじゃない、こう言われるのですか。もう一

べんその点を御説明願いたい。これは政務次官

から御説明ください。

○中尾政府委員 この問題は担当官にまず説明を

させてみたいと思ひます。

○下浦説明員 価格の関係がないとは私、申し上

げておりませんので、直接的にはさほどのから

みはないという申し上げ方をしたわけございま

す。ただ、牛肉価格が、非常に強い需要にさ

えられまして強含みに推移いたしておりますので、

先ほど来論議をいたしました下層階層の脱落の際

に市場に出るという傾向ではないかというぐあ

いに考えております。

○諫山委員 乳牛を乳牛として利用せずに、殺して牛肉にするのはたいへんなことだと思ひます。農家にしてみれば、血の出るような思ひです。そういうことをしているはずで、この問題について、主たる原因は牛肉が高からだという御説明のようですが、これでは農林省の反省というものは全く見られません。こういう状態が出てきているのを正常だと思つていいのか、またどういう方向で是正しようと思つておられるのか、農林政務次官に御説明願ひたいと思ひます。

○中尾政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。確かにその点はいささかなりとも私どもがそのような基本路線に立つて考えているとするならば、十分反省しなければならぬと思うのでございます。以後その点は十分に考慮したいと思つております。

○諫山委員 乳牛は乳牛として利用する、また乳牛を乳牛として利用するような価格を保証する、これが酪農政策の基本だと思ひますが、この点について次官に御説明願ひたいと思ひます。

○中尾政府委員 そのとおりだと思ひます。

○諫山委員 そうなりましたと、保証価格というのは大幅に引き上げなければならぬ。いまのような保証価格が続いている限り、農業新聞によれば、日本の酪農は崩壊するのじゃないかといわれているわけですが、そういう観点から保証価格の決定を検討されておると聞いていいでしょうか。

○下浦説明員 先ほど来いろいろ御指摘のございませう。酪農をめぐります。昨今の諸現象、頭数の減少なり戸数の減少あるいは生乳生産の停滞というやうな事実は事実として私もよく頭に置いて今回の乳価決定に当たるといふつもりでございます。

○諫山委員 先刻米酪農の農家戸数が激減したといふことが問題になりましたが、同時に、昨年度あたりから乳牛の飼育頭数も停滞きみだ、場合によつたら減少しているという結果があらわれているようですが、いかがでしょうか。

○下浦説明員 御指摘のとおりでございます。乳牛の頭数につきましては、四十六年二月一日現在

在で百八十五万六千頭が百八十一万九千頭と四十七年二月一日現在でなつております。

○諫山委員 政府は酪農振興といふことを非常に強調しております。ところが、農家経営戸数が減るだけではないで、乳牛自体が減少するといふのはたいへんなことだと思ひます。

「山崎（平）委員長代理退席、委員長着席」
こういう事態を農林省としては予想していたのか、それとも予想しない事態が生じたのか、どちらでしょうか。

○下浦説明員 先ほどもお答えいたしましたとおり、予想はしておりません。ところでございませう。

○諫山委員 その原因はどこにあるかと考えておられるのか、またどういう方向でこの状態を是正しようと思つておられるのか、御説明願ひたい。

○下浦説明員 この問題の原因でございませうけれども、やはりいろいろな原因があるかと存じますが、先ほども申し上げましたとおり、全体的には多頭化が非常に進んでまいつております。したがひまして、一頭ないし四頭の階層あるいは五頭ないし九頭の階層といふものがだんだん減少してまいりまして、上の階層がふえているといふことでございませう。従来はその下のほうの階層が減つてまいりまして、上のほうの階層がカバーしてまいつたといふ現象があつたわけでございますが、この乳牛頭数の減少という事態につきましても、それは上のほうの階層が下のほうの減少をカバーし切れなかつたといふ現象が出てきた、こういうやうなことを考へておるところでございます。

したがひまして、今後ともいろいろ酪農の振興対策をはかつていかなければならぬと思ひます。飼料基盤の整備なりあるいは生産団地の育成といふやうなことを通じまして、じみちによつてまいりたいと考へております。

○諫山委員 一言で言へば、いままでは小さな酪農民が次々とふるり落とされた、一昨年、昨年あたりから大きな酪農民も行き詰まり始めた、こういうことのように見えます。そうすると、酪農行政というのは初めから終わりまで全部失敗だ

らけだつたという結論になると思ひますが、次官はこの点いかが考へてでしょうか。

○中尾政府委員 御指摘のとおり現象面と受け取れると思ひますが、多頭化現象が非常に増大している昨今でございませうだけに、そのような現況が起ることと判断しております。

○諫山委員 こういう状態が出てきた大きな原因の一つが、保証価格が安過ぎることにあるといふふうには考へていませうか。

○下浦説明員 価格の点もあろうかと存じますけれども、先ほども申し上げましたとおり、加工原料乳地帯、一道四県でございませうが、ここにおきましては乳牛頭数はなお増加の傾向にあるといふことでございませうので、直接的なからみはさほどないのではないかと、ううあいに考へております。

○諫山委員 保証価格といふのは直接的には加工用牛乳の問題のようですが、しかし、これは飲用牛乳についても非常に大きな影響を持つていふやうなことに私も考へております。保証価格を安く据え置くことによつて、飲用牛乳の価格を安くするといふ作用を持つていふことは明らかです。

その意味では、いま問題になつていふ保証価格をどのくらい引き上げるかといふことは、日本の酪農経営全体にとつて非常に中心的な重大な問題です。これが例年〇・五％しか引き上げられないとか、一％、二％しか引き上げられないといふのはお話になりませう。これでは日本の酪農が崩壊するのではないかと、この心配を持たれるのは私は当然だと思ひます。その意味では、この保証価格といふのは十分生産費を償ふやうな価格にすべきだ、当面米並みの労働報酬が得られるべきだと私たちは考へております。

そこで、現在のこの保証価格は米並みの労働報酬と言へる状態になつていふのかどうか、この点を御説明願ひたいと思ひます。

○下浦説明員 米は、先生御承知のように、食糧管理特別会計がございまして、全面的に政府管理のもとに置かれておるものでございませう。牛乳に

つきましては、そういう米の立場とかなり違ふ面があるわけがございまして、米並みの価格の構成といふことには現在のところなつておりませう。

○諫山委員 一時間当たりの労働報酬が、お米の場合には幾らであり、保証価格の場合には幾らであるといふことを御説明願ひたいと思ひます。

○下浦説明員 たいへん恐縮でございますが、もう一度おつしやうていただきます。

○諫山委員 一時間当たりの労働報酬が、お米の場合には幾らであり、加工用牛乳をつくらせている酪農民の場合には幾らであるといふ説明です。

○下浦説明員 一日当たりの家族労働報酬で申し上げます。酪農の場合には二千百十九円でございませう。それから水稲の場合には二千三百八円、こういうことに相なつております。

○諫山委員 一日当たりの家族労働報酬が、米と酪農民では一日平均二百円ぐらゐり違ひますね。これは酪農農民全般についての数字だと思ひますが、保証価格の場合にはどうなりましたか。

○下浦説明員 ただいま御指摘の計算はいたしておりませうので、後ほど差し上げたといふ存じます。

○諫山委員 農業基本法で果樹とか畜産の振興といふのが叫ばれました。そしてお米をつくらなくともやつていけるやうな農業といふことが政府から盛んに奨励されたわけですが、ところが、現在の労働報酬が見ますと、酪農農民の場合には米並みの労働報酬が二百円ぐらゐり違ひという結果が出ていふやうですが、この問題を正常な状態と考へるか、それとも是正すべきだと考へておられるか、政務次官にお聞きしたいと思ひます。

○中尾政府委員 その数字の上ではとても正常とは思つておりませう。

○諫山委員 いまの状態を正常でないと考へておられるなら、どういう方法で是正されるつもりか、御説明願ひたいと思ひます。

○中尾政府委員 酪農の基本的な態度を十分に引きわめまして、一步一步農業基本法に基づいて前

進をさせていくことだと思っております。

○諫山委員 解決はきわめて簡単です。牛乳の価格を引き上げることが一番簡単にできる。また直ちにしなければならぬ解決策です。そのことを要求してたくさんの人たちがきょうも傍聴に来ておられるし、また決起集会なども開かれておられる。この点を農林省としてはもっと本気で考えなければならぬと思います。

さらに、農業に対してどのくらい政府が金を使うのかということも大きな問題です。私たちは軍事費のために金を使ったり、一部の大企業のために金を使うのではなくて、社会福祉あるいは農業の発展というようなことにもっと金を使わなければならぬと思います。

そこで、私の手元に昭和四十六年度に農業就業人口一人当たりどのくらいの農業予算が組まれたかという各国の調査資料があります。これを見ますと、アメリカの場合には農民一人当たりの予算額が六十二万一千円、イギリスの場合には四十五万七千円、フランスは三十七万四千円、西ドイツは二十二万三千円。ところが日本の場合はわずかに八万六千円。つまり日本の農業関係予算というのはアメリカの七分の一、イギリスの五分の一、こういう状態のようですが、この点はどうか考えておられるのか、政務次官にお聞きします。

○中尾政府委員 確かに大きな差であることは、率直にこの統計の中では認めなければならぬと思います。ただ、単位当たりの問題点等は私も研究をしておりますので、お聞き及びしておきたいと思っております。

○諫山委員 四次防の計画に膨大な金を使うということが今度の国会でも問題になりましたが、農業予算が農民一人当たりアメリカの七分の一、イギリスの五分の一、その他のヨーロッパ諸国に比べてもお話にならないというのでは、農家の経営が成り立たなくなっていくのは当然だと思えます。その点では、これは自民党の誤った農業政策のために、いまの深刻な農業危機が生じたと思っております。

この問題に関連して養豚について少しお聞きしたいと思いますが、養豚についても養豚の飼育戸数が激減しつつある傾向が出てくるようですが、この点はいかがでしょうか。

○下浦説明員 お答え申し上げます。養豚の飼養農家戸数であります。この五年くらいを申し上げます。四十三年にござましては飼養農家戸数五十三万六千戸でござります。四十七年におきましてはそれが三十三万九千七百戸、こういうぐあいに相なっております。

○諫山委員 豚の飼養戸数が激減した。しかし、一面では飼育頭数は増加の傾向にあるというのがこの十年間の大体の傾向のようですが、それにしても昨年あたりから飼育頭数も伸び悩みの状態にあるということが数字であらわれております。この点については農林省としてはこれでいいと思っておりますのか、何か是正策を考えておられるのか、御説明願いたいと思っております。

○下浦説明員 豚肉の問題でござりますけれども、豚肉は日本の食肉供給の中で四割近いシェアを占めておるわけでございまして、今後も非常に重要な物資であるというぐあいに認識をいたしております。したがって、今後とも養豚も伸ばしていきたいかなければならぬというぐあいに考えておりますが、ただいま御指摘の点につきまして、大体二点あるかと存じております。

一つは環境問題でござります。養豚経営をめぐりまして水質の問題あるいは悪臭の問題等が最近かなり出てきております。これが養豚経営を阻害する一つの原因ではないかと思っております。もう一つは繁殖部門の伸び悩みでございまして、なかなか国内の強い需要についていけないという点がござります。したがって、養豚につきましましては、この二点につきまして重点的に今後いろいろな施策を講じてまいりたいと存じております。

○諫山委員 さっきからの討論の中で、ことしの三月、乳製品協会から牛乳の価格について申し入れがあったということですが、これは例年行なわれておりますか。

○下浦説明員 例年来ておるようでござります。

○諫山委員 乳製品協会というのはいくつもの企業によってつくられていて組織でしょうか。

○下浦説明員 乳業協会が構成メンバーになっている団体というぐあいに承知をいたしてしております。

○諫山委員 森永、明治、雪印というような乳業資本が急速に利潤をふやしている。特に不足払い制度が発足して以来、利潤率の増加が急速になったというところがいろいろ問題になっております。この実情について御説明願いたいと思っております。

○下浦説明員 乳業につきましては実はいろいろ消長がござります。先ほども島田先生の御質問にお答えをいたしました。過剰の時代にはいわゆる余乳の処理というようなことが出てまいりました。なかなか製品が売れない、こういう事態があるわけでございまして、ちょうど四十二年、三年ごろの過剰時代におきましてはあまり経営はよくなかったかと存じておる次第でござります。ただ、昨今は生乳はかなり需給が逼迫ぎみでござりますので、安定指標価格を上回る市場価格が形成されておるといふ状況でござりますので、若干経営をいたしましては好転をしたような傾向ではないかと存じております。

○諫山委員 不足払い制度が実施されたのは昭和四十一年度からですが、雪印の四十年における帳簿上の純利益は四十億円。ところが、不足払い制度が実施された四十一年度は五十一億円にふくられた。同じく明治の場合が帳簿上の純利益は四十九億七千万円が三十五億六千万円にふくられたという数字が発表されております。この一、二年どういう状態になってまいりましょうか。

○下浦説明員 ただいま手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお届けをいたしたいと思っております。

○諫山委員 乳業資本が不足払い制度発足を一つの契機にしたいへん利益をふやすようになった。そして毎年こういう会社が価格決定の時期になると政府に申し入れをするということが明らか

になりましたが、政府に対して申し入れをするだけではなくて、こういう大企業が膨大な政治献金をするようになったというの、最近の大きな特色ではないかと思っております。

そこで、自治省の人にお聞きしたいと思っております。この三年間くらいで乳業三社がどのくらい政治献金をしたか、政治献金を受けた相手方はどういふ団体、どういふ個人であるのか、御説明願いたいと思っております。

○佐藤説明員 あらかじめお尋ねがございましたので、官報公表事項の中からこれを見てみますと、森永乳業につきましては、四十七年上期三百六十三万円、四十六年五万円、四十五年ゼロとなっております。明治乳業につきましては、四十七年上期三百六十三万円、四十六年二百万円、四十五年八十万円となっております。雪印乳業につきましては、四十七年上期三百七十万円、四十六年百五十万円、四十五年百万円となっております。

○諫山委員 いまの数字を総計しますと、四十六年度で乳業三社が三百五十五万円政治献金をした。四十七年度の上半期で一千九十六万円政治献金をしたという数字になりますが、献金を受けた先はどういうところでしょうか。

○佐藤説明員 手元に四十七年上期の官報がござりますので、これについて見ますと、これはいづれも乳業政治経済研究会に寄付をいたしたということに公表されております。

○諫山委員 乳業政治経済研究会というのは、私の聞きなれない団体ですが、どういう組織ですか。

○佐藤説明員 自治省に対する届け出におきましては、この政治団体の性格は承知いたしております。せん。

○諫山委員 農林省側にお聞きしますが、これはどういふ団体ですか。

○下浦説明員 私どもも先生からお話がござりますまで全く存じておりませんでしたのでござります。それでお話がございましたので調べてみました。

たところ、たゞいま自治省から御答弁のありましたようなことにつきましてはわかつたという段階でございます。

○諫山委員 昨年の上半期だけで一千九十六万円も政治献金がされる。そして一方では、毎年乳価決定時期になると、乳業会社が政府に対していろいろあつかましい申し入れをするというのはいさめて重大な問題です。私たちとしては、この申し入れと政治献金が決して無関係だとは受け取れません。しかも政治献金の額というのは年々たいへんな勢いでふえているのです。ことしの上半期は昨年度に比べて約三倍。おそらくこの政治献金といふのは、われわれの常識からいえば、自民党があるいはそれに近いところにしかいかないだらうと思ひます。この問題を政務次官はどう考えられるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○中尾政府委員 先ほどの先生の御指摘の中に、この乳価問題をめぐりまして政治的な発言が非常に多々感じられたのでございますけれども、私も、先ほど担当官から答えましたように、この問題に限っては全く存じ上げておりません。

同時にまた、それが自民党であるのではないかという憶測も、これまた揣摩推測にすぎない感想ではないか、こう感ぜられるのでございまして、私はその発言はまた折り返し先生にぜひひととひとつお話し控え願ひ上げたい、こう感ずる次第でございます。

○諫山委員 私の推測が間違っているかどうか、あとでけっこうですから、ぜひこれは農林省のほうで調査していただきたいと思ひます。調査の約束できますか。そして自民党筋でなければ、いま私の発言は改めます。調査約束できますか。

○下浦説明員 できるだけの調査をやつてみたいと存じます。

○諫山委員 一九七〇年度の経済白書の中に興味深い統計が出ております。それは牛乳一合飲むのに労働者がどれだけの時間働かなければならないかという統計です。七〇年度の経済白書によりますと、アメリカの労働者は一分間働けば牛乳が飲

める、西ドイツの労働者は二分間働けば牛乳が飲める、イギリスの労働者は三分間働けば牛乳が飲める、イタリアの労働者は四分間働けば牛乳が飲める、日本の労働者は六分間働かないと牛乳一本が飲めないという書いてあるのです。これは経済白書です。こういう状態を改めていくなら、牛乳の消費量というものは飛躍的に発展すると思ひます。そしてこういう状態が続いている一つの原因は、日本の労働者の低賃金、もう一つの原因は乳業資本が牛乳の消費者価格を意識的につり上げている。そしてこのことが一方では雪印や明治、森永の利益をふやし、一方では日本の酪農を崩壊に追い込もうとしている原因だと私は考えております。こういう問題について政務次官の見解をお聞きしたいと思ひます。

○中尾政府委員 先生の御質問は、いささかちよつと私自身も理解でき得なかつたのでございましてけれども、まことにそれ入ります、あと一度申し添えていただければありがたいと思ひます。まことに申しわけございません。

○諫山委員 一九七〇年の経済白書によりますと、日本の労働者は六分間働かないと牛乳が一本飲めない。アメリカの労働者は一分間働いて、西ドイツの労働者は二分間働けば牛乳が飲める。イギリスやフランスの労働者は三分間働けば牛乳が飲める。つまり日本人にとっては牛乳というのは貴重品になっているわけです。こういう状態が出ている一つの原因は、労働者の賃金が安過ぎる、もう一つの原因は、大企業が乳価をつり上げているというところにあると思ひます。この状態が改められれば、日本の酪農というものはもっと発展していくんじゃないか、牛乳の消費もふえるはずだ、こういう問題です。

○中尾政府委員 外国の例はいま私も初めて承つたわけでございますが、確かに、私も欧米に何年かおりました関係で、非常に牛乳がよく飲まれていたことだけは、日本では見られない現象だと私も記憶にとどめているわけでございます。これはもう乳飲み子のころから牛乳が全く日常生活

活の中に入つておるといふ生活環境でございまして、だけに、日本の場合も戦後の傾向としてはそれがやや顯著に欧米並みに見られつつあるという昨今であると私も感じておつた次第でございます。

確かに御指摘のとおり、労働賃金も安い、これも一つでありましょう。また同時に、そういう製造メーカーにおけるその問題点等も昨今に問題になっていっている点でもございましょうから、そういう点も十分考えていかなければならないという感じ方で受けとめております。

○諫山委員 私たちはもとと牛乳を飲用牛乳と加工用牛乳に分けて差別取り扱いをするというのと自体に反対です。そうしなければならぬ合理的性は全くありません。特に、同じ牛乳でありながら、加工用の牛乳だといふだけで非常に安いという問題は私はどうしても理解できません。その点ではいまの制度自体が改められるべきではないかと考えておりますが、それにしまして、いまの制度の中でももっと改善すべき点が幾らもあると思ひます。

一番大きな問題は、何といつても保証価格が安過ぎるということです。しかも、この保証価格が安いというのには、まさに日本の酪農経営を崩壊させるというところまで来ております。ですから、私は、生産費を償う生産費乳価という原則に従つて、保証価格を大幅に引き上げようというところが緊急に必要な点と思ひます。この点では、農林団体から具体的な金額まであげて要求が出ております。豚価についても同様です。この点を十分考慮しながら、これからの乳価決定を行なつていただきたい。

同時にまた、乳業資本に対しては過保護ではないか、保護され過ぎているのではないかと、不足払い制度のもとで乳業資本がどのくらいもうけているかというところを見ただけでも明らかです。しかも、酪農農民には低乳価を押しつけておきながら、去年の上半期だけで一千万円をこすような政治献金をするといううようなことは、私はどうしても是認

するわけにはいきません。

その点では、日本の酪農農政というのは根本的に改められるべきだと思ひますし、また差し迫つておる乳価、豚価についても、いままでのような、ただきまり切つた数式で計算だけをするというのではなくて、根本的な対策を立てる必要があると思ひます。特にいま飼料問題が非常に深刻になりました。どのくらい飼料が値上がりするのかわからないという状態でありまして、この点を当然これからの乳価の決定には大幅に取り入れるというところが必要になると思ひます。そういう問題について、最後でございしますが、政務次官の見解をお聞きしたいと思ひます。

○中尾政府委員 諫山先生の先ほど来言われております考え方というものの基本は、私は一つも否定するものではないし、同時にまた、基本的な見解というものは遂行すべきものであるという考え方にとり立つておるのでございまして。

たとえて言うならば、先ほど乳業資本の非常に過保護であるというおことばでございしますが、私は昨今の現象を見まして、そういう乳業資本であれ何であれ、投機的な現象を呈しております。こういう資本家形態というものは徹底的に断固なくすべきものである、私はそういう観点に立つておるのでございまして。

これは個人的な考え方を申して恐縮でございますけれども、これは農林省として変わりはないう感じは私にはしております。なぜならば、農林省はあくまでも農民あるいはまた農業行政あるいはまた農業の生産者というものを対象に、農林省というものがこれだけの人数を擁してあるわけでございますから、あくまでも目の当たらない農民に目の当たらない場所を、またほんとうに救われない農業にあくまでも私たちは救いをという、根本的な態度、理念をもってこの問題を追及していくことにはやぶさかではございません。農林省の一員としてその気持ちは一つも変わらなう持つておることと思ひます。しかし、いかにせん、御承知のよう、昨今の現状を見ますと、農林行政の不行

き届きも多々見られることは、先生が先ほど御指摘したとおりだと思っております。その点は私も十二分に反省すべき問題点は反省いたしまして、そしてこれをまた政策の上に、行政の上に反映していこうというところにおける態度も、これもまた私どもはお約束できようと思っております。

先ほど来、私どもが乳価の保証価格というものを設定でき得ないということに対して、何やらいろいろと御詰問がございましたけれども、決してそういうものではございませんで、私どもも、皆さまで方からいただきました御意見は、審議会にも十分に反映する覚悟と気持ちだけはできております。そういう意味におきましては、農林省並びに自由民主党といたしまして、私どもの知っておる限りにおいて、あくまでも農林行政のために施策をやっておる政であることも、これまた私の行政の立場から、まあ諒山先生には御反論を申し上げなければならぬ立場であるという感じがするわけではございませんが、決して私は反論をするわけではございません。しかし、あくまでも政党内の歩み寄りながら、意見、見解を発表し合ひながら煮詰まっていくなを農林省がとらえていく、そういう方向づけの中で農林省の政策を断行していくつもりでございますから、どうぞさようにお心がまえをお持ちいただければ幸いです。

○諒山委員 あとは大臣に質問いたします。

○佐々木委員長 中川利三郎君。

○中川(利)委員 それではさっそく伺いします。四十八年度の加工原料乳保証価格や豚価安定基準価格をめぐりまして、いま全国の農民の方々は死活の問題としてその成り行きを見ているわけでありまして。

先ほど虎ノ門の久保講堂で開かれました全国農協の代表者大会もそうでありまして、その他各地でそういう集会が開かれているわけでありまして、特に私が申し上げたいのは、北海道の根室、

釧路と並ぶ大酪農基地である天北の小林喜代治さんという方ですが、この方は去る三月六日、おからの吹雪を突きまして、稚内の宗谷農業会館で開かれた大会に出て、低乳価にあえぐ農民の実態を訴えた。ところが、そのふんまんの声が半ばにして、突然その場にぐずれ落ちて倒れ、そのまま息を引き取ったというのです。「日刊酪農乳業速報」によりますと、その模様について、ざりざりの線まで追ひ込められた全酪農民の心情を物語るように、国に対する恨みを込めた死であつた、こう報道しているのではありません。

そこで聞きするのではありませんが、今日の畜産危機をもち上げた、そして無数の善良な小林さんをつくり上げておるこの責任は、多頭化経営、規模拡大に追い上げて、その前提である飼料基盤やいろいろな施策を一貫して怠つてきた自民党にあるということ、もはや今日の常識と思ひます。が、まずこれについて当局の御答弁をお聞きしたいのであります。

○下浦説明員 お答え申し上げます。

先ほど諒山先生の御質問にお答えをしたところでございますけれども、北海道の酪農については、私どもも今後の日本全体の酪農に占める地位というものに非常に注目をしておるところでございます。従来からも飼料基盤の整備あるいは生産団地の育成というふうなことを通じましてやっております。また、今後は、今後とも大いに力を入れて努力を続けてまいりたいと思ひます。

○中川(利)委員 そんな月並みな答弁でだれがいま納得しますか。あなた方は畜産基盤の整備と言いましたけれども、需給の見通しだとかいろいろなものを見るたびに、だんだん少なくなつてきているのが現状でないですか。そういう答弁で納得する人は畜産経営農家の中には一人もいません。もっと責任ある答弁をしてください。

○下浦説明員 飼料の全体の需給につきまして、中小家畜が非常に伸びてまいつたということに伴ひまして、農厚飼料のウエートが非常に高く

なつてまいつた。したがひまして、相対的に粗飼料のウエートが低く出るといふことはございませう。ただ、大家畜につきましては、これはどうしてもえさを主体に置かなくちゃなりませんので、良質粗飼料というものの主体を置いた施策をやつてまいりたいと思ひます。

○中川(利)委員 いずれにしても、いまお話しした善良な農民、小林さんのような方を次から次へとあなた方はこさえておるのです。このことについて責任をあなた方は認めるかどうかということをお聞きしておるのです。

○中尾政府委員 先ほど先生の言われましたおことばの中に、お一人の農民を犠牲にしたということを承りまして、先生の御心痛と同様に、私も為政者の一員といたしまして深く感ずるところがございませう。自由民主党の農政も農林委員会もともどもひとつお互いに意見を開陳し合つて考えていくべき問題であるという考え方に立ちます。

○中川(利)委員 この問題の責任を私は自民党政治の責任でないかということをお聞きしているのです。それに対して農林水産委員会全体の責任に転嫁するといふようなことでなくして、自民党はこのことについて、小林さんという一人の人じやないんです。たくさん小林さんを生み出しているんです。このことについて責任をどのようにお感じになつておるかということをお聞きしているのです。

○中尾政府委員 どうも先生の御論法を聞いておりますと、小林さんのそのような致命的なあり方は、自由民主党がそのように持つていった、こういうような考え方から、それをどのように反省しておるかという御質問をなさつておるようには感ずるのではありませんけれども、政治というもの一つ一つの政だけではないものではないかというところから、私はこういう問題点は、農業を考へておる立場でそれがお互いに責任を感じ合ふ。特に私どもは現在為政の立場でございませう。行政を握つておる立場でございませうだけに、その点における反省は十分した上での御答弁であることを

十分御認知いただきたいと思ひます。

○中川(利)委員 自民党に申し上げるけれども、今日の国民の声を政府は何と聞いているかということですね。特に農林水産委員会みな責任とあなたは言うのですけれども、このとおりだれもおらぬじゃないですか。こういう状態の中であつた方はどう責任をとつたかということ、いま農民を殺すような政治になつておるじゃないか、このことについてあなたの反省はどうなのか、政府当局の反省はどうなのか、このことを聞いているのです。

○中尾政府委員 先ほど申し上げましたとおり、私個人といたしましては、中川先生の御心境そのままでございます。同時にまた、自由民主党といたしまして、当然この問題に対しては責任を感じてあたりまえのことであると私は感じております。

○中川(利)委員 最近の新聞の見出しを見るだけでも、畜産農家の現状については「食鳥組合の転業」三月十九日付農業新聞、徳島の例です。「大塚プロライザー株式会社一万五千羽鶏舎十三むねのうち四むねを「サンダル工場」へ」サンダルの工場になつたという「牛肉高騰、乳牛もつづせ」三月十五日毎日新聞です。「えさ代高騰「モウいけません」」宮城県農協の例です。とにかくいろいろ見出しだけでも読めば、これは明らかに政府の、自民党の失政のあらわれだと思ひます。あなたはいま十分責任を感じていると言ひましたが、それであるならば、その責任を償ふような形でできる限りの対策をすることが最大の課題だと思ひますが、そういうことについてどのようにお考えになつておるか、お伺ひしたいと思ひます。

○中尾政府委員 飼料の異常事態と申しましようか、政府はどのような措置を考へたその措置をとつてきたか、こういう御質問かと思ひます。から、私自身も少しくその問題点について申し述べてみたいと思ひます。

保する、そういうことで終わらしていただきたいと思ひます。

○佐々木委員長 林孝矩君。

○林(孝)委員 最初に、昨日きょうと議論されました中で、認識の上において一致しているかどうか、その点を確認しておきたいと思ひます。

問題点の根本は、いわゆる日本の置かれてある立場、すなわち昨年来の世界の食糧事情の急速な悪化、それに伴うところの穀物価格の異常な高騰、それが飼料価格の高騰となり、またそれ以外に労賃、物材費の上昇、そうしたものが一体となって現在の畜産に与える影響が非常に大きくなってきた。そういうときに乳価、豚価の問題が符節を合わせて起こっているということで、酪農業者の農民の人たち、そうした人たちの声は、非常に逼迫した状態の叫びとなつてあらわれておる。こういう状態に対して、今日までいろいろな角度から政府に対して酪農農民の方たちのための行政というものに対する強い要望があつた、このように私は理解をするわけです。それに対する政府の答弁は、一貫して、こうした現状というものを認識している、そして前向きに慎重に検討するということが繰り返されてきたわけでありまして、けれども、これは毎年行なわれることであるという点、それからさらに将来の展望ということから考へて、同じような答弁が再びまた来年も繰り返されるというようなことがあつてはならないし、またそういう事態が来年も続くようなことになりま

すと、非常に、本年に輪をかけて大きな悲劇がそこに生まれてくるということを憂慮するものであります。したがって、こうした現状の認識において、昨日、きょうと議論されました結果、最初に政務次官にお伺ひいたしますけれども、当委員会の委員の質問、その背景にある現状というものを、同じ土俵の上で認識されましたかどうかという点、その点をまず確認したいと思ひわけであります。

○中尾政府委員 おととい、昨日、きょうと、それぞれの政党を代表いたしまして御質問がなされたわけでございまして、もちろん質問の内容が違えばまた質問しておるニュアンスもいろいろな意味で違つておつたと思ひますけれども、私どもはそれを十分各政党としての意見をそんたくいたしまして、われわれ農林行政に少しでも反映すべきではないかという考え方で聞いておつた次第でございます。

○林(孝)委員 そこで、率直に言ひまして、要望もわかり、現状もわかつた、じゃ、なぜその要望にこたへることができないのか、そういう点が非常に疑問に感ずるわけですが、御答弁願ひたいと思ひます。

○中尾政府委員 きょう、昨日、一昨日と承りましたことは、直ちに各省に持ち帰りまして、各省の中におけるまた局に持ち帰りまして、それぞれ意見を反映しておる最中でございまして、あくまでも前向きにこういうものはとらえていくべきである、国会審議は尊重すべきものであるというたてまえを踏まえて考えておることをまた申し述べてみたいと思ひます。

○林(孝)委員 質問の中身に入りますが、最初に、これは質問が重複するかも知れませんが、四十八年度の飼養頭数についてまずお答え願ひたいと思ひます。

○下浦説明員 お答えいたします。

家畜の飼養頭数の統計の御質問と思ひます。ただいままで出ております統計は、四十七年の二月一日現在の数字でございまして、それ以降の数字はまだ出ておりません。四十八年の分につきましては、たぶん四月ごろ出るのではないかと存じております。

○林(孝)委員 どのように考えられてゐるか、わかりましたらお答え願ひたい。

○下浦説明員 乳牛につきましては申し上げますが、これは私ども大體技術的に推定ができることとございまして、そういう推定を行ないましたところ、おおむね横ばいぐらゐのところではないかと存じております。

かと存じております。

○林(孝)委員 四十七年度の飼養頭数は、四十六年に比較しますと二割減少ということになっておりますけれども、これはどういう理由によるものなのか、見解を承りたい。

○下浦説明員 これも先ほど来いろいろ議論があつたところでございまして、私どももいたしましては、従来多頭化の現象が進んでいく過程におきまして、下層階層の離脱に伴います家畜、その分の家畜が上層に残ります農家に置きかえられていくという経過を繰り返しながら多頭飼育が進んでまいつたという経過がございまして、昨今ではどうも、その階層分岐点が上るに伴ひまして、上のほうの階層が、いま申し上げましたような下の離脱してまいります階層をカバーしきれなくなつてきたのではないかと。したがつて、そういうところから頭数の減少が起こつたのではないかと。いうぐあいに推定をいたしております。

○林(孝)委員 そこで、政府が「農産物需給の展望と生産目標の試案」の中で、昭和五十七年の生産乳生産量八百四十八万二千トン、そのように生産目標を示しているわけでありまして、この目標を達成するためには、毎年五割以上の生産上昇が必要だ、私はそのように思ひます。ところが、現実の飼養頭数というものが減少しておる。はたしてこの「農産物需給の展望と生産目標の試案」の中にある昭和五十七年度の生産目標八百四十八万二千トンが、このままの状態では達成できるのかどうか、政府の見通しが誤つてゐるのではありませんか、そのように思ひますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○下浦説明員 お答え申し上げます。

昨年の十月に公表いたしました「農産物需給の展望と生産目標の試案」の数値についてのお尋ねでございまして、確かに先生御指摘のとおり、昨今の酪農の状況からいいますと、私どもも相当腰を据えてやつていかないとかなかなか達成がむづかしいのではないかと存じております。特に最近では、多頭飼育のもとになります土地なり資

本なりの問題が相当大きな問題になつて出てきておる現状でございまして、したがひまして、ただいま申し上げましたように、酪農振興対策につきまして、政府といたしましてはも相当本腰を入れて、一つ一つ具体的な施策の積み重ねによりましてやつてまいらなければならないと存じております。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

○林(孝)委員 相当本腰を入れてやつていかなければならない、これは当然のことだと思ひます。はたしてできるかどうかということが、酪農農民の人たちにとっては非常に重大な問題であると思ひます。なぜそうしたことに不安を感ずるかといひますと、今日までの経営が、いわゆる将来の安定というものを考えますと、その効果、結果論的に見て、逆の実態があらわれておる。ほんとうにこのままついでに、はたしてこれを生業として成り立たせることができるかどうかという点に非常に不安がある。不安になつたというの、やはり今日までの経過にあると私は思ひます。職業を続けていくというのを考えますときに、こうした目標に対して政府がどういう具体的な方策を持つて、またこうしていけば必ず達成できま

すよというものを示し、そういうゴールのテープを切るまでの経過というものを具体的に明示してやること、私は一番安心した農業というものを営んでいくことができる唯一の方法じゃないかというふうに考えるわけです。その点について具体的な、そういう安心して酪農をやつていくという方向、施策というものを明示される考え方があるかどうかが、それがはつきりすれば目標が達成できるとか、あるいはもうこれは転業しなければならぬとかいうような判断が、それが大きな基準となつて得られる、私はそう思ひますけれども、いかがでしょうか。

○下浦説明員 一つの例で申し上げますが、今後酪農につきましては、特に地域特化と申します

か、そういう傾向が順次進んでいくのではないかと考えられる次第でございます。そこで、来年度予算から初めて芽を出す予定になっておるのでございますが、私も畜産基地構想というものを一つ持っております。これは相当大規模な地帯に畜種複合と申しまして、あるいは酪農あるいは肉牛、酪農が中心と考えていいのではないかと思います。そこに養豚なり養鶏なりを組み合わせまして、そこから出ますふん尿を草地に還元するということ、新しい基地づくりをやっていくというふうな構想を持っております。これを逐次拡大をしてまいりておきます。そういうことで一つの大きな生産団地の育成ということを通じて、労力の節約なり、生産性の向上なり、そういうことをはかっているということが一つの行き方ではないかと存じております。

ただ、市乳地帯におきましても、これはかなりまだ酪農といましては力が残っておりますので、その面も無視をすることはできませんので、これらとあわせまして市乳地帯の振興もはかりながら酪農の振興をはかっていくというのが基本的な態度であろうかと存じております。

○林(孝)委員 基本的な態度なりあるいは将来のそうした方向というものをまず定着させる端緒となるのが今回の乳価、豚価の決定だと思っております。私が要望したいことは、その端緒となる今回の乳価、豚価の決定にあたって、そうした将来の安心という行政の実証として、酪農農民の方々の要望が十分反映される、そうした証拠を示していただきたい、これが要望でございます。

それから、最近の牛肉の高騰、それから飼料の値上がり、こういうものが重なって、先ほども議論されましたけれども、乳用の牛が肉用に殺されておる、こういう問題がありました。これがいわゆる酪農基盤の崩壊につながるのではないかと、この心配は私も同じでございます。こういう原因を農林省はどのように判断されておるか、その点についてお伺いしたいと思います。

○下浦説明員 これは先ほどのお答えの続きになろうかと存じますけれども、先ほど一四頭層ないし五九頭層、この階層の脱落という現象を申し上げましたが、それがかつ上層の階層でカバーしきれないというようなことを申し上げました。従来は下の階層の家畜が市場に出ることなく、上位階層に吸収をされて規模拡大がはかられたというところがあつたわけでございますけれども、昨今の牛肉価格の強含みという現象ともからみまして、それが市場に出ていくというふうな傾向が出ておるというぐあいには理解をしております。

○林(孝)委員 そういふ原因に対して乳価の大幅アップという要望があるわけでありまして、これも、こういう状態が継続していくということになりますと、乳価のアップもどの程度引き上げるものなのかというところが次に問題になってくるわけでありまして、これは先ほどから議論されておりましたから省略いたしますけれども、飲用乳と加工乳の価格についてお伺いします。

結論からいいますと、この価格差が二十円以上になる、こういう状態をどういふふうに将来方向づけようかとされておるか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○下浦説明員 お答え申し上げます。

今年に入りまして、一月の中旬に飲用乳価の引き上げが行なわれております。これは七円五十銭引き上げられましたので、その関係でたまたま先生御指摘の格差と申しますか、これがたまたまは二十円ちょっとになつておるかと思存いたします。ただ、これは今回、明日きめられます加工原料乳価格の問題とからみますけれども、これで引き上げが行なわれますれば、またその分だけ縮まる、こういうことに相なるわけでございます。

大体この二つの価格というものは、一つは加工原料乳地帯の酪農農家の再生産を確保するという観点からいたしまして、生産費をもとに計算されて出てくるという仕組みでございますし、片方の飲用乳価の価格形成の仕組みでございますけれども、

も、これはその地域地域の需給の実態に應じまして、乳業者と酪農家の相互間で定められるという取引価格でございます。そして、そもそものは、本来的にはあまり関係のない価格体系でございます。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕これはどのくらいの格差が一番いいのかという点につきましては、いろいろ意見がありまして、一がいに申し上げられないと思ひますが、飲用乳価格のほうには、どちらかといいますと、市乳地帯でございますので、その市乳地帯におきましては労働賃なり輸送費等の問題がございますので、ある程度の格差はこれはやむを得ないのではないかと、当然あつてしかるべきものではないのか、こういうぐあいに考えております。

○林(孝)委員 飲用と加工原料乳の公正化という観点からお伺いしますけれども、加工原料乳の保証価格の大幅なアップはもう当然なことでありまして、飲用乳についても不足払いとすべきではないか、こういうことを考えるわけでありまして、この点はいかがでしよう。

○下浦説明員 これは先生よく御承知のとおりでございます。飲用乳につきましては、いままで非常に順調に伸びてまいつてきております。そこで昭和四十一年に至りまして、何と申しますか、余乳と申しますか、過去におきましていろいろそういう方面の問題が起つたわけでございまして、今後の牛乳生産の確保という観点からいたしまして、そちらの面のささえというものが必要である、こういう観点からたまたま加工原料乳の価格差補助金の制度ができておるということでございます。一方におきまして、飲用乳の問題について考えますと、食品といたしましての地位でございますが、これは確かに栄養食品でございますし、栄養食品という地位については変わりはないと考へておりますが、昨今の食品の多様化と申しますか、非常に食品に對します需要が多様化したと申しております。はかにもいろいろと重要な食品があるわけでございます。したがって、この飲用乳だけにきまつていま御指摘のような施策をとるといふことはなかなか困難ではないかと考へる次第でございます。

○林(孝)委員 昨年の社会労働委員会の決議では、三年後を目途に飲用牛乳は生乳と濃縮乳にすべきである、そのようにうたわれております。ひるがえつて現在の不足払い制度を見ますと、最終的に飲用に向けられる生乳でも、一度バターあるいは脱脂粉乳等に製造されると不足払いの対象となる。この決議、いわゆる三年後を目途に飲用牛乳は生乳と濃縮乳にすべきであるというこの決議のような事態になりますと、国費の節約、これは当然そのようになると思ひますし、また同じ財源でも非常に効果が大い、そのように考えられるわけでありまして、こういう問題に對してはどのように対策を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○下浦説明員 確かに御指摘のとおりでございます。来年度北海道に濃縮乳の工場が二工場建てられる計画になっております。これにつきましまして政府といたしましては助成をするという予定にいたしておる次第でございますが、先ほども申し上げましたとおり、市乳地帯にもなお力が残つておるといふ状況でございますので、加工原料乳地帯から市乳地帯へ大量に流れてくる、それに伴ひまして牛乳の流通自体が非常に混乱を生ずるといふようなことにつきましてもできるだけ慎重に考えなければならぬ話ではないかと存じております。ただ、その辺の関係につきましましては当事者間で相談がなされて取りきめられるという筋のものがあろうかと存じておりますが、先ほどの濃縮乳の工場の建設に伴ひまして、これは大阪方面のほうに出る予定になつておりますが、全国的に生産者団体にによりましてこの濃縮乳の需給調整をいたすという一つの考え方がございまして、これにつきましても政府といたしまして助成をいたすという予定にいたしております。

○林(孝)委員 次に、飼料作物関係の家族労賃、これを農業日雇い労賃で評価がえしている。こういうことは実情に合わないかと考へるわけですが、

ども、飼育労働と区別せずに、すべて製造業労働で評価がえすべきである、そのように私は思うわけでありませうけれども、この点はいかがですか。

○下浦説明員 この点につきましては昨日以来いろいろ御議論があったところでございますが、この飼育労働関係につきましては、やはり一年じゅうにわたる毎日、毎日の労働である、それから非常に長時間拘束されるという関係がございます。いわゆる周年性、拘束性ということばでいわれておりますが、それに加えて乳をしぼるということでございます。これは人を雇えばできるというものでもございせん。かなり特殊な技術を要するということでございます。したがって、そういう観点に着目をしていまして製造業労働への評価がえをいたしておるわけでございませうが、飼料作物のほうにつきましては、これは一般の耕種農業とは多少差異がないということでございます。ですので、ただいまの評価というところでやむを得ないのではないかとはいえぬと考えております。

○林(孝)委員 それから、話がまた少し戻りますけれども、飼料の高騰というものの影響が非常に大きいということで、私は、政策的に飼料の生産をどうするかという点について伺いたいとおきたいわけでありませうけれども、今日までの当委員会の議論の中で飼料需給安定法の運用ということが具体的に御答弁がございました。しかし、その中身についてはまだ答弁がございせんので、その中身について伺いたいのが一点と、それから輸入依存という点で非常に直撃を受けるという立場にいま日本が置かれておるわけですね。もちろん行政的に飼料を生産していくという手段が考えられておるわけでも、たとえば来年あるいは再来年、こうした近い将来に現在と同じような国際的な飼料不足という問題が起らないとも限らない。そうしたときに現在の政府の政策というものにはそれに間に合うかどうかということを分析しますと、とてもじゃないけれども、間に合わない。そういう最悪の状態を考えますと、現在の政

府の政策あるいは飼料需給安定法の運用、そういうものだけではたしてまかなえるものなのかどうかという点が非常に不安であるわけでありませう。この点について明確にお答え願いたいと思ひます。

○下浦説明員 第一点でございますが、ただいまでございます飼料需給安定法、これによります運用、その運用で急場しのぎをやつてまいらうというのが当面の緊急対策でございます。これはいわゆる食糧物資でございます。麦類を扱つておるわけでございませうが、これは本来的にはほとんど単体中心に運用をしておるわけでございませうけれども、今回に限って配合飼料用として緊急売却を行なうということにいたしました。これは確かに、おっしゃいますとおり、緊急対策でございます。して、恒久的にはなかなかできない話でございます。

そこで、千七百万トンに及びます配合飼料の問題ということに相なるわけでございませうけれども、これらにつきましても、いま申し上げましたようなことではなかなか対処したいという感じがございませうので、今後備蓄をどういうぐあいに考えるか、あるいは開港途上国での開発輸入というふうなものかどうかと存じております。もちろん国内で麦なりトウモロコシなどの生産をどう考えるかということもございませうけれども、いま申し上げましたような問題が輸入飼料については出てまいらるわけでございませうので、これらにつきましても、私も今後前向きで検討を進める考えでございます。

○林(孝)委員 私の質問の趣旨がおわかりになったと思ひますけれども、いわゆるこの問題は価格だけの問題として当面の困難を回避したりあるいは乗り越えるというふうなことではなしに、やはり政府として畜産政策の根本にメスを入れてやらなければならぬ、そういう段階にきているというところであります。そういう意味において抜本的な対策というものを立てていただきたい。

もう一点は、これは昨年の夏、南九州を中心に原因不明の牛の早産、流産、死産あるいは奇形、そういうものが発生をいたしました。以来それが範囲を広域的に広げて発生しつつあるという現状であることは御承知のとおりだと思ひますけれども、その実情、政府として掌握している調査を發表していただきたい。

○下浦説明員 発生の実情、実態を申し上げます。昨年の夏ごろからでございますが、宮崎県、鹿児島県を中心にいたしまして、後に熊本県にも及んでいまして、牛の流産、早産、死産、それから、持ちこたえまして生まれてまいりますものに異常子牛、これは奇形のものでございませうが、そういうものが出るという現象が起つております。そこで、関係県は北は茨城までいってございまして、合計で二十県でございます。

発生頭数を申し上げますと、一万五千七百八十八頭ということになっておりますが、昨年の十二月それからことしの一月あたりをピークといたしまして、二月からは急速にこれが減少をいたしておるというのが実態でございます。

○林(孝)委員 豚はどうなっているのですか。いまのは牛ですか。

○下浦説明員 はい、牛です。もし、お許しを得ますならば、専門家でございませう畜産局の衛生課長が参つておりますので、それから御答弁させていただきます。

○信濃説明員 昨年の九月以降に豚の死産も多発しておるというふうな報告がございまして、農林省といたしまして主要な子豚の生産県につきまして状況を調査したわけでございませう。その結果、宮崎県、福島県、茨城県、群馬県、静岡県などの各県におきまして九月から十月にかけて流産が多くなつたということが判明いたしましたわけでございますが、牛の死産の多発地域でございませう九州方面には豚の発生は出ていないわけでございます。従来、豚の死産、特に黒子が出ますが、これは日本脳炎によるものが非常に多いわけでございます。特に妊娠をいたしまして初め

て夏をこします豚が日本脳炎のウイルスを持ったかに刺されまうと非常に高率に流産をするということがわかつておりましたので、初産ばらみの豚につきましては、日本脳炎の予防注射を受けるようにいままで進めてきたわけでございませうが、昨年の秋には初産ばらみでなしに、二産、三産のものにまで流産が多いということでございませう。その原因を家畜衛生試験場を中心といたしまして調べたところ、やはり原因の大部分が日本脳炎でございまして、それにバルボウイルスというものが一部加わつておることがわかつたわけでございませう。

このような現象がどうして起つたかということでございますが、近年日本脳炎の流行が非常に減つてまいりまして、従来は一夏越した豚は翌年には日本脳炎に十分に免疫をしておりまして、この一夏越した状況はなかつたわけでございませうが、昨年、一昨年あたりから、日本脳炎の流行が非常に下火になつてまいりましたので、一夏をこしました豚でも日本脳炎の免疫状態になつていないということが判明してまいりましたので、本年はこういった二産、三産の豚につきましても日本脳炎の予防注射をすすめて、このような流産が多発しないように予防していきたいというふうな考えをしております。

○林(孝)委員 この問題は、一つは先ほどから申し上げております酪農民の人たちが、やはりこれも死活問題となつて非常に困窮した状態にある、もう一つは、消費者にとつてもこういうことによる食肉の減少というものはやはり物価の高騰を呼び起こしていく要因となる、こういうことが懸念されるわけでありませう。したがって、こうした畜産農家の不安な消費者の不安というものをなくすために、原因究明はもちろんのこと、対策を立てなければならぬ。いつも感ずることでありますけれども、非常に原因究明あるいは対策等がおそい。現在の状態というのは非常に情報化時代でもあり、またスピードをもつて処理されなければならぬ問題がたく

さんある中で、こうした農林行政の処理のしかたというものは非常に後手後手になっておるといふ印象を強く受けるわけでありませうけれども、こういう不安をなくするための対策、そうして問題処理をスピード化するために政府はどのようなことを考へておられるのか、その点をお伺いしておきたいと思ひます。

○下浦説明員 お答え申し上げます。

原因究明でございませうけれども、これはたゞいま家畜衛生試験場を中心といたしまして、関係地域の大学等とも密接な連絡をとりながら、鋭意全力をあげておるところでございませうが、現在までのところでは、奇形の子牛から二種類のウイルスを分離いたしております。引き続きまして、奇形子牛からのウイルスの分離につとめましますと、すでに分離をいたしましたウイルスを含めまして、牛の早流死産、奇形児発生の原因になると考へられます三種のウイルスにつきまして、妊娠牛を用ひまして接種試験を実施することによりまして確認を急ぐというこゝにいたしておる次第でございませう。

それから、これはどうやらウイルスらしいというこゝでございませうので、家畜伝染病予防法に基づきまして消毒なり巡回指導なり、それから調査と申しませうか、そういうようなことを関係県の家畜保健衛生所を通じてやっていただくべく、現在そのような指導をいたしております。

さらに、家畜改良事業団というのがございませう。優良な凍結精液の配付を行なっておる機関でございませうけれども、こゝを軸といたしまして、この流産をいたしました牛への種つけに對しまして、この凍結精液の無料配付というようないふことを手配中とございませう。

なお、親牛を金をかけて導入をいたしました、子牛が流れてしまったというこゝで、金を借りました者が非常に償還に支障を生ずるというようないふことも考へられますので、その辺の条件緩和につきましても関係の金融機関に要請を行なっております。

○林(孝)委員 いまの御答弁の中に、再生産に支障を来たさないための配慮があつたわけでありませうけれども、要請の内容についてはつきりとお答え願ひたいと思ひます。

○下浦説明員 これは流産をいたしました母体、母牛は非常に健全でございまして、流産後に種つけをいたしますとすぐつくというふうな状況のようございませう。したがつて、これは何とか売り急ぎをするというふうな傾向にもなりがちでございませうので、売り急ぎを防止いたしますと、もに、その種つけ奨励をやるうではないかというこゝでございまして、ただいま申し上げました家畜改良事業団、これは非常に優良な凍結精液を持つておりますので、二回分の種つけに要する凍結精液を、これは直には乳牛でございませうけれども、肉牛につきましても、各県のそういう機関との緊密な連絡のもとに、この家畜改良事業団を通じて無料配付を行なおう、こういう構想でございませう。

○林(孝)委員 いまの種つけの問題と、いわゆる財政的な再生産に対する援助、いわゆる金融機関に対する要請、この内容はいかがですか。

○下浦説明員 大体先ほど申し上げました家畜改良事業団の無料配付というこゝをいたしました場合、関係地域の全体で千六、七百万円を要するのではないかと存じております。これは無料配付をいたすというこゝでございませう。

それから金融機関への要請でございませうけれども、これは先ほど申し上げましたような事情にある農家があり得る話でございませうので、これはケース・バイ・ケースでそれぞれの金融機関で御考慮をいただくというこゝで要請をいたしておるこゝでございませう。

○林(孝)委員 私に与えられた時間が来ましたが、あと一問で終わりますけれども、これは政務次官にお伺ひします。

中国産食肉の輸入について今後どのような取り扱いをされる意向なのかという点、この質問をもつて終わりたいと思ひます。

○中尾政府委員 ただいまの御質問は、中国産食肉の輸入が禁止されているけれども、今後の取り扱いはどうか、こういう御内容かと思ひますが、中国におきまして家畜衛生状況につきましては、過去三回、すなわち昭和三十一年と四十年並びに四十一一年にわたつて、民間団体によりまして家畜衛生調査報告及び国際獣疫事務局等の資料によりまして、漸次好転していることが明らかになりつたと思ひますけれども、いまだに口蹄疫の撲滅が国際的にも確認されておらない段階でございませう。したがつて、国内防疫事情も、詳細についてはなお不明な点もございませう関係で、牛、豚等偶蹄類の動物の肉類につきましては輸入を禁止しまして、防疫の万全を期してきたところでございませう。この点はすでに先生も御承知のことと思ひますが、農林省といたしましては、中国産生肉の解禁につきましては、いま衛生的見地からの技術上の問題の解明が基本的条件と考へておる次第でございませう。

このために、昭和四十七年十一月に派遣されました日本政府事務当局の訪中を通じて、技術交流の必要性を提案いたしましたところが、中国側は非常に快く了解してという段階でございませう。したがつて、今後両国間の家畜衛生技術者の交流並びに家畜衛生情報の交換などを行ないまして、これを積極的に行なうと同時に、全体的な検討をもこゝにまた進めていくこととしております。中国の家畜衛生状況が漸次好転しているというふうなところから、昭和四十六年にいふやうな家畜の輸入を、成畜の輸入を解禁いたしました、昭和四十七年には肉畜について輸入条件を緩和いたしました、この旨すでに中国政府には連絡済みでございませう。

なお、余談でございませうが、先般FAOのバーマ事務局長がお見えになりましたときに、中国の帰りに寄つたわけでございますが、私も農林省当局がこれを迎えたわけでございますが、その際にも、まだ中国からこちらのはうに出して行くというのには時間的余裕もあるのではなからう

か、それからまだ牛にいたしましたもまた家畜全般にわたつて、肉食用というよりも、いささかなりとも耕作用に使われているという中国の現段階でございませうだけに、すぐにとつていうわけにもならぬであらうという見通しは承つております。念のため申し上げておきます。

○佐々木委員長 瀬野榮次郎君。

○瀬野委員 昭和四十八年度の乳価、豚肉価格の問題について農林省当局に質問いたします。

三月二十六日に虎の門久保講堂において全国農協代表者大会が行なわれまして、乳価、豚肉価格要求がなされたわけでございます。私も当日、党を代表してございませうを申し上げてきたわけでございますが、この大会は例年になく活気に満ちた、また北海道、熊本、九州の酪農地帯から多頭飼育をやつてゐる方、また農協の代表の方というように、すごい熱気のもつた大会でございまして、各党からもそれぞれございませうがあつたわけでございます。

きのう、きょうにわたつていろいろ質疑がありまして、ほとんど問題の焦点がしぼられて質疑がされておりますが、きょうは私も、ぜひこの委員会でございませうことを問ひたいといふこと、いままで出てない問題等を中心に取上げて、いまから限られた時間内に要望をかねて質問を申し上げたいと思ひます。

いよいよ三月二十八日には畜産振興審議会の食肉部会が十時から、また二十九日には同じく十時から酪農部会が開かれるというこゝで、月末までにはいよいよ価格の告示というこゝで、鋭意当局も審議をしておられるところでありませうが、この告示を前に、ぜひひとつ以下申し上げることを織り込んで、十分畜産農家にこたへる価格を決定されるように、強く最初にお願ひをする次第であります。

そこで、簡潔に質問いたしますが、昭和四十七年度「農業観測修正見通し」が出ておりますね。これは御承知のように、農林統計協会の印刷によるもので、編集農林大臣官房調査課、年に四月と

十月ですか二回出るということで、上半期の見通しと下半期の見通しを述べて、いろいろわれわれ農業に携わる者に指針を与えておるものではないか。これは政務次官、読まれたことがあるか、十分御承知であるか、また権威あるものであるか、最初にこれをお尋ねしたいと思ひます。

○中尾政府委員 非常に権威あるものと思ひます。この権威あるものには違ひないわけでありまして、政務次官もそうおっしゃいましたが、この見通しを見ますと、二〇ページに農業生産の資材価格という欄がございまして「年度当初の見通しでは、四十七年度の農業生産資材の農村価格は、前年度をわずかに上回ると見通した。その後の動向を見ると、資材全体としての上期の価格は、おおむね見通しどおり推移しており、下期も前年同期をわずかに上回るものとみられるため、四十七年度の農業生産資材の農村価格は、当初の見通しどおり前年度をわずかに上回るものと見通される。」これから大事なんですが、「類別に、当初の見通しどおると、前年度をわずかに下回るとみた飼料の価格は、やや下回るものと見込まれ、わずかに上回るとみた肥料および農薬、やや上回るとみた農機具の価格は、おおむね当初の見通しどおり推移するものとみられる。また、やや上回るとみた畜産用動物の価格は、かなり上回るものと見通される。」そしてその次に四十七年度の上期の農業生産資材価格という項目の中に「主要なものについてみると、飼料価格は、海外における飼料穀物の需給緩和や通貨調整を背景に輸入原料が値下がりしたため、工場建値が四十六年度後半から四十七年度初期にかけ、三回にわたって引き下げられたことにより、年度当初から弱含みに推移し、四十七年度では前年同期にくらべ七・二%下回った。」こういうことが書いてあります。全部読むわけにいきませんが、要するに、この権威ある「農業観測」、われわれもまたこれを目標にいろいろと対策を立てておるのですが、まさにこれと逆な結果が資料その他によると出て

○下浦説明員

おる。こういったものが乳価また豚価にも大きく影響してくるわけでございますので、この資料の見通しの甘さというか、農林省の大きな誤り、こういったものについて当局はどういうふうにかえておられるか、まずお答えいただきたい。

配合飼料価格の工場建値の問題でございますが、これはただいま先生お読み上げになりましたとおりでございます。実は昭和四十六年の暮れから三回にわたって工場建値の引き下げが行なわれております。その合計はトシ当たり五千円くらいに及ぶ建て値の引き下げが行なわれておるところでございます。したがって、当然それは四月から七月までの価格に響くということになります。ただ問題は、先生御指摘の点は、昨年の八月以降からの国際的な飼料穀物の値上がりというところでございまして、それが影響をいたしまして本年に入りまして一月以降、これは全農でございまして、配合飼料価格の建て値の改定、これは引き上げでございますが、これが二度にわたって行なわれております。この二度の引き上げというのは、合計で八千円ということになっておるわけでございます。

○中尾政府委員 瀬野先生の御指摘のとおり、その二〇ページの項目は私も詳細にいま手元で読んでおるわけではございませんけれども、先生の御朗読になりましたとおり、まことにそのような不手振わがありましたことは十分反省いたしますと同時に、またそういう問題点が今後ともないような方向に鋭意努力を払っていかねければならぬと為政者として特に痛切に感ずる次第でございます。

○瀬野委員 不手振わがあったことを認められて十分反省するということでございますが、また後ほど農林大臣にも質問する機会が、時間がござい

○瀬野委員 政務次官、いまの件に関連してですが、この農業見通し、これはもちろん十月からの見通しを十月二十日発行でもって出されておるわけですね。上期を踏まえて十月に出されておるわけですね。同じく二〇ページのところで「大豆の価格は、年度当初の見通しでは、強含みに推移するとみられることなどから、ほぼ横ばいに推移するものとみられる。」こういうふうにしてあるわけですね。これは農協も農家もみんなだまされたというわけですね。だから、政府の責任である。ほんとうにこんな権威あるものがこういう見通しでは困る。いろいろ言いたいけれども、時間の関係もあるので、一つ指摘しておくわけです。どうですか。これは十分反省して、もう価格値上げに反映してもらいたいと思うから申し上げるのです。

○中尾政府委員 先ほどの答弁の中にも申し上げましたのですが、いささかちよと足りない点もございまして、確かにそういう標榜する問題点には幾つもの問題点を残しておるものと思ひます。しかし、何せ農林省は自然現象を相手に戦う唯一の、十幾つかある省の一つでございます。やはり天候その他世界的な供給、需要の関係から考えますと、先ほどのような問題点でも、大豆一つ

とらえましても、ソ連が意外に暖冬であった問題であるとか、さらにまた中国やその他においてもたいへん大きな不作があったことからこういう事態が発生したことも、これまたひとつ同じ農業に及ぼした影響でございます。それから御了解のほどをいねがいたいと思ひます。これはひとつ担当官から答えさせていただきますと思ひます。

○下浦説明員 昨今豚肉の価格が若干上がっておりますことは御指摘のとおりでございます。したがって、三月に入りましてから関税の減免措置ということで輸入の促進につとめておるところでございます。ただ、御指摘のとおり、これは飼料価格が上がったからというところには直に結びつかないのではないかと私も考えております。主たる原因は豪州から毎年十四、五万トンと

○瀬野委員 約束の時間もありますので、最後に要望なり、それからまた質疑を含めて申し上げますので、ひとつ政府の確たる御返事、答弁をいただきたい。そして畜産農家に對するあたたかい価格決定をしていただきたいということを申し上げます。

○中尾政府委員 先ほどの答弁の中にも申し上げましたのですが、いささかちよと足りない点もございまして、確かにそういう標榜する問題点には幾つもの問題点を残しておるものと思ひます。しかし、何せ農林省は自然現象を相手に戦う唯一の、十幾つかある省の一つでございます。やはり天候その他世界的な供給、需要の関係から考えますと、先ほどのような問題点でも、大豆一つ

政府算定方式の問題点といえいろいろあるのですけれども、原生産費を正しく算出するということが一つの大きな問題であります。すなわち保証価格を低くするため原生産費を低く算出してゐるのではないかと疑問が問がされてゐるわけでございます。政府はこのような疑問を生じないようにならざるを得ないと思ひます。それから飼育家族労働は全国平均ベースで評価する、こういうふうにぜひやってもらいたい。

○瀬野委員 約束の時間もありますので、最後に要望なり、それからまた質疑を含めて申し上げますので、ひとつ政府の確たる御返事、答弁をいただきたい。そして畜産農家に對するあたたかい価格決定をしていただきたいということを申し上げます。

また自給飼料生産労働にも製造業労働を適用すること、いわゆる製造業の労賃と同じように適用してもらいたい。これもきのうから論議されたわけでありすが、ぜひこれをお願いしたい。それから最近の飼料の価格の値上がりによる農家の見通しから申し上げたこととごさいまして、異常なまでに値上がりしておるわけとごさいまして、ぜひひとつこれを十分反映していただきたい。それから厩肥の評価、これについても厩肥を副産物に計上することに疑問を持っておる生産者も多くなっておりますので、副産物として計上する厩肥は利用された分のみとすべきである、こういうふうなひとつ御検討いただきたい。それから集送乳経費と取り扱い手数料、これについても実態に即して引き上げるべきであるというところを十分踏まえて、どうか価格決定また告示にぜひひとつ農家の要望を反映していただくようお願いしたいと思ふのです。これを要するに、原料乳保証価格は生産費・所得補償方式によって農協関係では七十四円十七銭をぜひひとつ認めていただきたい。

それから豚肉安定基準価格については、再生産の確保を旨として、きびしい酪農、畜産経営の実態を反映すべく決定していただきたいというのが今回の要点であり、また委員会でもこれを強く申し上げている結論である、こう思います。

毎年のこととありますが、昨年もこの委員会では質問していろいろ問題にしたわけですが、これでも、過去三年間にわずかな値上がりで、これでは酪農民もいよいよ今度の値上げによっていわゆる生きるか死ぬか、全く難農するかどうかという分かれ目に来ているということで、先ほど林さんの話にもありましたように、たいへんな深刻な問題も起きております。これに対して政務次官の大臣にかわる強い価格決定に対する、農家にこたえる決意を披瀝していただいて質問を終わりたい、かように思います。

○中尾政府委員 きょう、昨日、一昨日と三日間にわたりました、この乳価問題をはじめ多岐にわ

たります農業問題の行く末、並びに現況を案じました問題点が討議をされました。特に先生も最後に力強く、現在のがけつづちに立つておる酪農といふものを一体どうするのか、政府もこころを踏まえてやれという仰せでございしますが、先生の先ほど数項目にわたられました述べられました一項目一項目を存分に検討し、存分にひとつ前向きな対処をするべく善処していく方向でやっていきたいと思ふ次第でございまして、さらに価格の決定等も、今月末に肉並びに乳価、すべてきまつてくると思うのでございしますが、その審議会にも先生方の述べられましたお志を存分に反映するべく、私、政務次官といたしましても努力を続けるつもりでございまして、また、そのような方向に鋭意努力を続けていくことをお約束させていただきます。私の答弁にかえさせていただきますかと思ひます。

○瀬野委員 政務次官の決意のとおりお願いいたします。私の質問を終わります。

○佐々木委員長 神田大作君。

○神田委員 まず、次官にお尋ねしますが、これは農林大臣が来てからもうちょっとお尋ねしたいと思ふほど重大な基本的な問題ですが、いままでの各委員さんからの質問で、牛乳並びに豚肉とその他畜産行政に対して、日本はこれから畜産を中心としたところの農業の拡大、振興をはかるということ、もう数年来これを申しておるのではありません。しかしながら、今日の状況はこれと反比例をいたしまして、畜産関係の振興ははかられておらない。しかも年々衰退をしようというふうな傾向にきている。これは日本農業にとりまして非常に重大な問題と思ひますが、これに對しまして政府の基本的な考え方を尋ね申し上げます。

○中尾政府委員 私は必ずしも農業の専門家ではございませぬけれども、農業行政というものを見過しておきますと、いまや日本は大きな曲がりかどに來ておることは、何人も否定できないという感じがいたします。特にこの日本の国土の中のわずかな、三〇％近いほどの狭隘な土地に一億になん

んとする人口が住んでおる。しかも、なおかつその狭隘なる土地はアメリカのカリフォルニアの三分の一にも満たないという土地である。その日本にアメリカの一億九千万といわれておる人口の二分の一弱の人口が住んでおるといふことからして、自給自足の観点からいいますと農業の基本から考えますと、当然いろいろ問題が起ってくるであらうという感じがいたします。

したがいまして、日本の農業というものは、どうしても外国の生産物というものの対応しながら生きていかなければならぬという一つの宿命を抱いておるわけとごさいまして、それだけに私はこの日本の農業の中におきます家畜あるいは酪農と申ししましうか、この問題点はなるべく日本が自力の中でまかない得る範囲においては私どもは十分これを育成し、また健全に発展を遂げていかなければならぬ、その義務も責任もあらうかと思ふのでございまして、その方向に私も農林省は、いまからも鋭意努力をしていかなければならぬことである、このように心がけておる次第でございします。

○神田委員 日本の国土が狭いということは、いま初めてわかったことではなく、これはわれわれも十分承知しておる。しかしながら、いま予算委員会でも資料が提出されておりますが、この山林原野がゴルフ場として一体どのくらい買占めされておるかというところは、一部の資料、しかも四十七年八月現在の資料しか出ておりませんから、これは問題でないから私はこれを取り上げませんが、膨大な山林原野がゴルフ場として使用されておる。いかに狭いとはいへながら、畜産を振興する上において適切な施策をすればこれはできることなんです。それをやらぬのは政府の怠慢である。数年来にわたるところの、口では畜産振興をとえながら実質的には引き合わないような農業をやっておる。これはいろいろな意味において畜産をやっているように、そういう農業を政府はめんどろを見なければならぬ、保護政策をしなればならぬ、他国と対抗して、やはり日本の食

料の少なくとも八割を確保するというためには、ある程度の膨大な資金を国の財政の中から投入しなければならぬ。そういう問題をさておいて山はかつて業者に売りほうだ、山林は荒れほうだ、そして畜産は年々減少していく、足らない分は外国から輸入する、こういう話はわれわれ農民としては聞いておられない。その点についてどう考えるか。

○中尾政府委員 神田先生の一言一言が身にしみるほど私も同感でございまして、それが行政の不行き届きであるという点は私も十分反省していかねければならぬことであるというふうに感じしております。そういう観点に私どもは行政を行なっていくと考えるのであります。

○神田委員 これは大臣が来てから大臣に念のためにただしたいと思ひますが、今度の問題にいたしましても、乳価の問題あるいは肉豚の価格問題等については、生産者からは飼料が非常に値上がりして、人件費も上がっており、これではいままでのような肉豚の支持価格あるいは加工乳におけるところの過不足払い等においてはとてつもない。これに對して皆さんのところへもだいたい陳情がきておるだらうと思ひます。これらに對して政府は、もうきょうあたり畜産審議をやっておるだらうと思ひますが、どのような態度で臨まれるか。一体この危機に瀕しておるところの畜産を守るためにどのような考えを持っておるか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○下浦説明員 お答え申し上げます。日本の酪農なり養豚経営なり、これは昨日からいろいろ御議論がございましたとおり、いろいろ問題をかかえておるわけとごさいまして、特に酪農につきましては生乳生産の停滞あるいは飼養頭数の減少というふうな事態がございします。それから養豚につきましても、これは公害関係あるいは繁殖豚経営の伸び悩みというふうな大きな問題があるわけとごさいします。したがいまして、私どももよくその辺の事情を踏まえまして今回の価格決定に臨むつもりでおります。

も、そのかわりそれだけ価格がいいあるいはまた暮らしがよくなる、生活が豊かになるというのなら話がわかるけれども、そういうくさい思いをしながら、損をしたがらやるのは、これはいくなくするのはきまつておる。日本の畜産はだんだんと衰

亡してしまふ、崩壊してしまふ、これほど重大な問題である。

こういうことに對して、私は、数字の魔術を使わずに、今度の畜産の価格決定にあたつては、今後の日本の重大な問題でございしますから、十分配慮をしていただかなければならぬ。そうしなければ、これはとんでもないことになってしまふ。と同時に、この問題をどれだけ政府・自民党の諸君が認識しているかということは、私は日本の農業の将来を卜する重大な問題であると考えるので、今日は日本の畜産農業にとつて重大な時期はな

う考えますか。これに對しまして次官はど
う考えますか。

○中尾政府委員　神田先生の御指摘のとおり、ま
ことに切々として訴えられました。そういう情感
の伴うお話は、私どもほんとうに胸を締められる
思いでございます。特に、先ほど投機的な対象と
してゴルフ場の問題等が出されたわけございま
して、全く現在の社会の中でこの投機的ムードと
申しますか、まことに一触即発的に、しかもなお
かつ一瞬にして、すわっていながらにして投機的
な大もうけをするなんという、こういうムードの

ただよった社会の中では勤勞意欲などはなくなつていく社会になつていく、墮落していく社会になるということは、先生の御指摘を受けるまでもなく、私も同感でございます。そういう意味を持ちまして、全く公害に悩まされ、いろいろの苦しみ耐え忍びながら日本の畜産振興のために御努力をなさっている方々に対しては、どんなにか私は日の当たる方向にひとつ位置づけたいという気持ち

〔委員長退席、山崎（平）委員長代理着席〕

上では十分考えておるわけでございまして、ぜひとも審議会にも先生のそのような御意見等を反映させていく努力を鋭意つかまつりたいと思つてい

る次第でございます。

○神田委員 次に、食肉の流通過程について少しくお尋ね申し上げます。

先ほどのだれかの質問に對しまして、たとえば肉豚の場合、五〇％まで生産者で、あと五〇％は流通過程において占められるという御答弁があったようでありました。五〇％か六〇％かそのところは聞きはかりました。これは食肉生産者が市場に出す、市場からこれを枝肉として問屋なり小売りに出す、小売りから消費者に渡る、そういう割合、あるいはそういう過程、いきさつはどのようなようになっておりますか、お尋ね申し上げます。

○下浦説明員 お答え申し上げます。

これはちょっと年次が古うございまして恐縮でございますが、昭和四十五年の五月に私も現地調査をいたしました結果でございます。

まず牛肉でございますが、これは生産者手取りがパーセンテージで申し上げまして六六・九％、それから問屋マージン三八％、小売店店マージン二五％、その中間におきまして若干の手数料等がございまして、合せて一〇〇％、こういうことに相なっております。

それから豚肉についてでございますが、生産者手取りが六〇・三％でございます。それから問屋マージンが一・七％でございます。小売店店マージンが三三％、合せて一〇〇％、こういう調査結果に相なっております。

○神田委員 だいぶ古い資料ですね。それは四十五年ですか。いまから三年も前の資料しかないのですか、農林省には。

○下浦説明員 ただいまのところはこの資料が一番新しい資料ということに相なっておりますが、傾向といたしましては、さほどの変化はないものと考えております。

○神田委員 大体そういうことが畜産行政として間違っております。三年前の資料を持ってきた答弁をする。あなたたちは一体何をやっておられるのですか。あなたたちはそういうことをやる商売じゃないですか。三年も前の資料を持ってきた、そんな

ことでばくに説明したって、ばくは納得しませんよ。大体生産者が五〇％から六〇％だ。それ自体に問題がある。生産者がくさい思いをしてえさを食わせ、そうして三ヶ月間も六ヶ月間も育て、あるいは肉牛の場合は五年間も飼育する、そういうような苦勞を朝から晩までやっておる。豚や牛やあるいはブロイラー、鶏卵をやっておるような人たちは農家の会合なんか出たためしがない。えさをやらなければいって必ず夕方帰ってしまふ、あるいはお昼ごろ帰ってしまふというような労働をやっておる者が、五〇％や六〇％で、その間で取引をしておる人たちが四〇％であるというよう

な、こういう流通機構の改善をせずして、生産者の生産価格を上昇させるようなことは不可能だ。これはいわば業者、大商社が中心となりまして売り惜しみ、買いだめをやっておる。これは業者のもつての持ちをするような行政であると言つても過言ではない。三年前の資料なんかわれわれ聞くわけにいかぬから、直ちに四十八年一月三十一日現在の資料をつくつて提出してもらいたい。委員長に要求いたします。

○下浦説明員 新年度に入りましてから、最近の実態につきましましてさつそく調査をいたしまして御報告をいたしたいと思ひます。

○神田委員 私は、この流通問題等につきましましていろいろ問題がありますし、問いただすところがあります。大業者によつては、いま子牛が足らぬということ、子牛の買い占めをやっておるといふようなことも聞いておる。金があれば何でも買う、もうかれれば何でもやる、畜産にもその魔手が入つておる。こういうような重大な段階にあって、業者に振り回されるような畜産行政をやつてはならぬ。生産者を守る畜産行政でもって初めて日本の畜産は伸びてくる。ところが、日本の畜産行政はややもすると業者本位の畜産行政をやつておるとわれわれには思われる。そういう点において、いまの生産者手取りの問題と流通過程の不明朗さ、これに對しまして、時間がありませんから後刻また詳しく質問を申し上げますと同時に、資料

の提出を待つて私はこの問題を追及していきたいと思ひます。

次に、ブロイラーです。ブロイラーにつきましましては、いま畜産安定法の適用を受けておらないようでありまして、この点についてはどうお考えになつておられますか。

○下浦説明員 ブロイラーにつきましましては、最近の飼養頭羽数は一万五千程度でございまして、非常に大規模な経営を行なつておるというものが実態でございまして。しかも、その経営につきましましてはかなり多くの部分がいわゆるインテグレーションという形で、あるいはえさのメーカーでございまして、とかそういうものがえさの提供をし、生産物を引き取るというふうな、一種の契約生産みたいな方式で行なわれているというのが現状でござい

ます。したがらしまして、これはなかなか畜産物価格安定法の対象には乗りにくい品目ではないかと存する次第でございまして。

○神田委員 このブロイラーは大企業、大羽数のブロイラーの経営者が多い。確かに最近には多くなりました。しかし、その間に、農業をやつてブロイラーをやつておつた幾多の者が、自分の先祖伝来の土地や山林を売り飛ばして、犠牲を払つてブロイラーをやつて損しておる。そしてついにやつていけなくなつて、結局大企業がそれを――私がここで名前をあげることはちょっと遠慮しますけれども、いわゆる大商社が大規模なブロイラー経営に乗り出して、そして零細な、農業をやつたがらブロイラーをやつた農家のブロイラーをつぶしていったわけですね。それを見て見ぬふりをしていたのが畜産行政の大きな欠陥であつたと思ふ。それはあるときは高くあるときは安くなる。そしてそれにたえられない者はつぶれていく。つぶれていけば、いまはブロイラーの需要といふものは非常に勢いでもって増しておるのでありますから、今度は大企業がそれに乗り出して経営をすれば安定するにきまつておる。安定するにきまつておりますけれども、しかし、養鶏とかブロイラーといふものは農業なんです。農業としてこれ

を成り立たせていくことが日本の農業を振興させる一つの大きな方法なんです。水田をやらせながらブロイラーをやらせる、水田をやらせながらあるいは肉豚をやらせる、水田をやらせながらあるいは酪農をやらせる、水田をやらせながら養鶏をやらせる、それでもって日本の零細農業は生きていく。ところが、ブロイラーは大企業がやつておるのだからかわないというふうな、そういうことで一がいにはこれは一蹴されるべきものではないのであります。

そこで、ブロイラーにいたしましても商品でありますから、あるときは高くなり、あるときは安くなります。そういうことに対して価格安定政策というものは必要なんです。また、これは肉豚の価格が下がったときに政府が買い上げて備蓄し、上があればこれを放出するといふような制度がブロイラーにも必要なんです。あらゆる食料に必要なんだ。食料といふものはそのときそのときの天候によつて、工業生産品でもありませんから、不作なときもあり、あるいはまた大量生産で豊作になる場合もあるし、いろいろの事情によつて豊凶が出てくる。それをブールしその上下をなくす、それが政治といふものなんだ。そういう意味合いにおいて、このブロイラーに對しましては価格安定政策を行なうべきことは当然であると私は思うのだが、この点に對しまして、政務次官、どう考えますか。局長に言つてもしょうがないから、政務次官から政治的観点に立つての答弁をしていただきます。

○中尾政府委員 神田先生の御指摘のとおり、昨今商社等の目に余るような現況が逐一起こつております。特に商社が、先生が名をはばかられましてたけれども、大商社そのものが介入するということも、小さなダミーみたいな形でかいらいを使うことによつて買い占めを行ない、あるいはまた放出をときにする。これは目に余るものがあると私は感じております。これは徹底的に糾弾すべきである、そして徹底的にこれをやるべきである、私は一行政官の立場としてもそう思つております。

そういう方向の中にこそ政治の新しい行き方があり、また、政治として当然やらなければならぬ偏差をなくしていくという方向づけが生まれてくるのであらう、私はそう考えております。

そういう意味におきまして、プロイラーの点などにおきましても十分検討いたしまして、そのような基本的な考え方は全く神田先生のおっしゃる点と一致していると思っております、そのような点と一緒に気持の上で分かち合いながら、このように不当な業者は徹底的に痛めつけることに何のばかりを持つものではないということを確認させていただきたいと思っております。

○神田委員 私の言うプロイラーを畜産安定基金の中に入れるということについてはどうお考えになりますか。

○中尾政府委員 担当官にちょっと答えさせたいと思っております。

○下浦説明員 ただいま、プロイラーにつきましては全農系でプロイラー価格安定基金というような制度がございまして、それでプロイラーの値下がりにつきましてのカバーをいたしております。したがって、自主調整をやっておる段階でございますけれども、今後必要に応じてこれら基金の拡充等につきまして私どももいたしております。

○神田委員 どうもさっぱりわけのわからないような答弁で、いまだ少しはつきりとプロイラーを畜産価格安定基金の中に入れると入れないとか、入れられなければならない理由であるとか——これは畜産物には違いないし、このウエートは上がってきているのです。これは日本の畜産行政にとつて大きな問題なんです。いまだ少しはつきり言ってください。

○下浦説明員 先ほど申し上げました理由のほかに、実は畜産物価格安定法の対象になかなか乗りにくいという点がお二点ほどございます。一点は、豚肉のように卸売り市場による取引を通じての価格形成がなされていらないということが一

つでございます。

「山崎(平)委員長代理退席、委員長着席」
それからもう一つは取引規格でございます。いまだに規格取引も行なわれていないという現状でございます。この辺の推進をはかっていく、プロイラー市場の整備なり規格取引の推進をまずはおこなっていくというのが先決ではないかと考えておる次第でございます。

価格安定につきましては、先ほど申し上げましたように、価格安定基金というものがございまして、値下がりをいたしました場合のカバーをいたしておりますので、私どももいたしましてこの強化拡充につきましてはやぶさかではないということでございます。

○神田委員 畜産安定法の指定食肉としてプロイラーも入れることについて前向きで検討するということとで了解してけっこうですか。

○中尾政府委員 ひたすら前向きに努力をするつもりでございます。ただいまの問題は、法律改正の問題が政令改正かわかりませんが、その方向で考えられるものならば私どももその点は十分詰めて研究いたしまして進上へのせたい、こう考えております。

○神田委員 時間が来たから……ただ前向きで考えるということだけでは何となく十分ではありませんが、次官がこの席上で前向きに考えるということとは、私としては、指定食肉としてやっていきたい、こういうように解釈をいたします。

また鶏卵の価格等についても、これは豚肉、牛肉と同じですから、この価格についてもいまのような百六十三円かその程度のあれではどうにもやっていけない。いまの市場事情その他の事情からしてやっていけない。その点についても十分な考慮を願って、養鶏でもってやっていけるような——養鶏農家はみんなつぶれかかっている。一カ月にあれほど商品価格の下がるものはないし、十年來あれほど上がらないで食料需給に貢献しているものはない。卵ほど上がらないものはないのです。これについても十分な御配慮を願います。

たいと思っておりますから、こういう点について一言だけ御答弁を願いたいと思っております。

○下浦説明員 鶏卵価格の問題につきましては、ただいまの御質問の趣旨に沿いまして十分検討いたしたいと存じます。

○神田委員 それでは、まだ時間があるようでありますから、備蓄制度についてお尋ね申し上げます。いま肉が足らぬというので小売価格等も上がっております。上がっておりますと、外国から輸入をする輸入のできるうちはけっこうだらう。何とか間に合う。しかしながら、世界的に食肉の供給が不足した場合、これはどういうことになりますか。いまのような現状のまま進めば牛肉はたいへんなことになると思っておりますが、これらについていかなる対策をお持ちでありますか、お尋ね申し上げます。

○下浦説明員 牛肉に対しまして需要は非常に強いものがございまして、先生御指摘のとおり、毎年消費量が上がっておりますという状況でございます。ところが、一方におきまして国内生産でございますが、これがなかなか容易ではございませんで、停滞ぎみであるということでございます。その面を補いますために輸入が年々、これも御指摘のとおりふえていくという現状でございます。そこで、これはFAOなりその他の国際機関の推定が過去に出ておまして、これからの国際的な牛肉の需給もかなり逼迫するであろう、場合によりましては、遠い将来にはオセアニア州くらいしか輸出余力がある国はなくなるのではないかとというような推定も出されておるところでございます。したがって、これらに対処いたしますためには、できるだけ国内の肉牛生産というふうなもの振興をはかっているというところが一つでございます。私どももいたしまして、昨年以來、予算措置につきましてもかなり配慮を加えてまいりました。また、これを目標にいたしまして、生産対策その他も講じてまいりましたこととでございます。その中に食肉類も入っておりますのでございますけれども、最近におきます畜産物に対し

それからもう一つは乳牛の雄子牛の問題でございますけれども、これは昭和四十年代に入りましてからかなり利用が始まったものでございまして、現在ではおおむね四〇％程度の利用率まで上がってきたと存じておりますが、これもできるだけ利用をさせていただくというふうなことで、この振興につきましても配慮を加えておるところでございます。これらにつきましても国の助成の対象にしておる事業も二つ三つあるということとでございます。今後とも国内の牛肉生産につきましても十分に配慮をいたしまして、需給に即応した対策を講じてまいりたいと存じております。

○神田委員 御存じのように、和牛あるいは乳牛にいたしましては、ほとんど一頭しかできない、大量生産はできない。足らなかつたら、急に工場生産みたいなに残業をやつてふやすということとはできない。あれは幾ら残業をやつたつてふえない。だから、そういう問題については一つの見通しというものは政府は立てなければならぬです。大体現在の頭数、それに対する飼育頭数、あるいはどのくらい先になればどのくらいになるか、またどのくらいの需要が必要であるかという見通しを立てた上における長期計画によつてこういうことはやっていかなければならぬです。ことし足らぬから、ことし急いでやれといったって、外国から輸入するほかにない。外国でもできないということになれば、小売り価格が高騰し、今度はほかの食料品にも大きな影響を及ぼすというふうなことでは、私はこれらの需給計画に誤りがあったのではないかと、またそれらに対する指導が不十分であったのではないかと、私は思いますが、その点、局長はどう考えておられますか。

○下浦説明員 農産物の長期的な見通しにつきましては、農林省といたしまして、昭和四十三年でございまして、農産物需給の長期見通しというものをつくつて、それを目標にいたしまして、生産対策その他も講じてまいりましたこととでございます。その中に食肉類も入っておりますのでございますけれども、最近におきます畜産物に対し

まする需要の非常な強さというものがございまして、確かに先生の御指摘のように、若干私どもの見通しを上回ったという傾向はございます。

○神田委員 国税庁からわざわざ来てもらってやるから、一点だけ……。

というのは、酪農に対する課税、それから肉豚に対する課税、この課税の標準を簡単に説明してもらいたい。これは質問する時間がありませんが、それをもとにして次の機会に質問したいと思いますが、聞くところによると、私はこの課税が画一的であつて、しかも私が先ほど言ったように、乳牛に対しては、自給飼料の作物の反別は一反五畝必要であるというのが、税務署では九畝程度しか見ておられない、そういうところで課税の過重さがあるのではなからうかと思ひますが、その点についての基準ですね、それをお答え願ふと同時に、それらに対するこまかい資料を、ひとつ委員長に要求しますが、課税の基礎資料を出していただきたいということを求めます。御答弁願ひます。

○系説明員 お答えいたします。

ただいまの御質問は、養豚とか酪農につきまして画一的な課税をしているのではないかとといったような御趣旨だったわけでございますけれども、私どものほうは、大きな取り扱ひをしておられる方々につきましては、当然税務署といたしましては、一年間の総収入金額から実際にかかった必要経費を控除してその事業所得を出すといったような実額主義をとっておりまして、その点におきましては個人によって答えが違ってくる、実際に合った課税をするというたてまえをとっております。

しかしながら、小さい方につきましては、一々記録もしていないという場合もありますので、これは標準課税をしておるわけでございますけれども、この場合に全国一本でやっているとばかりでなく、一つの県あるいは一つの税務署単位ぐらいで実際の調査をいたしまして、それからそれぞれの団体からの意見も伺ひまして標準をつくつて、そ

うして開示をして課税をしているということでございます。必しも画一的にはなつてない、こういうふうな考へております。

それから、実際にどうなつているかという点でございますけれども、いま申し上げましたように、各管内あるいは各県別にやつておりまして、国税庁でその数字を全部とっておりませんので、なかなか全国の数字を申し上げにくいわけでございますが、たとえば栃木県を例に申し上げますと、繁殖豚につきましては、子豚が二カ月のものである場合には、繁殖豚一頭当たりでございますけれども、四万八千四百円とか、あるいは子豚が三カ月から三カ月半のものであります場合には繁殖豚一頭当たり十萬三千二百円といったような計算ができておまして、この標準につきましては、税務署とかあるいは県ごとに、それぞれの業者の方々に団体を通じて開示をしているわけでございますが、さらにその同じような資料を提出することはできるかと思ひます。

○神田委員 税務署の関係はあとの機会に質問させていただきます。

○佐々木委員 稲富稜人君。

○稲富委員 乳価の問題に関連して一点だけお尋ねしたいと思ひます。

今日乳価の問題がいろいろ論議されておりますときに、この際、牛乳というものの対する規格を農林省としては決定する御意思はないかどうかということなんです。なぜかといいますと、御承知のとおり、今日われわれは生乳の消費を拡大しなければいけないと思ひますが、ちなみに牛乳の入らないヨーヒール牛乳であるとか加工乳が非常に人気があつております。これに対する取り締まりは、もちろんこれは厚生省になるわけでございますが、牛乳の規格がないために取り締まることのできないので、色つき牛乳のごときは単なる名称をつけた清涼飲料水として扱つてゐる状態でありまして、これはどうしても牛乳の規格をきめなければ、あるいはこれを薄めて加工乳とする、こういうようなのがちまたには入らないとしております。

すので、この機会に、そういう御意思はないのであるかどうか、当然やるべきだと思いますが、これに対する考へ方を承りたい。

○下浦委員 お答え申し上げます。

牛乳の規格につきましては、ただいま厚生省のほうの食品衛生法に基づきます乳等省令によりまして、脂肪分等を中心と定められておるところでございます。ただ、この脂肪分中心で定められておりますのはたしかにいいのかもしれませんが、観点からいたしまして、私どももいたしましては無脂固型分を中心を置きましての規格というものが考えられないかというところでございまして、たしか昨年来調査をいたしておるところでございます。その調査結果がまとまりましたところで、また厚生省等ともよくお打ち合わせをいたしたいと存じております。

なお、表示の問題等につきましては、これは農林経済局の所管でございまして、帰りますとよく相談をいたしたいと存じます。

○稲富委員 これはさういふ長い間論議された問題でありますけれども、油脂分にだけ拘泥いたしませんと、ヤシの油を入れて油脂分と見せるし、それだから、牛乳というものはこれだけの含有量を持たなければいけないというふうにならなければ、あるいはさき言いましたように、ヨーヒール牛乳と称する牛乳がほとんど入つてない、こういうものがちまたには入らぬ。これを一般の消費者は牛乳を使用してゐると思つて飲む。これがために牛乳の消費量がふえない。こういうようなことがある。これをしばしば厚生省に取り締まりなさいと言つと、牛乳の規格がないから取り締まり対象にならないんだ、ただこれはヨーヒール牛乳と称する清涼飲料水として取り扱つてゐるだけだというのが厚生省の解釈なんです。今日乳価の問題がこれほど論議されているときでございまして、やはり農林省としては厚生省にまかせないで、農林省自体が牛乳というものはこういうものを牛乳と称するんだ、こういうことをはっきりしてやらなければ、いま申しましたように、ちまた

には薄い牛乳、濃い牛乳、こういうような二通りの牛乳がはらんするといふ問題になつてくる。これはひとつこの際、農林省として方針を立ててこの対策をやるべきである、こう私は考へる。厚生省にまかせるといふと、牛乳の生産というものは農林省だから、農林省からまず規格を立てるべきである。食品衛生法によつて取り締まるのは厚生省でもいいのだけれども、牛乳に対する計画は厚生省にまかせないで農林省でやるべきだ、かように私は考へますが、いかがでございませうか。次官からひとつ。

○中尾政府委員 私も先生の御説明を聞いておりました、全くそういうことかと思つて聞いたのでございます。ほんとうにそうだと私も思ひます。牛乳だといって売りながら、牛乳ではない。これはある意味においては欺瞞みたいなことになつてしまつてしまつて、ただし、これは厚生省、農林省、それぞれの所管の問題にもなりますから、十分この問題点は詰めてみまして、そして検討材料にいたしまして善処していく方向に私は指示を申し上げます。こう思つております。

○稲富委員 それではひとつ強くそれを要望いたします。これはもう十年前から論ぜられてゐる問題でありますから、まだ今日依然としてありますから、この際特にその点、前向きなということじゃなくて、現実の問題として早急に取り組んでいただきたいということを強く要望して、私の関連質問を終わります。

○佐々木委員 本問題に関する残余の質疑は後刻行なうこととしたし、この際暫時休憩いたします。

午後三時三十二分休憩

午後四時十一分開議

○佐々木委員 休憩前に引き続き会議を開きます。日本てん菜振興会の解散に関する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。櫻内農林大

臣。

日本てん菜振興会の解散に関する法律案

日本てん菜振興会の解散に関する法律

1 日本てん菜振興会(以下「振興会」という)は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、その時に国が承継し、一般会計に帰属する。

2 振興会の昭和四十八年四月一日に始まる事業年度は、その解散の日以前に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成については、農林大臣が従前の例により行なうものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

3 第一項の規定により振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年七月一日から施行する。

(日本てん菜振興会法の廃止)

2 日本てん菜振興会法(昭和三十四年法律第百八号)は、廃止する。

(経過規定)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本てん菜振興会」を削る。

(所得税法の一部改正)

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本てん菜振興会の項を削る。

(法人税法の一部改正)

6 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本てん菜振興会の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

7 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表日本てん菜振興会の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

8 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表日本てん菜振興会の項を削る。

理由

日本てん菜振興会によるてん菜に関する試験研究の進展状況等にかんがみ、日本てん菜振興会を解散するとともに、その資産及び債務を国が承継することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○櫻内閣務大臣 日本てん菜振興会の解散に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

日本てん菜振興会は、昭和三十四年に、当時のてん菜に関する試験研究の状況等にかんがみ、わが国におけるてん菜の品種の育成等を早期に達成するため、日本てん菜振興会法による特殊法人として設立されたものであります。

日本てん菜振興会は、設立以後現在まで、わが国に適したてん菜の優良品種の育成を中心に試験研究等の事業を行なってきたところでありますが、最近に至り、三百を超える育種素材を整備するとともに、外国の優良品種をしのぐと思われる品種も育成されつつあり、かなりの成果をあげたものと評価されております。

このように、日本てん菜振興会による試験研究

は一応当初の目的を達成するに至っており、今後は国において過去の研究成果を踏まえつつ適切な研究体制をとることによりてん菜に関する試験研究を支援する行なうことができると認められます。

また、特殊法人の整理統合に関する政府の方針もあり、この際日本てん菜振興会を解散するとともに、以後のてん菜に関する試験研究は国の北海道農業試験場において行なうこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、日本てん菜振興会は、この法律の施行のときにおいて解散することとし、その資産及び債務はそのときにおいて国が承継することとしております。なお、この法律は昭和四十八年七月一日から施行することとしております。

第二に、日本てん菜振興会の解散に伴う所要の規定の整備を行なうとともに、必要な経過措置を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

○佐々木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。美濃政市君。

○美濃委員 ただいま趣旨説明のありましたてん菜振興会の解散に伴いまして、若干の質問をいたしたいと思っております。

まず第一点として、てん菜振興会でてん菜研究所をつくりまして、主として北海道のてん菜の品種改良を行なってきたわけでありまして、この法律によりまして、七月一日から実施ということになります。従来てん菜振興会で行なってきたこの品種改良の予算と、七月一日以降国が行なうという予算、この対比をお聞きしたいと思います。

国が直接やるようにして予算を増加するのか、あるいは少なくするののか、あるいは試験研究を利用する設備とかそういうものの増強、こういうものに対する考え方、計画をお聞かせいただきたいと思っております。

○櫻内閣務大臣 ただいま手元には四十七年度と四十八年度の予算の比較表がございますので、まずこれを御参考にお聞き申し上げます。

昭和四十七年度の日本てん菜振興会試験研究費は三千七百円でございます。昭和四十八年度におきましては、日本てん菜振興会試験研究費に三カ月分として七百円計上いたしまして、承継後の国立北海道農業試験場試験研究費九カ月分として三千八百円、計三千八百円の研究費でございます。

なお、研究体制について申し上げますと、解散前、日本てん菜振興会てん菜研究所は、研究員三十二名うち五研究室十九名でございます。国が引き継いだ後の国立北海道農業試験場てん菜部は研究員三十二名、うち五研究室は二十一名、こういうことになっております。

○美濃委員 もう一つ答弁が落ちておりますが、設備等の改善は国に引き継いでどういう計画になったのか。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。設備関係につきましては、建物設備、機械施設、圃場等すべてそのまま引き継いで、従来からの物的な体制そのまま引き継いで、研究の内容もほぼ同じ規模のものをやっていくようにしております。

○美濃委員 ただいま大臣から人員について概要の話がございましたが、もう少し具体的にお聞きしたいのです。現在人員から何名引き継いで、新規採用があるのかないのか、その関係をもっと具体的に人員の引き継ぎをきちんと説明していただきたい。

○伊藤(俊)政府委員 お答え申し上げます。二名だけが御勇退になるといふように承っております。

ります。それ以外の方は全部引き継ぐ予定でございます。

○美濃委員 この引き継ぐ条件で一、二お尋ねしますが、まず第一に、人間には生活がついております。てん菜研究所から引き継ぐ職員は給与であります。給与の関係が国に移つてどういふふうになるか。現給保障して引き継ぐのか。それとも国に引き継ぐと現在の待遇を上回るのか下回るのか。これを説明していただきたい。

○伊藤(俊)政府委員 お答え申し上げます。

国のほうに引き継ぐ職員につきましては、国の職員で、その引き継がれる方と大体同僚歴であるとか同僚年数でありますとか、あるいは同じような能力を持ったような方々がおられるわけでございまして、そういう方々とのバランスをとって引き継ぐということにならうかと思ひます。その場合には、いまのてん菜研究所の給与水準というものは国の試験研究機関の給与水準よりも若干高目になっておるわけでございまして、したがって、その分だけは国に引き継ぎました場合に減るといふようなことがあるわけでございまして。

ただ、国と比較して、こういう特殊な法人の給与水準というものは、一般的に若干特殊法人のほうが高目にきめられておるわけでございまして、これは年金とか年金とかというものの条件が国の公務員のほうが若干手厚になっております。そういったことの差を勘案いたしますと、おおむね適当な水準になるのではないかとというように考えております。

○美濃委員 年金関係はどうなりますか。現在どういふ年金にこの職員は入つておつて、それが年限継承されて引き継がれるのかどうか。

○伊藤(俊)政府委員 引き継ぐことになります。

○美濃委員 いまはどの年金に入つておるのですか、この職員は。公務員年金に入つておるのか、どういふ年金に入つて、どういふ基準で年限を公務員年金に継承するか、その経過をちょっと具体的に説明してもらいたい。

○伊藤(俊)政府委員 お答え申し上げます。特殊法人の職員の年金は、厚生年金保険法に基づき支給される老齢年金ということに相なっております。

これと国家公務員共済組合法に基づき支給される退職年金、こういうふうなことの比較に相なるわけでございまして。この場合に、厚生年金の場合よりも国家公務員の共済組合の年金のほうが高いということに相なつておるわけでございまして。これはあとで資料で差し上げてもけっこうございしますが、こまかくなりますけれども、加入期間三十年というところをとりましますと、国家公務員の場合には六万一千六百円、厚生年金保険の場合には二万四千円ということになります。加入期間二十年をとりましますと、厚生年金のほうが一万六千円、国家公務員の共済組合のほうが四万四千五百円、こういうふうな数字に相なつております。

○美濃委員 それを継承するときに、どういう形で継承されるかということをお聞きしたい。国立に來ると公務員年金に変わるものでしょう。ですから、厚生年金の加入期間をどういふふうに見るのか、概要でよろしくございまして。特例措置があるのか。その年限が継承されないとか、該職員はたいへんだと思う。厚生年金をべん解約して新たに公務員年金に加入するといふのは、職員としては非常に困るわけですね。ですから、厚生年金を公務員年金に期間継承して引き継がなければならぬでしょう。その概要を聞きたい、こう言つておるわけですね。

○伊藤(俊)政府委員 お答え申し上げます。

年金につきましては、通算年金通則法という法律がございまして、てん菜振興会の職員の期間と国家公務員の期間とが通算をされるということになつておるわけでございまして。

○美濃委員 厚生年金の年限は通算されるわけですね。通算されて公務員年金へ引き継ぐわけですね。その場合、厚生年金期間の計算は、具体的に給付が開始される場合、安い厚生年金の率で計算され、公務員年金に入つた年限は公務員年金で計算

算されるということになるのか。それとも、これから先、年金給付年齢に該当して退職した場合、公務員年金で厚生年金の通算期間を全部扱われるのか。どういふふうになりますか。

○伊藤(俊)政府委員 通算されました場合の年金は、厚生年金保険と国家公務員共済とからそれぞれの加入期間に見合った金額が支給される、こういうことになります。ただ、いま年齢が非常に若い方が二十六名程度いらっしゃいます。このうち、この方は国家公務員共済のウェイトが非常に高くなるに違ひありません。こういう方はかなり有利になるんじゃないかと考えております。

○美濃委員 次に、提案説明の中で、優良品種の育成事業を行なつて、そして「外国の優良品種をしのぐと思はれる品種も育成されつつあり、」というお話を聞きますが、現在のところ、外国という対象国との関係もございまして、いまだ根中糖分、いわゆるてん菜の含糖は国際水準よりも低いわけですね。これはどうして北海道の気候なり土壌条件に適合するもの、そして収量、糖分——糖分は高くて収量が低ければ生産者がそういう品種の選択はできません。両方高収した品種をさらに開発していかねばならぬと思う。輸入品種ではもう限度にきておるのではないかと。外国の種を安易に輸入してみても、やはり土地条件、気象条件に必ずしも合致しませんから、品種によつては、その国では非常にりっぱな生育を遂げておるものでも、日本に持つてきてつくることだめだ、こういうものもあります。

そうすると、この仕事は欧州諸国と比較してもいま歩どまりで二割低いわけですね。この二割低いという原因は品種にあると私は思うのです。ピートの内容が、調べてみると含まれておる糖分に差がある。これをどうしても解決しなければならぬ。この二割というのは、昨年三十七万トンですが、三十七万トン砂糖が生産されると、歩どまりが二割ということになれば、金額にして約四十億近い差があるわけですね。それはいまのところ政府買入れになっておりますから、そういうものを解消するには、この研究は非常に金は——四十億という経済性が一年で違ひわけですから、予算は三千万や四千万じゃなくて、もっと必要であれば予算を増加して、真剣に世界水準の品種開発に研究を続けていかねばならぬと私は思ふわけですね。それだけの意気込みを持って国が引き継いで、引き継いだあと、日本の場合、こういう試験研究あるいは品種の開発ということについては、予算を編成するときに、何か大蔵省あたりはややもすると予算上阻害する傾向があるわけですね。こういう面をやはり今後の体制としてきちつとしていかなければならぬと思ひますが、そういう農林省の腹がまえ、それから、今後絶対心配ありません、必ずそういう方向に向かつて北海道向けの世界的標準の品種開発は必ずやります、これは断言できますか。そういう意気込みで国が引き受ける、こういうことになっておりますか、どうですか。

○伊藤(俊)政府委員 ただいま先生御指摘になりましたように、その国、土地の気象条件に合った品種というものを持つことが必要であらうかと思ひます。そういう意味におきまして、てん菜振興会というものが昭和三十四年に設立された。自來いろいろの研究をしてきております。てん菜というより他花受粉のものにつきましてはなかなか期間がかかるわけでございまして、最近ようやくいいものが出てまいりました。御案内と思ひますが、一〇一三という単胚品種、これは糖分も収量も外国産のものに負けないようなものが出てきております。ことにこれは単胚品種でございまして、省力的なてん菜であるといふことでもございまして、こういうものを今後伸ばしていく。一代雑種を使つていくわけでございまして、そういうようなものををつくつていきまして、そして農家にそれを供給していくということが一番必要なことではないかと私も考えておるわけでございまして。

そういう意味で今回国に引き継ぎまして

も、そういう過去の研究成果というものを十分踏まえた上で、しかも研究の質を落とさないでやっいていくということがわれわれの責務ではないかというように私どもは考えておる次第でございます。

○美濃委員 次に、てん菜振興についてお尋ねしたいと思いますが、第一に、過般農林省の「試案」が出ました。これを見て北海道におけるてん菜の収量のトン数は、昭和五十七年までにはかなりの増加を見込んでおります。昨年の状況を見ておきますと、原料の処理が現在の施設で飽和状態になってきた、もう能力一ぱいになってきた。これから先どういうふうになりますか。このてん菜振興策が進み、あるいは十アール当たり収量が伸びて、いまの工場で処理能力が足らなくなってきた。これに対する対応は、新設工場をそういう時期に考えるのか、あるいは現在の工場の能率アップをするのか、基本的な方向で進めようとしておるか。

○池田政府委員 御指摘のとおり、昨年からビートの収量が増加いたしました。これに対応するための処理にかなり時間が手間どったわけでございます。ただ、昨年の異常天候とビートの二次生長を含めてかなり糖分の低い大根の量がふえたというようなことから、その処理に手間どったことは確かでございますけれども、ここの一兩年の間は、私どもの通常の見通しからいたしますと、現在の製糖設備の能力でこなし得るものというふうを考えております。しかし、その後におきまして、いま御指摘の将来の見通しからいたしますと、十年間ではかなりの、約百万トン近い国産糖の増収を見込んでおるわけでございますので、当然現在の製糖設備では間に合わないということになりますので、これは逐次合理化を進めまして、全体の設備を、特に十勝あるいは北見といったようなところを中心に設備増強に力を入れていかなければならぬというように考えておる次第でございます。

○美濃委員 その設備増強とは、いまその段階ではないですけれども、しかし、展望から見れば、いま局長が答弁したような計画、いわゆる展望になっておるわけですか。それは新設工場を考へるのか、工場をもうふやさないで能率アップを中心として行なうのか、どちらを将来の問題点として検討しておるかというのを聞いておるわけですか。

○池田政府委員 御承知のように、製糖企業は自由企業でございますので、あとでやりたいと言いつて手をあげてくるものがないという保証はございせん。その意味で、新しいものが入らないのだというふうな意味から申し上げるのは早計だと思いますが、しかし、全般的に見ましていまの北海道のビートの生産状況なりあるいは現実にはそれを処理しております製糖企業のいままでの歴史的ないきさつというふうなものを考えますと、私どもの望ましい形態としては、いまありますところの三つの大きな製糖工業がそれぞれ設備の拡充によって合理化されたコストによって運営される、それで将来の増産部分がまかなっていかれるというふうな形になっていくのではないかと考えています。一応推定をいたしておる次第でございます。

○美濃委員 次に、昨年のてん菜の含糖その他から見て、これは糖分がいい年もあります。率直に申し上げて、糖分のいい年は生産者が損する、歩どまりが高いですから。昨年のようにすると、私も聞いておると、たとえば歩どまりが政府が買入れ糖価をきめた基準よりも下がる。これはかなり深刻な状態になるのではないかと、こういうことを私どもは心配しました。そして売り戻し差損を引き上げるとかいろいろな対策をやったわけですが、そのときに何か水分の多いビートだと言いかうから、生産者から少し戻させればいいのじゃないかというふうな、これは冗談だと思ふけれども、冗談にもせよ、そういう話が出るのはおかしいと思うのです。ですから、これから先、てん菜の受け渡し条件は糖分買入れにするのか、それともまだしばらく斤量建てを続けるのか。その買入れ法は量で買入れをしていくか糖分買入れにするか、この検討はどうなっておりますか。

○池田政府委員 御指摘のとおり、昨年の事例からいかにてん菜の買入れを糖度によって行なうべきではないかというような指摘が出てきておることは事実でございますが、いよいよくみすできましました契約をさかのぼりまして一部戻せにきましましたときは、これは先生御指摘のとおり、おそらく冗談であろうというふうな私どもも考えております。しかし、その冗談の底には、こ

としのようなできからいたしますと、おそらく大根だけ多くて砂糖が歩どまらないという結果に対して、これを製造いたしました製糖工業の採算が非常に悪化するという形に追い込まれたことから一部出てきたことばであらうというふうな考えております。

しかし、わが国のてん菜の栽培は、御承知のように、まだ歴史が非常に浅いございまして、しかも農家の規模その他から考えましてもなお低収であるというふうなことから、工場も主として農家の増産というところに最大の努力をして、少なくとも工場が成り立つていくための最低規模の原料を獲得するというところに農家の最大の協力を求めてきたという歴史的経過がございますので、これを無視して急にというわけにはなかなかまいらぬという事情もあるかと思ひます。

そこで、これまで従量取引であったてん菜を糖度取引に改めるというためには、いま御承知のように、中間受け渡し場所での糖度の確定問題は、やろうとしても事実上なかなかむずかしい技術的問題が含まれておりますが、そういう技術的問題やあるいは糖度の実態を十分に調査いたしまして、とにかく関係者が十分理解した上で実施に移すというふうな形で切りかえられていくことが望ましい。いわばこの問題に対する両者の間の熟慮と申しますか、理解というものが前提に立って発展していくということが望ましい。御承知のように、道庁でもてん菜の取引制度調査会というのを四年ほど前からやっておりますので、これについての一応の調査結果も出ておりますので、私どもこ

れらを参考にいたしまして、いま申し上げましたような両者の間の十分の了解を踏まえて、その方向に持っていく時期が熟すればその方向を考へるべきであるというふうな方向で進めようと思ひます。

○美濃委員 きめられました時間が参りましたので、本日はこの法案についての審議でございますから以上で質問を終わりますが、いづれ昭和四十八年度産てん菜価格の決定も近いわけでありまして、四十八年度価格、それからこれからの振興問題につきましては、日をあらためて別の機会に十分お尋ねしたいと思ひます。

本日は、以上で終わります。

○佐々木委員長 津川武一君。

○津川委員 大臣は砂糖の消費量がこれからどうなっていくと見ておるか、これをまずお伺いします。

○櫻内国務大臣 たいへん常識的なお答えをして恐縮でございますが、従来から文明度が上がれば砂糖の消費量はふえる、いわば現在の私どもの生活の向上に伴いまして砂糖の消費量はふえる傾向にある、こういうふうな申し上げていいと思ひます。

○津川委員 大臣の言われるとおり、かなり消費がふえております。

そこで、このふえておる消費を輸入でまかなうのか、国内生産でまかなうのか。私は砂糖の自給率を上げていかなければいけないと思います。今度の大豆の問題、今度のえさの問題を考えたときに、ふえていく消費量に対して、絶対量だけでなく、国内生産の自給率を上げるべきだと思っておりますが、大臣もそのように考えますか。

○櫻内閣務大臣 最初に従来の経緯を見ますと、砂糖の自給率は昭和三十年代の一〇〇%程度から現在の二〇〇%台へ高まってきたと思います。なお、私どもとして昨年十月の「農産物需給の展望と生産目標の試算」では、十年後に二六ないし二八%、大体二七%前後を目標としておるわけでございまして、四十五年度の実績が二三%でございまして、今後なお自給率をふやすということにつきましては、ただいま申し上げた目標に沿って努力をしてみたいと思います。

○津川委員 絶対量がふえる、自給率も上げるとなると、国内生産をもっとふやさなければなりません。

そこで、大臣が言われたとおりですが、それをどこで、何の砂糖の種類でふやしますか。

○櫻内閣務大臣 サトウキビは、申し上げるまでもなく、沖縄県の主要作物でございます。また、てん菜糖は北海道における主要作物であると思えますし、今後におきまして、この北海道あるいは沖縄県、また沖縄県に近い鹿児島県などにおきまして増産をはかる必要があるのではないかと考えています。

○津川委員 てん菜糖ではどうです。てん菜糖もふやす必要があると思いますが、もっとふやすつもりはありますか。

○櫻内閣務大臣 てん菜糖につきましては、先ほど自給率で申し上げましたが、昭和五十七年までに、四十五年に対比いたしますと作付面積で五万四千ヘクタールから七万七千ヘクタールに、しこうして十アール当たりの収量も上げたい、こういうことで、四千三百十キログラムを四千九百七十キログラムの引き上げ目標にいたしておるわけで

ございまして、その結果は、生産量を二百三十三万トンから三百八十二万トンへ持つていく、こういうことで、これからの努力をいたしたいというわけでございまして。

○津川委員 とすれば、いまの試験研究体制でいいのかという問題です。私は、もっと試験研究体制を強化しなければならぬ。絶対量がふえる、そのふえていく絶対量の中でさらに自給率を上げるとなれば、試験研究をやらなければならぬ。ところが、いま大臣の提案理由の説明に、大体目的を達したからもう解散してもいいという局長は「一〇一三」という品種が出たと言っている。この品種は出たが、まだ北海道でさえ定着してない。これは現にいいものができましたよ。これを定着させてふやしていくとすれば、もっと必要だと思ふ。

その次に、大臣、三十五年だか六年だったか、鹿児島と宮崎でてん菜糖がだめになった。岡山県でもだめになった。それは御存じでしょう。そのときの試験研究がまだ足りないから、だめになった。試験研究を強めて、いまみたいな体制で「一〇一三」などという形のものを、そこに適するものを——先ほど質問者もほんとうに日本の国土に適したものを——と言った。

ここでもう一度、鹿児島、宮崎、そして岡山、岩手県の北半分、青森県の東半分でだめになったてん菜のこと。トルコあたりでは、暖地にてん菜糖、ビートをつくっている。そして自給率は八〇%。根本的にやろうとすれば、暖地で、もっと南でこうしなければならぬ。一〇一三がまだ北海道ですっかり根づいてない現状で、そしてさらに、こういう体制をもって、いま大臣が言ったとおり、絶対量を上げて、自給率を上げていくとすれば、もっともっとやらなければならぬ。

私は、この解散には賛成ですが、ほぼ目的を達したという考え方は、それは足りない、もっとやるべきだ、こう思うわけです。てん菜の試験研究にもっと拡大すべきだと思いますが、この点、大臣、どうです。

○伊藤(俊)政府委員 技術的な話でございますので、先にちょっとお答えさせていただきます。先般、過去における暖地及び北東北でてん菜につきまして、作付の振興をはかりましたわけでございまして、それぞれの理由がございましてうまくいかなかったような点があったことは事実でござい

ます。ことに暖地におきましては、早期水稲と結びついていたてん菜というものを考え、また北東北におきましては、畑作地帯を特に中心に考えたわけでございまして、南のほうにつきましては、水稲の早期化というのはいかなかなか困難であったというようにもございまして、北のほうでは、水田化がかなり早く進んだというようにもございまして、てん菜がなかなかうまくいかなかったというようにもござい

ます。ただいま先生御指摘のように、試験研究の問題であるという御指摘でございますが、そういう点もあつたかもしれないけれども、それだけではなかつたような気がいたします。

それから、私もいたしまして、やはりこういった問題について試験研究をきちんとやっていくのが必要であるというのはいささかのことでございまして、T一〇一三というものを申し上げましたけれども、それだけでなく、後続のものも高反収、それから高糖度のものも続々出てきております。先ほど申し上げましたように、てん菜の品種を一つつくり上げるというのはなかなか日数がかかることではございますが、ともかくかなりの努力が実を結びまして、新しい品種も次から次に出てきておるようなわけでございまして、それをいかに普及に回していくかということも、これからわれわれの責務であるかというように考えておる次第でござい

ます。○櫻内閣務大臣 試験研究の重要性は御指摘のとおりでありまして、今回の場合は、提案理由でも申し上げましたように、特殊法人の整理統合という政府の方針に基づいて、しかも幸い北海道の農

業試験場へ引き継ぐのにちょうど適しておるというふうなことからございまして、決して試験研究をおろそかにするということはおとり願わずに、またそういう他の意味もあるということをお参考にしていただきたいと思います。

○津川委員 そこで大臣、トルコはかなりあたったかい、御存じのとおり、てん菜がよく育つ。日本のはうで、九州のほうでトルコのてん菜、失敗したんだ。このとき試験研究がそこについてなかった。アメリカの品種が中心、そのときの試験研究は、私は青森県でてん菜がだめになったから、その事情をよく調べたんです。そのとき、熱帯性とはいかなくても、暖地における、九州における適種、これをつくるならば、トルコに劣らないほどいいわけですね。いまT一〇一三をつくって、アメリカのもの、トルコのものを一つつ

てやつたわけですね。今度その試験研究にもう一度トルコなどのものを入れるなり、行ってみて、試験研究することによって、私はそこにもっと自由化を進めていけると思ふのです。この点の大臣の見解をひとつ聞かせていただきます。

○伊藤(俊)政府委員 暖地におきましてビートの問題につきましては、てん菜の振興会でも研究をいたしております。熊本に支所をつくりまして、そこでいろいろな研究をいたしまして、ある程度の品種ができておるわけでございまして、先生御指摘のように、ヨーロッパにおきまして暖地のビートがございまして、ただ、それがいきなり日本に向くかどうかという点もございまして、御指摘の点もございまして、私もよく研究させていただきます。

○津川委員 鹿児島でだめになったという。私は熊本県の試験場へ行ってみました。てん菜振興会の態度がいけなくてできない。現実に人も減らされて、できていけなくなつた。そこで大臣、この点は考えてみるかどうか、暖地のてん菜の試験研究。もう一度大臣から答えてもらいます。

○櫻内閣務大臣 先ほど伊藤局長からの御説明を申し上げたような経緯にございしますけれども、

率直に申し上げまして、暖地の分ということについてはなかなか研究もむずかしい面もあるというように聞いておりますが、せっかくのおことばでございますので、なおよく検討させていただきます。

○津川委員 いや、饒礼的な返事は私は要らない。問題は具体的なんだから。トルコあたりの品種を取り寄せて試験研究をやって、研究してみるかどうか。これで成功しておる。それを答えていただければよろしいのです。

○櫻内閣務大臣 なかなか私の客観的判断だけではお答えしにくい面があるようでございます。従来暖地で成功した、失敗した——そのトルコの場合は成功しておる例でございましょう。また日本においては単純に品種だけの問題でもないというふうな聞いておるのでございまして、先ほど申し上げたように、せっかくいろいろと御意見を伺い出されておるのでございまして、そこで私はそういう御意見も検討してみよう、こういうふうな申し上げたわけでございまして。

○津川委員 トルコだけでなく、ヨーロッパの南のほうにできている、これを大臣、検討してもらおう。この点、やれるかやれないか、もう一回私は質問を保留する。この次、適当な機会にもう一度、大臣も研究して——私のほうは調べている。その点で調べていない状況の話をされても困るから。

そこでもう一つ、三十四年にこの法律ができたときに、ビートという一つの品種だけを取り上げてやるのは国の試験研究所としては適当でない。

二つ目は、従来の試験研究所にはてん菜に関する技術者が少なく、広く民間から集めるには公務員給与では低いという待遇上の制約があつてこうやつた、こういう形が提案理由になつてくるわけだ。この問題がいま解決されているかどうか。解決されているならばよろしい。これが一つ。もう一つ、ようやくあの試験研究所でてん菜の

世代更新が二回できるようになったのです。これは非常によろしい。ところが、ほかの大豆あたりの試験研究所で世代更新が非常に困難になつてくる。せっかくあの研究所で世代更新ができた。そこで、ほかのものの研究が世代更新のためにてん菜のこの試験研究所にだれ込む、使う、こういう形のものが出てきやしないか。したがって、てん菜試験研究所のほうがおるそかにされはしないか、これが心配なんです。そこで私は、あらゆる試験研究所、特に大豆、具体的に言つと、帯広の国立の試験研究所、ここに世代更新を早めるための施策を講じてやらなければならぬ。この点心配なのが一つございまして。

第二番目には、最近の稲の試験研究、大臣も御承知のとおり、耐寒性の研究はほとんどとまっています。増産する上必要な品種がとまっています。これは必ずしも米の増産が必要でない、うまい米をつくるためにという試験研究に国の政策で変わった。さあ、今度てん菜研究所がこつちに移つたときに、国の施策で北海道の試験場の一部に組み入れられてしまつて、その本来の試験というものが影響されていかないか、こういう心配があるわけでありまして。この点を事務局が答えるなら答えて、それからあとで、それに対する大臣の所見を伺います。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。確かに御指摘のように、てん菜ができました趣旨がございまして、そのてん菜が相当の成果をあげまして入るといふことになつた場合に、御指摘の問題は依然として残つておるわけでござい

ます。したがって、入りましたてん菜の機軸なり陣容は、ほかの単品の作物に比べて優位にあるような研究体制にあるのは事実でございますが、しかし、現在、まだ北海道農業が持つておりますてん菜の問題というのは国のレベルにいわばスローダウンしていいほどには解決してない問題であります。従来どおりの研究を続けた

○津川委員 そこで、てん菜は単品としては一番いい研究をやっている。ほかのものが落ちてくる。だから、大豆あたりを単品のビートまで上げる必要がある、このことを大臣はどう考えているかというところが一つ。

それからもう一つは、試験研究の技術者の問題でてん菜研究所をばくは現地に人をやつて調べてみた。実際にてん菜はあるからつくらなければならぬ。試験研究をやる。これも人が足りないのです。これも人件費が低い。試験研究がとまつてしまふ。全国の実験の耕作をする試験研究員が足りないことが一つ。人夫賃、手間賃が足りない、このために試験研究がやられてない点がある。それから今度は、国立のものに組み込まれたときに、単品としてこだけが進んでおるから、ほかのものを持ち込まれる心配はないか、この三つのことを大臣から答えていただきます。

○櫻内閣務大臣 一つは研究のための実際の耕作者に不足する、こういう面、そういう実情にあるというところから御心配の御質問だと思つてござい

ます。さういふ点から研究に支障があるという

その点は努力いたします。

○佐々木委員長 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 日本てん菜振興会の解散に関する法律案について農林大臣に質問をいたします。

まず、日本てん菜振興会は昭和三十四年に国の試験研究機関とは別に特殊法人として設立され、現在まで試験研究を行なつてきておるわけであり

ますが、今回それを国へ移管しようとする理由、これは何であるか、そのことからまずはっきり説明を願いたい。

○櫻内閣務大臣 これは先ほど提案の趣旨説明で申し上げましたように、一応の成果をあげてまいつた。それと特殊法人の整理ということ、ちやうど北海道農業試験場にこれを引き継いでやるべきではないか、こういうことで今回の措置をとらうということをお願いをしておるわけでござい

ます。

は、畑作経営の改善をはかる作物といたしまして、また暖地におきまます早期水稲のあと作ということとたいへん有望ではないか、また、ことに九州での畜産との有機的な結合によって地力の維持増進でありますとか経営の体質の改善がはかれるのではないかと、そういうような期待もございまして、暖地ビートの推進ということに努力がなされたというわけでございします。昭和三十三年ごろから中、四国、関東の一部で試作が開始されました。一時は二千町歩近い栽培面積となったわけでございますが、水田へのてん菜の導入、水田の早期作、要するに、通例は早期化するということがそのあとへのてん菜の導入というものが進まないというようなことから、作付が伸びなかったというようなことがございします。ほとんどの県では昭和三十一年度で試作が打ち切られてまして、鹿児島県のみが比較的最後まで残ったわけでございしますけれども、その後においてもなかなか反収があがらなかったというところ。それから、あつたかといふところでございまして病虫害の発生も多いというところ。また、生産量が計画を大幅に下回るといふようなことがございしました。片やまた、砂糖の値段が長期低迷化をいたした時期にちょうど遭遇いたしましたので、製糖企業の進出も中止するといふようなことで、はなはだ残念であつたわけでありまして、昭和四十年年度をもって生産奨励というものが中止されて、ほかの作物へ転換された、こういうことになっておる次第でございます。

○瀬野委員 いま説明がありましたように、暖地ビートは失敗でありましたね、どうですか、大臣。
○櫻内閣務大臣 ただいまの伊藤局長の御説明でおわかりのように、実績があがらなかったのではありませんから、これは失敗と判断してよろしいと思ひます。
○瀬野委員 何も大臣にわざわざ失敗したと言わなくても失敗なんです、あとの質問の關係が

あるので私はぜひはっきりと答弁をいただきなかつたわけですね。

それで、伊藤局長からも答弁がありましたけれども、事務的な問題あるいは当局に対する質問は大臣の質問のあとでまたやることになっておりますから、大臣に対する質問ということで限られた時間で質問します。以下大臣にお答えいただき、大臣がお答えできないところは後ほど事務局にお聞きいたしますので、そういうふうにお願ひしたいと思ひます。

よくいわれることでありますが、農林省が言うことと反対のことをやつたほうがうまくいく、こういうことをよく全国的に言うわけですね。これは何もビートに限らず、ほかの問題もそうですが、だからといって、何もかも農林省が言うことが間違つてゐるとは申しませんけれども、やはり農林省となつて末端農家は一生懸命それを信用してやるといふ、またそうでなくちゃならぬと思ひるのでありますが、えてしてこういうことが失敗するといふことになると、農家の打撃、ショックは大きいわけですね。大臣も農業には詳しいわけですから、これのみならずよく知つておられると思うのでありますが、こういうことがしばしば行なわれるといふことは農家はたまつたものではありませぬ。今度の乳価、豚価の問題にいたしましても、午前中からだいたい議論があらましましたが、飼料の値上がり等が、農林省の十月の需給見通しによれば値上がりはしない、むしろ下がるほうだといふ見解が出てゐる。ところが、とんでもない結果が出てきたといふようなことで、農林省はもつと真剣に取り組んで見通しも立て、こういったものを農家に普及する場合に真剣にやつてもらわなければいかぬわけですね。そういうことで、これに限らずこういったものを農家の収入源として奨励することは今後もあることですから、真剣に取り組んでいただかなければならぬ。失敗したらしいへんなことになる。この振興会も十数億円の資本金を入れて相当な金を使つて、また県でも相当な経費を使つてやつたというが、完全に失敗し

た。こういったことじゃいかぬ。今後のこともあつたので十分反省の上に立つて、今後こういったものの指導、奨励にあたつては十分対処をする、こういうことについて大臣から決意のほどを承つておきたい。

○櫻内閣務大臣 たいへん貴重な御意見で御指摘をいただきました。何ぶんにも日本農業も開放経済下にございまして、単なる国内的な視野だけではもうやつていけないむずかしい事情にあるといふことは御了承いただけたらと思ひます。

それだけに、御意見のとおり、これから国際的な上にも国内的にも広い視野の上から、あらゆる情報の上に立つて対処していかなければならないと思ひます。少なくともいま御指摘のような、今後農業をやられる方々が国の指導によつて大きな失敗へ持つていかれるといふような事態は、私どもとして誠意をもつてきよなことのないうつとめてまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 昭和三十六年度から昭和四十四年度までの間に熊本市の郊外に、大臣も御存じのとおり、同研究所の支所がありまして、これは四十五年でしたか、県に売却して現在は処分されておりますが、全国でも熊本と北海道といふことで、私もすぐ地元なんです、県でも一生懸命に誘致をいたしまして暖地ビートの研究所ができたわけですね。これもあらためてつくるといふことになるとずいぶんたいへんなので、これを解散せずに研究所を持ちこたえてきたのですが、経費その他の関係からどうしようもなくて、結局四十五年に県が買い取るというところでなくなつたわけでありまして、これは品種の名前ですが、「支七号」それから「はづき」「はるまき」の三つの新品種が発見されたことも事実であります。こういったものはトルコの品種等とかなり接近した品種ではないかといふこともいわれています、相当期待を持つていたわけですが、今度北海道に「カ」所いあつててん菜部ができるわけですね。国のほうで管理することになりますけれども、こういった

せっかくできた品種については今後どういふふうなこれを維持していくのか、これは立ち消えになつてしまふのか、その点ちょっと心配してゐるのです。いろいろな経費を使つてつくつて、この二つの品種は比較的良好な品種だつたわけですが、この機会にどういふ扱いをされるのか、お聞きしておきたいと思ひます。

○伊藤(後)政府委員 てん菜研究所の熊本の支所が昭和三十六年に設置されましたから四十四年までに、先生お話しのように、優良な品種の「はるまき」とか「はづき」あるいは優良な系統の「支六号」「支七号」といふものを育成したしております。このうち「支七号」といふのは北海道においても非常に優良だといふようなことがわかりましたので、「きたまき」といふ名前になりました。稲作転換に良好な品種としていま使われております。また「支六号」「支七号」はすぐれた育種世代として活用されておりました、先ほど来話がありまして「T-1」「T-3」の育成にもこれが活用されておるような次第でございます。

なお、「はづき」でございますと「はるまき」といふようなものにつぎましては、品種保存事業の一環として、現在てん菜研究所で保管されております。振興会が解散後も、北海道農試で引き続き維持をしていくといふようにいたしたいと思ひます。

○瀬野委員 今回のこのてん菜振興会で、財産の処分だとかあるいは国が引き継ぐところの債務、こういったものについてもいろいろあるわけですが、けれども、時間の約束がありますので、それらはあとで事務局にお尋ねすることにしまして、最後に大臣に一言お尋ねしておきます。

このビートが寒冷地作物として適しているといふことはもう当然でありますけれども、まあ、暖地ビートの場合もございしますし、将来再びビート栽培をするといふようなことが暖地でもないとも限りませぬ。こういったことを踏まえまして、やはりいろいろ砂糖の需給といふような面からも考え合はれたときに、今回は、振興会は解散して、

北海道にてん菜部を設けて、国が移管を受けてやうていくということになりますけれども、将来以降についてはどういふふうな考へておられるか、またビート振興のための対策、こういふたものについては大臣はどのように考へておられるか、その件をお聞きしたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 暖地ビートの問題につきましては、先ほど御答弁を申し上げましたように、トルコの例をおあげでの質問で、検討すると申し上げておるわけでございますが、実際はなかなか、トルコの生産量なども見ますと、それはどう思つたやうな成果があつてないやうに思ひますのでございませうが、しかし、せつかくの御意向でありませうので、よく検討させていただきますと思ひます。

なお、これからのサトウキビ、てん菜のことにつきましては、自給率を高めて増産をしていこうというところで、特にてん菜については、先ほど五十七年の作付面積あるいは反収、それから生産量等について申し上げまして、現在よりも自給率を高めていく、こういうことで、前向きに増産のために努力をしてまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 残余の質問は後ほどまた約束の時間内で当局にお尋ねすることにしまして、大臣に対する質問は若干残りましたけれども、後ほどの質問でお伺いすることにしまして、以上で一応質問を終わります。

○佐々木委員長 神田大作君。

○神田委員 大臣にお尋ねしますが、時間の関係もありませうから、その他の人の場合は私の指名に應じてお答え願ひたいと思ひます。

このてん菜の作付は、ここ数年來どのような状況になつておるか。一体ふえていのか減つておるか。それとも、今後はこれらに對しまして農林省直接で指導、研究をするというが、そういうことがはたして可能であるかどうか、この問題についてお尋ね申し上げます。

○櫻内閣務大臣 この三年ぐらゐの北海道におけるてん菜糖の生産の推移を検討してみますに、

たとえば昭和四十五年で五万四千二百九十九ヘクタールのもので四十七年では五万七千六百六十六ヘクタールと、面積はそういう推移をいたしております。それからヘクタール当たりの収量は、四十五年四十三トン、四十六年で四十四トン、四十七年四十八トン。まあ、これは天候のかげん等があつたと思ひます。それから生産量では、四十五年二百三十二万トン、四十六年二百二十万トン、四十七年二百七十五万トン。四十七年の歩どまりは先ほどから非常に問題になつておりますが、いま手元には出ておりませんが、四十五、四十六年では一五・〇五%、一五・五三%というところで、栽培農家の戸数だけは四十五年三万三千二百二十戸が三万六千八百九十九戸、二万九千三百十戸というふうになつておりますが、他の面におきましては順調に推移しております、こう思ひます。

○神田委員 いまの農林大臣の答弁を見ますと、たいへんにこれはふえておるといふやうなわけにはいかぬ。徐々にはふえていっているようではあります。が、耕作者の数からいって減つておる。いろいろの農業からいひましても、これは当然だらうと思ひますが、小規模経営ではこれはやつていけない。しかもてん菜の場合はいわゆる輪作がきかない。ここにてん菜の農家収入に對して大きな問題があると思ひますが、この輪作といふものは、たとえばこの場合にいたしまして、ほかの作物にいたしましては、輪作ができるやうな検討というものが、研究といふものがなされておつたわけですが、こういうやうな研究は実際問題として検討されておつたのか、それともこれは不可能であるのか、今後はこの輪作といふやうなものができるのかどうか、この点をお尋ね申し上げます。

○櫻内閣務大臣 もし間違つておりましたらば、技術的のことで補足説明をしてもいいですが、てん菜は冷害に對して抵抗力が強い作物である、こういうことで畑地の地力維持をはかるための合理的な輪作物であるといふことで、寒冷地の畑作農業経営上重要な作物といふふうに私も理解

をしておるわけでございます。ただいまのお尋ねのことが、今後輪作に適するかというようにも受け取れましたが、さうであるならば、輪作に適しておるといふ一応判断に立つております。

○神田委員 これは技術的な問題だから、私は北海道のてん菜は輪作ができないといふことが最大の欠陥であるといひますが、その点は技術者でけつこうですか、御答弁願ひます。

○伊藤(後)政府委員 輪作の形も、イモ、豆、牧草、てん菜といふやうにぐるぐる回すやうなかつてもございませう。てん菜は非常に肥料を食ひますので、あと非常に土地がよくなるということもございませう。

○神田委員 それで、さう配られた資料によると――委員長、大体こういう資料をさう配るといふのはまずいので、今後注意してもらいたいと思ひます。さういふ資料の中に、てん菜振興会の解散に関する参考資料としていま配られたので、急いで見たつてそんな質問はできつこない、神さまじやないのだから。少なくとも二、三日前に配るやうに委員長はのうから注意してもらいたいと思ひます。

それで、この中にその使命を果たしたといふやうなことが書いてあるやうであります。先ほどはかの委員からも質問されたやうに、団地におけるところのてん菜は成功してないのですね。これは失敗に終わったわけでありませうが、はたしてこの使命を果たしたから解散をするのか、それとも、実際は農林省の外郭団体を整理しなくちゃならぬといふので、このてん菜振興会といふやうな力の弱いものがまず第一にやり玉に上がつて、解散を行つたのうからの強い要請によつてしたのであるかどうか、その点をお尋ね申し上げます。

○櫻内閣務大臣 これは提案理由の趣旨説明で申し上げましたやうに、日本てん菜振興会の試験研究が一応当初の目的を達しておるといふことで、特殊法人の整理という角度から見ると、まあ、あそこは一応いっていただくから、しかも国の北海道の農業試験場に引き継いでも決して試験研究に

支障はないじやないかといふやうなことから、これは政府の方針として勸奨された、すすめられた、こういうことでございませうし、またそういう勸奨を受けた私どもの立場からいたしまして、国の試験場のほうで引き継いでいける。ことばをじやうずに言えば、発展的解消といふやうなことででも表現できるかと思ひます。ありますが、そのことは別といたしまして、さういふやうに繼承いかといふ判断に立ちまして、今回のこの法案の提案になつた次第でございます。

○神田委員 だいたい大臣も苦しい答弁のやうであります。私も、それは外郭団体を簡素化するというやうな趣旨もあつたらう、こう思ひますので、その点は追及しませんが、日本の砂糖が輸入にたよつておる。てん菜とかあるいはサトウキビを増産して国内の砂糖原料を増強するといふことは、私は一つの日本の国策だろつと思ひます。さういふ意味から申しますれば、これはもつと強化して、ほかの国でも暖地てん菜の成功しておる国もあるのですから、あるいはまた北海道等においても、今後のやり方においてはこれは増産できる可能もあり得る。すべて砂糖が今日外国からの輸入によつて、砂糖六社が不況によつて不況カルテルを結ぼうかといふやうな段階のときに、国内におけるところのてん菜あるいはサトウキビ等の増産には十分な力を入れてしかるべきであると思ひます。この点について大臣はどう考へますか。

○櫻内閣務大臣 自給率の向上につきましては鋭意つとめてまいつたところでございませうし、また昭和五十七年を目標にさらに現在、四十五年で自給率二七%を二七%見当へ拡充してまいりたいという方針に立つておるわけでありませう。本年度の予算をごらんいただきまして、てん菜大規模集団産地推進事業とかてん菜輪作畑改良事業とかてん菜共同育苗施設設置事業とか甘味資源生産振興事業とか、いろいろと各種事業を講じてまいりわけでございます。先生の御指摘のとおり、

甘味資源の自給率向上のためには、この上とも鋭意努力をいたしてまいりたいと思います。

○神田委員 しかもこのビートのかすは、酪農にとつてはなくてはならない非常に重要な飼料なんです。現在日本の飼料は国外から輸入しておる。国内自給の点からいってもこれは大事な資源でござい

ますからして、そういう点も十分考慮され、今後これが解散されました、これらの振興に對しまして農林省当局は責任を持ってその使命を果たされることを強く要求いたしまして、私の質問を終わります。御答弁を願いたいと思います。

○櫻内閣務大臣 現在飼料が非常に高騰しております。飼料についての万般の施策を講じてまいらなければならぬその一環の中におきまして、このてん菜糖のいわゆる面から飼料に好適であるという御指摘、そういう面からてん菜糖の増産あるいは甘味資源の自給率向上についての御意見につきましては、私としても全く同感でございまして、その御趣旨に沿って努力をしてみたいと思います。

○佐々木委員長 島田琢郎君。

○島田(琢)委員 大臣まだ時間があるようですから、ちょっと私一つお尋ねをします。

これは全質問者が、皆さんが口をそろえておっしゃっていることは、てん菜振興会の解散の理由で、功成り名を遂げた、ほぼその目的を達した、だから廃止するのだ、こう言っているわけですが、けれども、しかし、私は正直いうと、そう思っていないのです。ですから、こういう説明というのは、私は状況の判断、ビートの置かれていない立場というものを非常に甘く見ていられるのではないかという気がしてならぬのです。

そこで、なぜ私がそういうことを言うかということ、一つは、このてん菜振興会ができましたときの三十四年に一応砂糖の需給の長期目標というのをお出しになっているわけですね。これによりまして、てん菜糖で昭和四十三年、十年後に四十万トン生産する、つくるのだ、こういう目標を立てておるわけです。ところが、昭和四十三年には一体

幾ら生産されたかといえますと、二十八万九千トンであります。約三十万トン、これが一つです。それからそのときの面積は一体幾らになっているのか。目標が幾らで、四十三年に実績は幾らになっているのか、これが一つお尋ねしたい点であります。

それから新品種のお話が出ておりますが、T一〇一三は一月に優良品種の指定をされました。しかし、実際これが農家に普及されるまではまだ相当の時間がかかるのではないかと私は見ております。したがって、振興会の役割からいえば、これらの生産、配布が完全に行き渡るといふところに一つの役割り、目的を置いておりますから、それもまだ中途はんばだ。なるほどてん研の品種改良についての一つの画期的なものとして一〇一三が出てきたということについては、その試験研究の成果として私は評価をいたします。しかし、振興会本来の目的であるところのものがまだ完全に達成されていないわけです。それが三つ目です。

それから振興会の役割りの中に企業の安定ということがあります。現在の糖業、いわゆる企業がほとんどに安定しているかどうかということについて、私はまだ若干の疑問を持っているわけですが、したがって、こういう役割りも残されているわけですから、すでに四十三年の計画が実際には達成されていないわけですから、今後少なくともおくれいている四十万トンの確保ということについて全力をあげなくちゃいけないと思うのです。そうすると、自然面積のさらに飛躍的な拡大ということにも力を入れなければならぬ点じゃないかと思うのです。

以上申し上げた五点を総合して考えてみますと、私は、ほぼその目的を達した——ほぼと言っていますから、そのほぼの尺度というものはいろいろあるのしょうけれども、その目的を達したからこれを廃止するのだという言い方は、私は将来非常に大きな問題を残すような気がいたします。というの、皆さんがこもこもおっしゃっているこ

とは、設立のときに民間のわれわれ生産者の意向も反映できるような形でつくった振興会なりてん研が、国に移つてしまふと、どうしても雲の上に行つてしまふ。したがって、ほんとうに生産者も含めて一丸となつてビートの振興をはかるということについての責任の分野がいまいになつてしまふ。特に国というのはとかくそういう傾向になりがちだ。こういう一つの事例の中から皆さんが心配しているわけなんです。これは絶対心配ないというふうには大臣はいまでもお答えになつていらつしやるようですけれども、私はまことにしつこく悪いけれども、もう一度大臣いらつしやるうちに、それはもう絶対そういうことはないのだ、これは本日の農水の国会論議の場において、ぜひ大臣の所信を伺っておきたい、こう思つて足

どめをいたしました。お願いをいたします。

○櫻内閣務大臣 私は御質問の点は二つの角度から見ていただきたい。試験研究そのものと、農業の中におけるてん菜糖のあり方と、これを二つに分けて見ていただきますと、試験研究のほうについては一応の当初の目的を果たして、しかもこれを国の機関のほうに引き継ぐにきまつて好適な国立の北海道農業試験場がある。こういうことで、そのほうで遺漏のないようにしていこう、こういうこととでございます。

それから、この振興会をつくった当時の目標から現状はどうかということ御批判がございまして、これは御指摘のとおりでございます。四十三年度に国内産四十万トンの目標ということに、現在遠く及んでおらないということでございます。それから、これからのてん菜糖につきましましては、先ほどから本年度の予算のことも申し上げ、あるいは御質問に於て今後の長期見通しに立つての自給率の向上等も申し上げたのでございまして、足らざる点については鋭意努力をする考えでございます。

なお、品種の育成についての試験でT一〇一三のお話でございましたが、そのほかにT一〇一七、T一〇二一というように逐次育成されつづあ

るのでございまして、従来のてん菜振興会が相당한成果をあげてきたその事例として申し上げておるのでございますが、試験研究をこの振興会を解散することによつてやめるのではなく、これからも支障なく行なうことができる、こういう前提に立つておるわけでございますので、これらの諸点を御理解をちょうだいしたいと思ひます。

○島田(琢)委員 次官おいででした。ひとつ大臣にかつて次官にお尋ねをいたします。

いまの大臣のお答えと提案理由の説明の中で、申し上げているのは、確かに「日本てん菜振興会による試験研究は一応当初の目的を達成するに至つており」云々とありますから、試験研究の分野に限つて一応の成果をおさめたのだという判断に立たれているのだというふうに私は受けとめております。しかし、さき私が申し上げたこのほかの問題、これは日本てん菜振興会が果たさなければならぬ役割りで、その役割りの大半は終わつていない。一〇一三についてだつてまだ問題はあります。これは後ほど技術会議の事務局長にもお尋ねしようと思つておるのですが、そういう判断で、一応の成果というが、当初の目的を達成したからそれを今度はおれのほうでやるのだという、こういうことはもつと前向きに、いま大臣はこれ以上のことをやると言つたのだから信用せよ、こういうことだと思つても、どうしても未端の生産農家が心配しておりますのは、国に移つてしまふと手の届かぬところに行つてしまつて、われわれの期待するようなことにならないというの、どうも国立のすべてのことにそういう傾向があるような気がしてならぬ。これが皆さんの非常に心配しておられることなんです。それで北海道の特用作物であり、いまは基幹作物にもなつてくるこのビートが、生産農家の皆さん方も真剣にこのビートをどうしようかということ取り組んでおられるわけですが、このよりどころが遠くなつてしまつて、いままでのようなわけにいかぬのではないかと、その辺の心配が未端にはまだ根強くあります。だから、去年まで廃止をめ

ぐつて非常に大きな論議が末端にありました。私も実は道てん菜協の常任委員としてこの問題に取り組んでおりました。徹底的にこれは反対しなくちゃいけないというところで、当初はみんな、絶対にそういうことにならぬようにしようというところで、幾度となく上京運動もした経過がございます。特にピート糖業協会もこれについてはきわめて強い反対を示したわけですね。それなんかも、私は糖業の置かれていない不安定な経営というものはまだ依然解消されていない。だから振興会の果たす役割りというところについてはもっと重厚なものが必要だというやさきにこれが廃止されるというところであります。廃止されて、私、質問になりますけれども、確かにてん研は国立農試に移管されるけれども、従来までやってきたてん菜振興会の役割りというものは一体どこがどのようにやるのかというものがきわめてあいまいだと私は思うのです。ですから、いま申し上げたこういう五点ばかりじゃなくて、ほかにもたくさん役割りはありますが、この役割りを完全に果たすというのはどういう機能とどういう方法でやりになるのか、その辺もひとつ明確にしたいだいて、いわゆる移管、廃止をするという理由の中の当初の目的を達したという事項にひとつお答えをいただきたい、こう思つて、少し長い説明を加えながらお尋ねをしているわけであります。

○伊藤(俊)政府委員 事務的な問題についてちょっと御説明申し上げたいと思います。てん菜振興会を設立した目的は、研究者と資金を集中いたしまして、諸外国に比較して立ちおくれしていた日本のてん菜に関する試験研究の水準を早急に向上させる、そしてわが国に適した優良品種を育成するんだ、こういうことが目的でございます。こういうおまな目的のもとにいろいろな努力が積み重ねられて、あるいは試行錯誤のようなこともございましたけれども、ともかく先ほど先生も御指摘のない品種も出てきておるわけでございます。そういう新しい品種が出てきただけではございませんで、組織的な養成、研究者層

というものが非常に厚くなった、てん菜の育種についての施設というものは整備されてきた。それから病虫害の問題がかなりはつきりしてきたというように言えると思います。それから先ほどのいわゆる単胚品種でいいものが出てきた、こういうようなことがございまして、やはり私はこの成果というのは、てまえみそでなくて、正直、評価をしてよいのだらうというように考えておるわけでございます。

先生御指摘のように、てん菜振興会がやっておりましたいろいろな業務、その業務について、試験研究はなるほど北海道農試が引き受けるかもしれないけれども、あとの苗の配布の問題、そういったような問題とかその他てん菜に関するいろいろな問題についてしつかりしなければだめじゃないか、ほんとうにだいいじょうぶかという御心配をいたします。これは私も、てん菜振興会をこの際解散いたしましたも、そういうもののにつきましまして道とか農業団体とかその他道協の団体だとか、そういうようなところがやはり責任を持つてやるようにしなければいけないというように考えております。御心配の点は私も十分よく承知をいたしております、そのために鋭意努力をいたしておるような次第でございます。

○島田(政)委員 そうした機能は、農業団体なり、ピートのことですから北海道庁、いわゆる道にまかしていただきたい、こういうお話でありますけれども、私、北海道の道民の一人として、そういうことを言うとなつてみない話になりますけれども、まことに出先の行政としてはピートの問題については、私も耕作農民の立場からいえば、不満が一ぱいあるのです。ですから、ストリートにいまの機能を道なら道にやらせるといふことは、よほど行政的な指導がしつかりしないと、それこそ責任が希薄になってしまつて、従来よりも非常に大きな後退になつてしまふ危険性を持つておる。これは私はひとつ鋭く局長にも申し上げておきたいし、これを踏まえて出先の道のしりつべたをたたいたいだいて、しつかりした、振興会

の機能を上回るように、責任を明確に出先の行政機関に負わせていただきたい。負わせていただきたいというところをおかしのですが、私も道民ですから、帰つていって、しつかりやれと道に言うのがあたりまえなんですけれども、どうもとかくそうならない。だから、せつかくの移管の時期ですから、これはひとつしつかりその辺の機能とルートというものを明確にしていきたいと思います。私は基本的にこの法案を通さないといふことを言っているのじゃない。心配だから申し上げているので、ぜひひとつそういう点をしつかりしていただきたいと思ひます。

それから、時間がないので先急ぎをしますけれども、予算を見ますと、解散時における一般会計の繰属資産の問題がございまして、これは総額で十三億一千三百八十八万円、こうなつています。農林省が提出しました解散時における資産見込みは十三億八百八十二万円といふことで、二百五十六万円というズレがあります。これは一体どういう性格のものでしょうか。

それから、立つたついでに一緒にお答えいただきますが、もう一つは、民意の反映をどういう形でやるか、これは非常に大事なことです。前段で私、心配があるといふことを言つたのは、国になつてやつて手の届かないところに行つた、生産農民や関係者の声が的確に反映しない。それは道を通じてやればいいのだとおそらくお答えになるかもしれませんが、試験研究というものは率直に農家がその試験場に行つて、そしていろいろな注文や、あるいはまた一緒に研究をするというふうな体制づくりがピートに関してはなければならぬ。ピートばかりではありませぬけれども、なぜ私はそういうことを言ふかといふと、せつかくT-10一三ができた。しかし、試験研究で品種をつくる責任は国が持ったけれども、配布をしていくいわゆる原種、原々種の問題から、種をとつて配布をする、そういう過程においても相対明確なルートがなければ、あのように風一つ吹けば非常に雑交しやすいのがピートの種でありますから、せつかく単胚の優良品種をつくつたけれども、自分のところの畑に植えてみたら、似ても似つかない一〇一三であつたといふことでは困つちゃうのです。ですから、そういうことなんかも十分責任を持つていただくということがないのかぬのですが、これはやはり生産者の声というものが試験研究の場においても的確に反映されたいということが私は必要だと思ふのです。ですから、こういう点なんかはどういうふうにおやりになるかと考えているのか。ついでですから、この二点、一緒にお答えをいただきたいと思ひます。

○伊藤(俊)政府委員 前半のことにつきまして私からお答え申し上げます。解散時の財産の見込み額と昭和四十六年の決算との間の差額、二百五十七万円ほどございまして、その差額はどのようなことなのかという御質問と思ひます。

四十六年末の正味財産額は十三億一千三百九十九万円でございます。解散時の残余財産の見込み額は十三億八百八十二万円といふことでございまして、これは、この期間における時間的なズレがございまして、この期間におきます資産の増減、解散に伴う退職手当の支払いというふうなことから出ておるわけでございます。

○中澤政府委員 お答え申し上げますが、国の研究機関が地域対応として地域の農家との間に交流がないといふような御批判はしつば承るわけでございますが、もともとすぐれた研究成果の普及、実際の農業経営において利活用をはかるという場合には、御承知のように、制度としては県の普及制度との関係がございまして、どちらかといふと、これまで研究機関自身もそういう制度にたよつて、直接的に農家と接するといふことがやや消極的といふますか、はばかつてきたような点があるのも事実でございます。しかし、それではいけない、そういう制度によるといふことだけではいけないといふことで、具体的に申し上げますと、ただいまお話しございましたようにてん菜に関する運営審議会の問題はもちろんでございまして

が、四十八年度におきましては、各試験場におきまして研究者と農家との座談会、あるいは農家を御招待申し上げていろいろ試験研究者と農家経営との関係を検討しながら研究に生かしていくというものを具体的に計画しております。特に北海道の場合には、地域対応ということにおきましては、ほかの地域の試験場よりむしろベターに今日まで運営されてきたということもございしますが、なお一そう御趣旨のような指導を研究機関自身からまずやるようにしていきたい、こういうふうに考えております。

○島田(琢)委員 そこで、国が負担すべき債務、その内容についてひとつお示しをいただきたいと思ひます。簡単にけっこうです。

○伊藤(俊)政府委員 てん菜振興会の解散に際しましては、債務は一切残さないように十分注意して整理するように指導してまいるつもりでございますが、万一解散後において債務が残った場合においては国がこれを引き継いで整理するというようにしたいと思ひております。

○島田(琢)委員 次に、さつきももう少し私お聞きしておきたかったのですが、てん菜振興会の役割の中、てん菜糖工業の経営の安定をはかるための事業を行なうという一項があるのですが、これはそういうものを道にやらしていてもちゃんといきますか。その点自信がおりますか。

○池田政府委員 てん菜振興会が解散されましたあとの現在の糖業界の安定の問題でございますが、御承知のように、ことはかなりてん菜の生産量がふえまして、全体としての操業日数も約百三十日をこえる限度にまでできております。西欧等の実例からいいたしましても、大体百二、三十日というものがピーク工業の場合の一応の目安になっておるようでございますので、大体ことしあたりの大根の量、これは歩どまりは別にいたしまして、大根の量といたしましては、大体いまの施設とことしの大根の量というのとはほぼ経済操業度に見合ったような形にまでなってきたとおるということではあるかと思ひますが、しかし、今後全体とし

ての目標年次に従って全体の生産量がふえてまいりますという、当然そこで操業度というものの境界を越えて、施設の拡充というようなことをしない限りかなり無理が出てくることも考えられますが、現段階におきましては大体安定の方向に向かっている。

ただ、この場合に、操業度以外に糖価の水準の問題がございします。これは国際的な糖価の動向等との兼ね合いがございまして、御承知のように、最近若干回復はいたしましたけれども、なお国内の市況は非常に悪いというふうなことから、それに引っぱられて国内糖価というものは思わしい採算点にいかない。これは先生も御承知でしょうが、最近そういうこともおもんばかりまして市価参酌といったようなことを特に実施したというふうな経緯もあるわけでございます。

○島田(琢)委員 端的にお尋ねしますけれども、いままでの三十二名でこれからもやろうというお考えですか。増員するお考えなどありますか。

○中澤政府委員 三十二名で研究を続けたいと考えております。

○島田(琢)委員 私は三十二名で、これからさらに前向きに試験研究、あるいは先ほど私が指摘をいたしました原々種圃場あるいは原種圃場の管理、あるいは種の配布に至るまで、それらを適正に運用していくという上では三十二名の人員では当然やっていけない、こういう感じがします。ですから、前向きにこれと取り組むという大臣の答弁もありましたから、私はやはりこの人員については十分ひとつ検討していただきたい。

「委員長退席、山崎(平)委員長代理着席」
さらに、三十二名の皆さん方が国家公務員として今度身分が移されるのですけれども、その場合、先ほど美濃委員からもお話をしておりますけれども、給料そのものは一五〇程度のダウンになる。一五〇という、十万円もらっている人が八万五千円にダウンということになるわけです。これは一万五千円も給料が減るんじや、何ほ国家公務員になったって、おれはそこじや仕事ができぬと

いうことで、せっかく技術を持った大事な職員がよそに移っていくというふうなことがあつては、増員どころか減員になってしまう、あるいは機能の低下になってしまうという心配を私は持つております。この辺もひとつ、しっかりと考えた方を持つておられるのだと思ひますが、簡単にけっこうですか、お答えいただきたいと思ひます。次官、どうですか。

○中尾政府委員 先生の御憂慮なされることはしごくごもっともだと思ひます。大臣も前向きに解決していきたいと思ひます。大臣も検討していきましようという御姿勢のようでございますが、同様、私も並びに当局も、三十二名の各位が給料の一五〇もダウンしていくというふうなことで、支障を来す、すなわち、先生の御指摘のとおり、機能を低下せしめたりあるいはまたその職場に職場を求めて移動されるというふうなことが万々あつてはならないと心得ておりますので、そのような方向づけの上に立つて善処をしていかなければ相済みないことである、このように考えております。

○島田(琢)委員 種の問題についてお尋ねをいたしますが、国立農試では、それは役割割りとしては品種の開発あるいはそれを定着させるための重ねての研究、こういう分野に限られるだろうというふうに常識的には判断をいたします。しかし、先ほど私、触れたように、ピークというものは非常に難交しやすいものである、こういう性質を持つていられるものでありますし、これが農家まで配布されるのには、やはり監視体制というものが相当必要だと私、判断しております。したがって、これをどういうふうな今後おやりになろうと考えているのか。先ほどは、おそろく局長はそれも含めて道にやらそうと、こういう意味だろうと受けとめておられますけれども、この種の問題というのは非常に重大な問題なんです。在来種あるいは輸入種あり、いままだ単胚の国内の優良品種が出てきた。これらの取り扱いというのは、必ずしも一定のルールに従ってきちっとしているわけではあり

ません。メーカーが手をつけている部分あるいは農協がやっていること、いろいろまちまちないわゆる宣伝でもってこれが農家に配布されているというのが実態であります。しかし、長い間やはり適正な適地適作の趣旨に沿って、品種もそういう基本に立つてきちっと種が農家に配布されていくというものが目的ななければ、そこに営利の目的やあるいは耕作奨励などが行なわれるということとは非常に危険であるというふうな私どもは見てきております。実際にわれわれやっています、いい品種だからというのでつくった。さっぱり自分の土壌には合わない。

「山崎(平)委員長代理退席、委員長着席」

しかし、秋口になってピークの種代を要求されたら、目の玉が飛び出るほどの高い値段であつた。こういうふうなことで、きわめて不統一の中に種というものが取り扱われている。この際、こうした機会でもありますから、種もきちっとしたルールに乗せて、ルールに従ったルールに乗せてやっていくのがほんとうの意味のピークの振興に寄与する、私はこういう考え方を持っておりますが、この考え方に対して、ひとつ技術会議の事務局長でも、局長でもけっこうですが、お答えいただきたいと思ひます。

○伊藤(俊)政府委員 お話のとおり、せっかくいい品種ができて、それがまざつちやつたりして、どんな品種が行くのかわからないというふうなことでは、たいへん困るわけでありまして。北海道におきましては、てん菜の品種の選定の問題につきましては、道がてん菜の地域別の適用基準を定めまして、普及所でありましてとか道の支庁、そういうふうなものを通じまして、地域に最も適した品種が農家によって選定されるように指導をいたしております。

また、農家に対する種子の供給は、農家の品種別の需要に基づいて、道がつくりましててん菜の種子需給計画というふうなものに即しまして採種園における種子の生産を計画的に行ないまして、農

家の希望する品種を安定的に供給できるようにしておるわけでございます。

また、てん菜の種子につきましては、採種に高い技術水準を要するというようなことでございますので、品種的にすぐれたものを農家に安定的に供給するというような体制を確立する必要があると思います。そういう意味で、昔は原種、原種の生産は道がやっておったわけでございます。てん菜振興会が設立されました、これを担当するようになつたわけでございますが、今回、解散するようになりまして、やはりこれをどうするのだという問題が当然起つてまいります。御心配の点も私、十分わかるわけでございまして、これは先ほども申し上げましたように、今後、ことに国内産の優良品種を普及していかねばなりませんから、そういうような普及に伴ひまして、何とかいいますか、できる限りの公的な機関が計画的に配布していくというふうなことが一番望ましいというように考えております。先ほども、道がというようなお話が先生からもございましたが、私も、道がやってくれば一番いいと思いますが、まだ必ずしも現段階におきましては十分受け入れ体制ができていないと思われたいような点もございまして、この点につきましては、先ほども申し上げましたように、道と農業団体、それから糖業関係、そういった関係の方々でよく相談しなければならぬ、そのとおりでありますから、十分注意をしたいと思っております。

○島田(塚)委員 その点はそういう努力をひとつしていただきたいと思うのですけれども、局長、いま、きょうこの法案が通つて廃止決定です。それなのにまだそういう問題が残っているじゃないですか。だから、私はその点きちんと立ってきて、やはり法案が提出され、心配は一切ないぞ、こう言つてくださるのであれば、私は生産農家の皆さんも安心できると思うのですよ。ところが、もう四月一日から廃止になる、しかしまだそういう問題が残つておる。どうもやり方が後手後手であつたかと思ふのです。そういう点がきょうわかつた、われわれは反対していただければ、よしこれをやるということに理解をしようではないかというところになると思ふのです。そういうものがきちつと整理されて、その疑問とか疑惑のペールがはがされないと、依然として生産者の皆さんはたいへん心配されると思ふのですよ。

それから、前段でお話しされた点は、きわめて教科書的な話ですけれども、私はその教科書をきちつと踏まえて、ほんとうにどこがやたらいいのかというところを十分ひとつ道、農業団体それから糖業、こうした皆さん方と生産者を合めて、よく話し合ひをされて、少なくともこれが実施に移されるまでは鋭意努力をされて、この辺の整理をしていただいて、すつきりとした形で——せっかくいままで十年の長い間努力をしてこまに積み上げてきたてん菜の機能が、国に移つたことによつて大後退になつてしまつたということでは、私はここで論議をした一人として非常に責任を感じなければならぬ、また責任を負わなければならぬということになります。ですから、ひとつそういうことがないように、しっかりとてん菜の振興対策に本腰を入れて取り組んでいただくように、これは中尾政務次官、よろしく願ひします。私もきょうこの法案にまつところから反対して申し上げておるのではなくて、くだいようですけれども、そうした心配をひとつぜひ取り除いていただいて、北海道の大事なビートの振興が目的に沿つて的確に行なわれていくように、生産農民の一人として私も期待をしておるものですから、くどくど申し上げたような次第です。簡単に政務次官の所見を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○中尾政府委員 先生の御意思、御趣旨を十分体得いたしましたので、そのように善処したいと思つております。

○佐々木委員長 津川武一君。

○津川委員 最初の目的を達したという執拗な答弁でございすけれども、設立当時に、ビートという一つの品種だけを取り上げてやるのは必ずしも適當でない、国の試験場としてはそれは適當でない、だから、特別な研究所をつくるということになったのです。とすれば、今度は国立の試験場になつたときに、いまやっておる研究員たちにはビートだけの研究に専念させる保証があれば、試験、研究も落ちない、ほかのものをやらせるとすればここで試験、研究が落ちると思ひますが、この点は、いまの人たちをビート研究に専念させることができるかどうか。私は専念させる必要があると思ひますが、いかがでございすか。

○中澤政府委員 専念させていくつもりでございす。

○津川委員 もう一つ、この研究所ができたときに、従来の試験研究所にはてん菜に関する技術者が少なく、広く民間から集めるには公務員給与では低いという待遇上の制約もあり、人を集めるのに困難なので、特殊なものをづくり、俸給も待遇もよくした、こういうことですが、これからてん菜専門の研究員が確保できる、そういう保証がございすか。この専門的な研究員を養成する計画を示していただきたいのです。

○中澤政府委員 てん菜がこれまであげてまいりました業績の上に立つて順調な研究成果をあげていくためには、やはり御指摘のように、優秀な研究者の確保をはかつていかなければならないと思つております。具体的な養成計画というものは持つておりませんが、現在、てん菜があげられた成果、そこからそのまゝ国の研究員に移つていただく方々の活動によりまして、できるだけ後継者があつたような方向で活動していただくとような指導をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○津川委員 魅力ある研究が実ると研究者は集まつてきます。この点が一つ。もう一つには、どうしても後継者を養成する計画を持たないといふものが

が充実にいつたためしはありません。いま計画を持たないといふのですから、持たなければならぬと思ひますが、重ねて答弁をお願いいたします。

○中澤政府委員 いま計画を持たないといふことでございまして、御趣旨のことはよくわかつておるわけでございます。もちろん、現在ある国の研究機関におきまして、てん菜に限らず、どのような部門においても、先生の御指摘になるようなことが必要だといふことでございまして、農林省の研究機関としては、やはりそれなりの後継者を育てているといふふうな考えておりますので、てん菜研につきましてもそうなくてはならないし、そうあらせたい、こういうふうに考える次第でございす。

○津川委員 国の試験場における職員の待遇でございす。先ほど一五、二〇％ダウンの問題が出ましたが、一体に昇進といふのか、官庁における上の地位につくとか、名誉職、榮譽職といふか管理職といふか、こういう位置が試験研究者に少ない。このところが試験研究者がなかなか国の研究所に集まらない一つの重要な原因でございす。今度国に移つたことによつてそういうポストが減りませんか。

○中澤政府委員 今回、てん菜の職員の方々が研究者として国の研究機関に移りました場合に、御指摘のような不安はないといふふうに考えております。

○津川委員 今度皆さんが配りました参考資料の中に、いままでてん菜研究所は庶務課、農場管理室、育種部、栽培部、育種部に三つの研究室、栽培部に二つの研究室があつた。これを今度北海道農業試験場てん菜部に移す。業務科が一つ、いままであつた試験研究室が五つ、こういうことになりました。在来のてん菜研究所には、農場管理室には室長がおります。それから育種部には部長が一人おります。栽培部にも部長がおります。この室長、部長は格下げになるわけでありすか。試験研究所の所員として、定年退職するまでに最後に

行く一番いい職というのはその試験研究所の所長ですが、これはなかなか得られない。せめて部長になるということが試験研究所の所員の人たちの希望で、このことが試験研究所を維持していく上において大事な、職員を励ましていく一つの職種です。この三つを今度は削るつもりですか。この点一つ。

もう一つは、機構が縮小されると業績が落ちると私は思います。農林省の北海道でん菜部に行くところとおり機構が縮小される、このことはいけないと思います。少なくとも北海道農業試験場に現在の機構と現在の地位を確保すべきだと思えます。これはむしろ次官のほうから聞いたほうがよろしいかと思いますが、この待遇、機構の縮小をどう考えますか。

○中尾政府委員 機構図を申し上げてまことに恐縮なんですが、先生もお手持ちであろうと思いますが、九ページに相なります。育種部、栽培部並びに庶務課があるわけでございます。これは要するに育種部と栽培部はなくなるわけでございまして、必然的に九ページの右隣にございす北海道農業試験場てん菜部に移るといことになるわけでございますが、目下のところ所長は定年でおやめになられるということでございまして、まことに現実的な話でございますが、そういうことになっておりますので、先生の御憂慮なさることはごもっともでございますが、何といたしまさか、現実的な処理という点におきましては、定年退職ということも相まちまして、一応スムーズにいくのではないかとというふうに私も考えております。

ただ、詳細にわたりましては担当から答えさせていただきますと思っております。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。

御質問の趣旨は、もちろん具体的な人々の問題でなくてポストの問題だと思います。当然でん研究所長というポストはなくなるわけでございますし、部が一つになるわけでございますけれども、研究者の待遇の問題といたしましては、通常の行政部

局と違いますので、私たちはその処遇改善という観点から、部長という職制以外に同じ待遇を受け得る主任研究員制度というものをとっておるわけでございまして、これは格といたしましては部長と同じでございます。

研究機関におきましては、できるだけこういう部門の拡充をはかることによって御指摘のような研究自体に張り合いを持つような措置を講じておりますが、なお具体的に、その人々の性格なりあるいは任務の方向との関係でそういう主任研究員の定数というようなものの拡大をはかっていきたい、こういうふうな考えをしております。

○津川委員 次官、先ほども申し上げましたように、試験研究所における待遇のしかたというものは、いい試験研究所をつくる、試験研究所の必要な部門をつくる、その部門の責任者になって、試験研究者が自分がリードして皆さんと一緒にやっていくというこの体制が必要なんです。ここにこそ試験研究の情熱が生まれてくる。

いままでのてん菜振興会のあれで言うと、事務局に局長一名、次長一名、研究所に所長一名、育種部に部長一名、栽培部に部長一名、これが全部とられてしまふ。いま主任研究員をそのようなかっこうにすると言われども、国家公務員に対する待遇はそういう職種と号俸で考えていかなければならない。それを待遇するなどと言っている事は済まされない。この点どう考えるか、これをもう一回明確に答えていただきたい。

それからもう一つ、次官、その図を見てください。いままでは育種第一研究室、育種第二研究室、育種第三研究室とあって、育種部は育種部としてまとまってその仕事は一つのチームワークができています。それから栽培第一研究室、栽培第二研究室、これも栽培部として一つのチームワークができています。これをばらばらにして五つの研究室にしてしまふ。これは何と抗弁しようが研究体制の弱体化なんだ。したがって、今度北海道に移った場合の北海道農業試験場てん菜部という機構は、これはもう一回考え直さなきゃとうてい

い承知できないかと私は思うのです。この点はいかがでございますか。

○中尾政府委員 津川先生の御指摘は、人間関係の問題からいいますとまことにごもっともな話かと思えます。特にある国においては、平等というものを非常に主張するあまりに立場というものよりも——たとえて言うならば、お隣の中国などにおきましては、階級制度というものはそう大きく偏差を持たれておらないというような軍隊制度だそうでございますけれども、人間の本能的な立場からいいますと、一つの立場を与えられると申しましようか、そこにおける自分自身の勤労意欲並びに自分自身に与えられておるその研究テーマに対する情熱というものは、その職責に応じていやが上にも燃え上がるということは必然でございます。先生のおっしゃるとうりだと思っております。

しかし、室並びに部二つ、それが今回の場合はすべて研究室という五つ六つの分野に分けられて、それに複合されてしまふことはいささかおかしいではないかという御指摘だと思いますが、この問題における職域の立場の処遇改善という問題は、別の角度で考えていく問題であるような感じもいたします。そこで、現実の段階ではこのような方向にセットをしたわけでございまして、これは私の職域から答弁をするよりも、局長自身に答弁させたほうが妥当な答弁ができるような感じもいたしますので、あと一回局長を出させます。

○中澤政府委員 御指摘のように、現在までん研には育種部と栽培部と二部ありまして、これが一部になるわけでございます。しかし、これを引き受ける私たちといたしましては、先ほども申しあげておりましたように、この二部が一部になることによって、機構縮小、即ち研究能力のマイナスが生ずるというふうなふうには考えないでございまして、二部が一部になりましたとしても、もちろんてん研の研究部が北海道の国立農試に入るといふようなことは、単にそこに入るといふこととでなくて、やはり農業という全体の計画におき

まして、場内にいろいろな部がございすから、そういう総合的な力、協力、討議はもちろんでございす。この一つの部自身が二つの部より機能が落ちるというふうには考えておりませんし、またそういう運営はしたくない、こういうふうな考えをしております。

○津川委員 次官、好ましくないことをなぜあなたはやるのです。道理からいくと、私のいま言ったとおりしなければならぬ。その道理をなぜ引いたまして無理なことをやっているかということが一つ。

それから、事務局長に聞くのは、五人の主任で話をされるよりも、二人の部長と五人の主任のほうでどれほど研究体制が熱心に討議されるかわからない、外に對する権威もあるかわからない、予算を請求するときも、どれほど大きな力になるかわからない、この状態をそぐわけです。したがって、これはもう一回てん菜部の機構を考え直す必要があると思う。その考えがあるかないかを一つ。

それから、次官の話で聞き捨てならないのは、階級に差別があるとかいろいろのことを、私が共產党だからそんなことを言っているかと思いたす。私共共産党は、現在の日本は資本主義の世の中です、そこにいきなり社会主義を持ってこようなんて考えていない。そんなことで茶化さないで、私たちは資本主義の中を民主化していく、だからこそ言っているのです。それを皮肉にとられるようなことは、次官、これはやめてもらわなければならない。

○中尾政府委員 決して皮肉でも何でもございせん、先ほど先生御指摘の、あくまでも勤務意欲というものを重点に置いて考えていくという施策は、全く私も同感であるということからそのような方向づけを言ったわけでございまして、皮肉におとりになっていただきましては私も困惑するのでございす。あくまでも私どもの言っておりますのは、これを一応国に移管するのでございすから、てん菜部という一つの部を中心に、その

部長のもとにこのような五つか六つの研究室に分けていくという方向づけででき得るという、そういう方向づけの中にわれわれは決定したことをごさいますだけに、御認可と同時に御協力のほどをこいねがいたいということをごさいます。

○津川委員 おたくが出したこの資料、このとおり強行するというなら、私は賛成の態度も変えなければならぬけれども、このまま強行しないで、考えるというならばまた話を進めていきます。これはこのまま強行するつもりですか。

○中澤政府委員 このとおりにしたいと考えております。

○津川委員 だから、皆さんのところにまだ問題がある。たとえば、今度一五%、二〇%ペースダウンだ、そこで理事長の俸給が月額三十七万円、理事が三十一万円、監事が二十八万円、技能職の一番のトップの一等級の二十五号が最高で十二万八千四百円、研究職の一番最高の一等級の二十二号が二十一万五千円、こういうふうな形で試験研究員を差別待遇してきたのがこのあれだ、この差別待遇が、せめて部長とか室長とかそういう形で報われておった。今度こういう形で差別待遇をしておいて、さらにまたこれをやるのかということだ。したがって、この主任研究員たちの部署を削つたら、せめて待遇においてこれに報いる方法はないのか、報いるべきだと思うのです。いかがでございますか。

○中澤政府委員 先ほどお答え申し上げました主任研究員制度の問題は、具体的に主任研究員の方々に国の試験機関に入っていた場合の具体的な措置として申し上げたわけでございます。で、制度としてそういう制度があるし、そういう待遇のしかたが現在あるので、それを拡大していきたいということが、また先生の御質問の御趣旨に合うというつもりで申し上げたわけでございます。

○津川委員 重ねて聞きます。研究職員を、その国家公務員における地位において下げて、俸給に

おいて下げて、この状態で試験研究ができるかという皆さんの正直な感情、気持ちを聞きます。これに対して、この研究員たちの研究にどう報いるかという方針を、くどいけれども、もう一度聞き返さなければならぬ。次官、どうです。

○中尾政府委員 先ほど大臣も御答弁なさったところでございますが、待遇の一五%云々の問題につきましては、あくまでもそのような形で、いままで取つておった俸給が一五%ダウンする、すなわち十万円が八万五千円になつてしまふというふうな方向づけの中で、勤務意欲がなくなつていくというふうな疎外のムードだけは絶対に排除していくような方向に、私どもも鋭意前向きに努力すると大臣は答へられたところでございますが、その方向で私どもは解決していきたいと思つてござい

ます。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
また機構の問題におきましても、そのような方向で、私たちは一応トライアルの段階で考へ合つたことでございましょうから、その問題ではひとつ御協力のほどをこいねがいたい、重ねて申し上げた次第なのでございます。

○津川委員 トライアルなら私は了承します、まだ変わり得るということですから。

そこでもう一つ、最後の問題は、ビートのトップ、パルプ、あのとつたあとの残り、これは粗飼料としてまことにりっぱなものなんです。えさがこのとおり問題になつてきたときに、ビートというものが持つあの粗飼料としての役割は、私は非常に大きいと思う。となれば、試験研究は、根部の糖分ばかりでなく、葉というものをとつて大きくする、こういう研究が必要であると思うのですが、これはいかがですか、これが一つ。

もう一つ、時間がもう二、三分しかないのです、質問だけ重ねます。ビートはほんとうにいいものです。土壌が肥える、そのあと輪作したものによろしい、非常によろしいものです。だが、輪作に時間がかかる。理想的に言ううと五年に一べん。あと四年は何かを植えなければならぬ。この輪作

の作物があるならば、これが価格保障されるならば、ビートはもつともと伸びる。ところが、輪作の一番のものは大豆なんだ。一俵三千三百円なんだ。反収二万円にならない。そこで、輪作物の研究、輪作物の価格保障があるならば、私はビートは非常に大きな将来がある、この点でえさとしてどう考へて、えさとなる部分を育てていく試験研究がどうなのか、輪作物の品種改良や、価格保障などはどうなのか、これだけ聞いて質問を終わります。

○中澤政府委員 てん葉に関する研究といたしましては、現在のところ、根に関する部分に重点を置いて研究していることは事実でございます。御指摘のような葉の部分に關して、しかもその葉が農業経営全体の中におきまして、輪作体系の中におきましてどういう機能を果たすべきかという観点からはまだ研究しておりませんが、そういう御意見は先の問題としてそういうことがあると思ひます。これは単に研究自身として余力があればそういうことも少しはせんけれども、やはり現実にはそれがどこまで農業経営の相手に取り込まれるか、その条件というふうなものを考えますと、なかなか早急にどうしななければならないという問題かどうか、ここですぐお答えできないような要素があると思ひますけれども、御意見を承つておきたいと存じます。

○伊藤(俊)政府委員 輪作物の生産の振興というふうなことを同時に考へるというお話はまことにそのとおりでございます。私もそういう作物の生産基盤の整備、それから生産対策、構造対策というものも含めまして、全体を含めて飼料生産の振興をはかつていかなければならない、かように考へております。

○津川委員 輪作物の野菜についてはまた別な機会をあらためてお尋ねいたします。

○山崎委員長代理 次に、瀬野栄次郎君

○瀬野委員 日本てん葉振興会の解散に関する法律案について農林省当局に質問いたします。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕
農林大臣に先ほど種々質問をいたしてまいつたのであります。技術面または事務的な面もございします。そういつたものについて当局に質問いたしますが、まず、先ほど農林大臣は暖地ビートは完全に失敗だつたということを答へた。もちろん大臣が言われなくても、事実失敗に終わったわけ。熊本、大分、宮崎、鹿児島、また他の県もありまして、特に南九州においては、農家はたいへんな痛手を受け、被害を受けたわけでございます。こういったことについては再び失敗を起さないように、今後農林省もこういった指導、奨励にあつては十分対処していくというところでございます。その理由に作付が伸びなかつたとか反収が上がらなかつた——もちろん作付が伸びないと反収も上がらないし、大幅に生産も下つたのであります。砂糖の価格が低迷化したというのはいろいろな理由があるわけですが、これも、南九州の早期稲作のあと作としてずいぶん農林省の奨励を受け、期待をされたわけですが、残念なことによつた結果になりました。

そこで、私はまず最初にお伺ひしたいことは、暖地ビートが日本では全然望みなないと、こういうふうに当局は考へておられるか、その点をまず明らかにしていただきたいと思つております。

○伊藤(俊)政府委員 暖地ビートにつきましては、過去の経験というふうなことに照らしてみまして、やはりかなり困難性があるのではないかと、いうような感じを私も持つております。

○瀬野委員 伊藤局長はたしか私の記憶では前にはイタリアのローマに駐在しておられたというふうに聞き及んでおるわけですが、イタリアにおいてあなたは、暖地ビートなんかは担当されて十分承知しておると思つております。単に今回のこのことのみならず、外国も歩いて知つておられると思うのですが、それらを踏まえて、将来砂糖の自給という問題、それから畜産の飼料がずいぶん逼迫してきている。粗飼料としてこれをぜひ使おうという面から見まして、やはりあれだけ、十

数値を使って研究してきましたこの事業が今回解散をする、私もこの法案の振興会の解散については賛意を表するものでありますけれども、この機会にあらためてお伺いし、国民の血税を使つてやうにいたしましたこの振興会の解散にあつては、将来のためにも、何かの一つまた希望をつなぐ道を残しておきたいということもございしますのでお尋ねするわけですが、イタリヤ等を回られ、またトルコあたりでは成功しておるわけでございますので、そういったことから、将来粗飼料としてまた砂糖の自給というように考えられたいとも限らない。そういった場合に、あなたは外国を回られてどういうように感じておられるか、率直な意見を聞いておきたい、かように思います。

○伊藤(後)政府委員 私は技術の専門家ではございませんので、その点はお許しをいただきたいのですが、やはり地中海沿岸と九州というものとを比べました場合に、かなり土地条件が違うように考えます。温度があるいは似通った点がございしますけれども、他の作物との関係あるいは雨量の関係、そういったものをいろいろ考えますと、かなり事情が違うような感じもいたします。したがって、日本の西南暖地におけるビートの生産というものは、私としてはかなりむずかしい点があるような感じを受けております。

○瀬野委員 大臣もまた伊藤局長も完全に失敗を認められたので、将来は期待が薄いというような答弁のようでありますが、それじゃ、あらためてお伺いしますけれども、てん菜研究所は熊本と北海道、先ほど大臣にも申し上げたわけですが、私の住んでいる近くにあるわけですが、暖地ビートの初秋まき用の「支六号」「支七号」「はづき」「はるまき」この新品種は開発されたことは事実でありまして、その中でも「支七号」は北海道へ持っていったら有望であった。そしてすでに「きたまさり」という名前に命名されて、現在播種されておる、こういうことでございます。そこで「支六号」「はづき」「はるまき」こういう

た品種についてはどういうふうにして品種を保存していかれるのか、全然もう品種保存をされないのか、その点明確にお答えいただきたい。

○中澤政府委員 てん菜に限らず、農作物につきまして育成した品種の保存につきましては、そのまゝ保存していくシステムが各作物についてございしますので、てん菜の場合におきましても、同じように完全な保存をはかつていくこととなつておるわけでございます。

○瀬野委員 そのまゝ完全に保存をしていくということでありまして、それはどこでその品種を保存していくか、それはどうですか。

○中澤政府委員 新たにできます北海道農業試験場のてん菜部において保存していくわけでございます。

○瀬野委員 今回、国が管理する北海道農業試験場のてん菜部ができるわけですが、この解散が認められれば、北海道の農業試験場のてん菜部でこれを管理することが有利であることは当然であります。そこで私が聞きたいのは、暖地ビートとしていわれる南九州でこの新品種が発見され、その新品種を育成してきたわけですが、確かにこれはあととして新品種はよかったわけですが、いろいろな諸般の事情から失敗に終わったわけですが、暖地ビートとして品種を開発したものが、あの寒冷地の北海道の試験場でこれを維持して、先ほど言われたように、そのまま完全に保存していくということだけでも、そういう気候の違うところでもできるものかどうか。そんなに簡単にできるか。暖地と寒地との差が相当強いわけですから、その点はひとつ十分考えて発言をしてもいいかと思つて、いま発言に来るときにぜひぶん考え考えられたんですが、その点、会議録に残るわけですから、ひとつその辺は気候の寒暖の差なんか全然心配なく試験が続けられ、品種の保存ができる、こういうふうな理解していいのですか。

○中澤政府委員 てん菜の場合には、特に先生御心配になつておられますようなこともなく保存できる性質のものだというふうに考えております。

○瀬野委員 保存できるものだと思いますが、困るのだが、現に「はづき」「はるまき」の品種は現在育成して保存してあるのですか。その点はどうですか。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。完全に保存されるようなシステムができて上がつておるわけでございます。

○瀬野委員 完全に保存するシステムができて上がつておるということですが、どこにでき上がつておるのですか。どこで品種を保存して栽培しているのですか。まさか去年とつた種を、五年も六年も古種を保存するわけはないと思うのですが、どういうふうになつておるのですか。それとも立ち消えてしまったのですか。

○中澤政府委員 専門的なことでございますので、担当の管理官が来ておりますから、お許しを得てお答えさせていただきますと思つております。

○伊藤(前)政府委員 一般に種子の保存ということにつきましては、わが国では、諸外国に比べましても非常に気を使つて保存をしていることになつておるわけでございますが、てん菜におきましても、そういうふうな南のほうのものを北につけるといふふうなことにつきましては、かなりの注意を払ひながら実際にやっておるわけでございます。実際にこれからは、てん菜の品種を改良する仕事というものは続けていくわけでございますけれども、そのためにはどうして母本になる品種がなければならぬわけでございます。そういうことも、品種改良をやる場所におきましては、数百という品種を完全に保存しながら品種改良の仕事をするわけが、品種改良そのものの仕事でございなく、南のほうでつくりました品種は完全に保存して、品種改良に利用するわけでございます。

○瀬野委員 伊藤管理官ですか、わかつたようなわからぬようなところがあつたわけですが、要するに、素朴な質問のようですけれども、南と北

では相当寒暖の差があるわけで、暖地向きのビートと寒地向きのビートというのは当然分かれておるわけですが、牧草にしても暖地向きと寒地向きとがあるわけですから、それを間違つてと量が少ないわけですね。そのために国の試験場が一生懸命研究しているわけですが、それもばやばやして、農家も困つたり畜産振興家も困つたりするわけですから、ビートについても、あれだけ膨大な金を使つて、一応国がいいといつて奨励をしてやってきました。せっかくいい品種もできたわけですが、これを保存していかうと思えば、やはり暖地に適したビートなんだから、北海道に一カ所の試験場てん菜部ができ、それへ持つていったときに、保存ができるかどうか。それとも、できないでもしよ

うがない、暖地ビートについては、将来必要が生じた場合にまたあらためて研究しようとおっしゃるのか。いまおっしゃる通りに、相当母本が要るわけですから、三十九名ですか、職員がそのまゝ移管されてやうにいくには、かなり膨大な作業になる。こうした場合に、品種の保存が困難になるんじゃないか、そう思うわけですが。そうしたときに、せつかく暖地で発見した「はづき」「はるまき」「支六号」「支七号」というようなもの、「支七号」についてはすでに北海道で「きたまさり」になつて開発されているので、さういふ点でも、品種がはたして維持できるかどうか。国民のものすごい税金を使つて育成して、今回振興会を解散するといつても、その品種そのものが、日本に適したいいものが見つかつたことは事実でありますから、もったいない、申しわけない、こういうふうな思ふからあえて聞くわけですが、そういうふうなわかつたようなわからぬような返事では困るわけですね。

完全に品種の保存ができるかどうか。さつきは完全に保存できると言ひましたけれども、ほんとうにさうかどうか、その点を確かめておきたいのです。責めるわけじゃないのです。日本の将来のためにまたビートが必要になつてくるときもある

かもしれない、また、飼料が非常に足らぬのですから、粗飼料としてぜひこれを使いたいという希望もあるわけだ。休耕、転作も今後またいろいろ問題が起きてくるのですから、何か飼料用としてこれを栽培するということも考えられるわけでありす。ですから、そういう面でも聞くわけだ。早くこの法律案を通して解散してしまおう。皆さん方、この解散をするのはおそかった。理事とか何とか、あぐらをかいている幹部たちをやめさせることもなかなか困難だったというようなことありまして、農林省にしても苦心の策で、今回の解散はおそかったけれども、これをするためには相当圧力を排除して努力して、今日こうして解散にやっとうごつた、むしろほめてもらいたい気持ちだろうと、私は言いたくないけれどもまあ言いますが、そういうことを考えてもつとまじめに答えてもらいたい。

○伊藤説明員 だいたい御指摘の点につきまして、一般に普通の品種でありますれば、品種の維持ということとは、非常にさびくに取り扱わなければ、日本では問題がないわけでございます。ただ、先生が御指摘になる点で問題であると思われまは、てん菜の品種というものが、ものによりましては、いわゆる合成品種であるとかあるいは一代雑種の利用とか、そういったかなり複雑な育種技術をとってでき上がっているものである、そういうふうな意味合いでむづかしいというふうにおっしゃるのだと思うわけでございます。そういうふうなことにございまして、確かにほかの作物に比べれば、それこそすっかり農家の手にまかせておいたり何かすれば、先ほども御指摘がございまして、ある品種が必ずしも特性を十分に維持していけないというふうなかつこうになることが目に見えていられるわけでございますけれども、そこそこは、技術といたしましては、もうすでに南のほうの品種を北のほうでつくりました、もう、そういうふうな特性が変わっていくということも防ぎ得るわけでございます、そういうふうな技術を持ってございまして、完全に維持することができるといふふうにお答えしたわけでございます。

○瀬野委員 政務次官、いまいろいろ論議を聞いておられたと思いますが、いまお聞きのとおりでございまして、きょうは解散に関する法律案が採決になるわけですが、私のところで長年研究所をやつてきて、この研究所を四十四年に閉鎖するまでにはいろいろありました。私も当時県会議員としてこの問題に取り組んできたわけですが、ずいぶん圧力を受けて悩んだ上、県へ建物その他を譲渡したという経緯があるわけで、それをほじくるわけではありせんけれども、このてん菜は完全に失敗でございました。かといって、これは失敗したからといって臆病になることは困るわけですが、今後農林省は十分こういふことに対処して指導、奨励してもらいたいし、せつかくあれだけの膨大な金をかけてきた暖地ビートでありますので、やはり品種の保存その他については当局も指導していただいて、また北海道てん菜部にも十分配慮していただいて、こういふものはまたいざ将来使うこともあるでしょうし、正確に保存することについていろいろ努力してもらいたいと思うわけだ。その点について、農林大臣にかわつて政務次官からの御見解を承りたい。

○中尾政府委員 瀬野先生の、県議会のところから取り組まれた非常に専門的なてん菜問題であるというところを聞き及びまして、さもありなんという感じがしたのでありますが、あくまでも先生の御意思を尊重いたしまして、せつかく改良でできた品種は維持でき得ますように、私も指導、監督に当たつていきたいと思つておる次第でございます。ありがとうございます。

○瀬野委員 次に、当局にお尋ねしますが、試験研究事業の実績でございまして、育種方法に関する試験、品種の育成に関する試験、栽培に関する試験、病理に関する試験、こういったものについてはいままで試験をやつてきた成果を踏まえて今後十分検討していられると思うのですけれども、北海道てん菜部ができた場合に、従来の試験結果を踏まえて十分対処し得るかどうか、またこの実績についてはてん菜のまとめた本が何か発表してあるものか、その点の機会に承つておきたいと思ひます。

○伊藤(俊)政府委員 先ほど来しばしばお話が出ておつたわけですが、てん菜振興会が設立以降てん菜の試験研究のために非常に努力をしてまいりまして、その積み重ねで大体最近かなりいい品種のものが出てきておる、これから普及しようという段階になつたわけでございます。また同時に、栽培、病理の問題なんかにつきましてもいろいろの研究が成果を見ておりまして、褐斑病の防除のための新しい薬の開発というふうなこともできてきて、これが品種の導入の面にもかゝるの大きな影響を与えてきておるわけでございます。そういうようなことの試験研究の成果は、日本てん菜振興会で出しております資料等にたくさん入つておるわけでございます。

○瀬野委員 あと時間の許す範囲で若干お尋ねしておきますが、今回の解散によつて日本てん菜振興会には研究所に三十二名、事務局に七名、含めて三十九名の職員がおられるわけだ。これらの職員の処遇については万全を期すべきものである、こういうふうな考えておられますが、処遇の方針はどうしておられるか。もちろんいままでと違つて国家公務員になるとベースがダウンするわけでございます、聞くところによれば、国家公務員の立場になるので現在よりもそういう面では身分も安定するから喜んでおられるという面も聞くのですけれども、実際の職についた場合に、いままでと違つて相当給料がダウンするわけでございますから、そうすると、やはりこういふ試験研究をしていく上に熱意がこもらない、また真剣味もなくなつてくるというふうなことになるのは心配するわけですが、十分対処していられるやに聞いておりますけれども、その点ひとつ明確に答弁をいただきたいと思ひます。

○伊藤(俊)政府委員 てん菜振興会の研究所の職員につきましては、先ほど来いろいろお話し申し上げておりますように、原則として北海道農試のほうに移つていただくようなことを考えております。その格づけにつきましては、これも先ほど御答弁申し上げましたが、試験場の他の職員とのバランスというものが十分考えながら措置をいたしたいと思つておるわけでございます。また事務局の職員につきましては、本人の意向というふうなものも考慮しながら農林省が就職のあつせんというものを行ないまして、解散後の処遇上に不安はないように措置をする所存でございます。この問題につきましてはすでにいろいろなところと話し合ひを進めておりまして、大部分まづは問題ないというふうに私も考えております。

○瀬野委員 私が聞いてゐるのは、いまおつしやつたことももちろんですが、国家公務員になりましたと、今度は給料がかなりダウンするわけですね。そうすると、立場が国家公務員というところで安定した立場になりますので、その点では資格はつきりするということ喜んでおられるようにも聞いておるけれども、一たんてん菜部に移つて落ちついて参りますと、やはり生活の面というところを考えると、給料のダウンしたことがいろいろ障害になつてきて、わずかに三十二名の陣容で今後大きな暖地ビートの分まで含めて研究をしていくということになつてまいりますと、やはり意欲という問題が起きてきて、試験成績その他にも影響してくるということも考えられるので、その点十分配慮していただきたい。またそういう面にも職員の身になつて考えていただきたいということを申し上げたわけでございます、将来ベースアップするなり是正するなり十分考えていただきたいと思います。解散の法律案の審議で最後のときでありますから、そういったことを今後のために申し上げておくわけですから、十分配慮していただきたい。強く要望しておきます。

次に、日本てん菜振興会には解散時に於いて十三億円の残余財産が生じるわけですが、これの処分はどのようにされるか、簡潔に答弁いただきたい。

○伊藤(後)政府委員 一般会計に引き継ぐことになるわけですが、研究所の施設それ自体は北海道農試が引き継ぐ、こういうことになりま

す。○瀬野委員 研究所だけで十三億じゃないと思うのですが、農試が引き継ぐことはわかっております、提案されておりますから、十三億のすべては、全部引き継ぐということに理解していいのですか。

○伊藤(後)政府委員 財産でございますが、解散時の残余財産は、現金、預金、有価証券で十一億円、建物、機械器具等で二億円、合計十三億円でござい

ます。てん菜研究所の建物、研究所の機械器具はそのまま北海道農試のてん菜部が引き継ぎまして、従来どおりてん菜に関する試験研究のために使用するというになります。現金、預金、債券等につ

きましてはすべて国が引き継ぐ、一般会計に繰り入れるということでござい

ます。○瀬野委員 そこで、昭和四十六年度末より解散時のほうが正味財産が若干減る見込みになっております

ね。これはどういうわけですか。○伊藤(後)政府委員 これは先ほどもお答え申し上げたわけですが、その昭和四十六年末時点と、それから解散時におきます時点との間のあるいは退職手当の支払いというようなこともござ

います。そういうようなこと、その他減価償却、いろいろと資産の減耗があるわけござい

ますが、そういうようなことが差額の原因になっております。

○瀬野委員 国が引き継ぐ債務には具体的にはどう

いうものがあるのですか。さっき言われた有価証券、建物とか言われましたが、大体先ほど言わ

れたようなことでござい

ますか。○伊藤(後)政府委員 債務につきましては解散時

点で、なくしてしま

うというたてまえでござい

ます。

す。一番大きな債務は、退職金の引当金といううなもの、一番大きな債務でござい

ます。これは解散時に支払ってしま

うといううなことにいたします。したが

いまして、たてまえとしては債務は引き継がないようなことにな

ります。ただ、そう言いますと、あるいはひょっとして残つてお

うようなこともないとも限りません。そういううなこともおもんばかり

まして、一応も

うような債務がかりに残りました場合には、それは国のほうが一般会計で手当てをする、こ

ういうことになり

ます。

○瀬野委員 今回の措置は一応私も了解いたしますけれども、国に引き継ぐと、予算等の制約によ

って試験研究の水準がずいぶん低下するとい

う心配等がいろいろいわれておりますけれども、実際に先

ほどからいろいろ論議してきましたように、か

なり今度は、民間から離れた雲の上の仕事

になってくるということに心配するわけでは

ない

けれども、その点については十分な配慮をしてお

られるのか、その点ひとつ明確に答弁いた

だきたいと思

います。

○中澤政府委員 今回のてん研の引き受けにつ

きましては、研究体制、研究制度、勢力の規模、それ

から施設一切従来のものを引き継いでまい

ります。したがいまして、同時にそうした引き継いだ

人的、物的な体制の上に立ちまして、てん研が行

なっております研究を進めるといふうに考

えておりますので、万が一にも研究水準の低下を来たすとい

うようなことをしたくないし、またさしてはならない、こ

ういうふう

に考えてお

るわけ

でござ

います。

○瀬野委員 政務次官に最後にお尋ねしますけれ

ども、いまの件で

すけれども、要するに、いろいろ引き継ぎの問題等

も私も別途説明を聞いてお

るのですけれども、公開の席ではつきりと議事録に

残しておきたいとい

うことから、いま最後の若干

の質問をしたわけ

ですが、実は予算等が、国のほうへ移りますと、かなりきびしく制限をされて

く

るとい

うことにな

りかねない。そう

なりますと、人員も少ないし、また仕事も相当広範な仕事にな

って

くると思

いますし、一カ所に集中してまい

ります

ので、さうい

うことは

ないよう

に、十分

今後北海道の発展のため寒冷地ビ

ートとし

ても将来何

かの機会にこ

ういつた

る必要にな

ってくるこ

ともあ

らうかと思

います

ので、十分

予算化に配

慮をされて

今後充

実され

ていくよう

にこの機

会に強く要

望をし、お

願ひも

してお

きたい

という意

味で、要

するに、

国の予

算等の制

約によ

って試

験研究

の水準

が落ち

るとい

うこと

のない

ように

やって

いた

だ

きたい

、こ

うい

う意

味で申

上げた

わけ

で

ござ

い

ます。

最後に政務次官からの御見解を承

って、質問を

終わりたいと思

います。

○中尾政府委員 ただいま担当官からも説明に及

んだのでござ

います

が、あ

わせ

まして

私のほう

から一

言申

し上

げて

みた

い

と思

うので

ござ

い

ま

す。

国に引き継ぐと将来の予算の制約の關係から相

当試験研究の水準が低下するの

じやないか、こ

もつともな御質問かと思

うのでござ

います

けれ

ども、農

政の先

導的役

割りを

果たす

べき試

験研究

の重

要性は

よく承

知して

おり

まし

て、従

来から

必要

な関係

予算の

確保に

は特段

の努力

を傾

けて

きた

こと

と

はす

で

ござ

い

ます

。そ

して

また、

近年

相当に

それも

充

実

した

成

果を

あげ

て

きた

こと

も

先

ほど

大

臣

並

びに

私

に

さ

らに

担

当

官

を

通

じ

て

御

説

明

を

し

た

と

お

り

で

ござ

い

ま

す。

今後にお

きまし

ても必

要な予

算の確

保に

は努

力

を

惜

し

な

い

所

存

で

ござ

い

ま

す。

関係の試験研究については、北海道農業の占める

重要性にか

ながみ

まして、

今回の

引き

継ぎに

あた

りまし

ても予

算の確

保、充

実

はこ

れ

倍

旧に

つと

め

る

よう

に

努

力

を

こ

ぞ

い

ま

す。

二 日本てん菜振興会の職員

の処遇

につ

いて

は、

不

安

の

な

い

よう

万

普及を図るため、種子対策の強化に努めること。

右決議する。

以上であります。本附帯決議案を本案に付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議についての政府の所信を求めます。櫻内農林大臣。

○櫻内閣務大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、慎重に対処してまいる所存であります。

○佐々木委員長 なお、ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐々木委員長 午前に引き続き、農林水産業の振興に関する件の調査を進めます。

この際、飼料緊急対策に関する件について決議をいたしたいと存じます。

本件に関しては、各党の理事間におきまして協議願っておりましたが、その協議が整い、案文がまとまりました。

便宜委員長から案文を朗読いたし、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

飼料緊急対策に関する件(案)

最近における配合飼料価格の高騰がわが国畜産業に与える影響は極めて深刻なものである。

よって政府は、当面の価格抑制のため、過剰米及び政府操作飼料の払下げ価格を大幅に引下げるよう緊急措置を講ずべきである。

右決議する。

以上でございます。

ただいま読み上げました案文を本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

この際、ただいまの決議に対し、政府の所信を求めます。櫻内農林大臣。

○櫻内閣務大臣 ただいまの決議につきましては、その趣旨を尊重して極力努力してまいる所存であります。

○佐々木委員長 ただいまの決議について議長に対する報告及び関係当局への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう取り計らいます。

○佐々木委員長 次に、乳価及び豚肉価格安定に関する問題等について質疑を続行いたします。島田琢郎君。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

○島田(琢)委員 ようやく農林大臣をつかまえることができて、たいへん午前中重要な質問をしたわけでありませうけれども、まず私としては、非常に時期が時期だけに、もう少し政府のきちつとした見解を承っておきませんか、これからの保証乳価決定にあたって非常に問題を残す、こういうふうに判断しておるわけでありませう。時間が限られておりますので、次の二点だけお尋ねをします。

その第一点は、いよいよあすに畜産振興審議会

の酪農部会を控えておりますが、この際保証乳価の政府原案の提出をひとまず求めたいと思っておりますが、大臣、これはぜひ出していただきたいと思うので、私の要求に対して応じられるかどうか、お答えいただきたいと思っております。

○櫻内閣務大臣 島田委員のせっかくのお申し出でございますが、私としては最後まで大蔵当局との間で折衝をいたしたい、こういうことで、本日もこの委員会が済み次第、私も全力をあげて財政当局の理解を求めることになっておりますので、せっかくのお申し出でございますが、私どもの最後までの努力をさせていただくことに御協力をちょうだいいたしまして、資料の提出につきましては、この際は差し控えていただきたいと思います。

○島田(琢)委員 過去においても審議会前に資料を出したことはありませうか。

○櫻内閣務大臣 歴代農相はただいま私が申し上げたようなことで終始しておるようでございまして、ただいま事務局に聞きますところ、従来お出しをした例はないということでございますが、まことに恐縮でございますが、御了承をお願いいたします。

○島田(琢)委員 ところが、あるんですよ。昨年度ですね。審議会の朝ですけれども、自民党の農林部会の朝めし会に、審議会の開会前であるにもかかわらず、資料が出されている。これはどうですか。

○櫻内閣務大臣 ただいま担当者から聞きましたところ、それはただいま私が申し上げたこととちよつと違つておつたと思ひます。前段申し上げましたように、最後まで努力をさせていただく、そしてその努力の結果、諮問をする朝でございまして、そういうことがあつた、こういうことでございまして。そういう次第を御了承願ひます。

○島田(琢)委員 それでは全然言つてゐることが違つておつたわけですね。絶対にだせぬ。これは大臣がお見えにならぬ午前中、私はもうあすなんだから、全部の資料をストリートで見せるとは申し上げな

いが、労働費の評価について用いようとしてゐる根拠ぐらゐは示してもいいでしょう、こういうふうに出したという事例はないので、これは出すことはできません、こういうことでありまして、私はあのとき時間もありませんで、この問題については重ねて後ほど大臣がお見えになつてからそれでは具体的にひとつ質問をいたしまして、こういうことで保留をしたわけですが、これでは全く国会における答弁としては私は納得できないのです。前の日であらうと当日であらうと、審議会の前に出しているという事実がありながら、出さないというのはいかにもいけません。いまからでも私は昨年の事例に基づいてこの資料の提出を求めます。

○櫻内閣務大臣 先ほどお答え申したように、諮問案が最後まで財政当局とも折衝してしてまゐつた結果、いま御指摘のような事実があつた、こういうことを申し上げておるのでございまして、そのまゝつた段階でその際に委員会があるというようにときに、私が出せないということはそれは言えないと思ひます。いまの場合は、これからこの委員会が済み次第、財政当局との間で折衝して最後まで努力をする、こういうことで先ほど申し上げておるわけでございますから、この辺の御了承をいただきたいと思います。

○島田(琢)委員 それでは、私は、財政当局、大蔵省との折衝をまだこれから控えているので出せない、だとすれば、昨年三十七銭アップで諮問をしたその諮問案がその後一円になった、それは財政当局とは昨年の今晩のうちに一円アップを含めて話し合ひを進めていたということではどうですか。

○櫻内閣務大臣 これはいろいろな場合にこういうことがいまでもあつたと思ひます。と申しますのは、政府としての諮問は諮問でございますが、諸般の情勢からこれを受けての党側の動きというものがございまして、その結果がどうしても党がこれ了承できないというふうなこと

から、最終的に諮問の案とは結果が違ふ、こういう場合はいままでもそういう例があると思うのでございます。あらかじめそういうことを予想して折衝する、そういうことは私はあり得ないと思うのです。

○島田(憲)委員 おっしゃるとおりです。私もそのことを申し上げてゐるのではないのです。それは責任ある立場で自民党が話をし政治加算をした。私はこの政治加算には問題はありません。しかし、きょうは限られた時間ですから、このことに深く触れることは避けなければならぬ、話し合いをするという、昨年話し合いをしたときは三十七銭の問題で財政当局と話し合った。しかし、これじゃおさまりませんよという含みもこの中に含めて話をしていたという感じがするから、そうであれば、財政当局との話し合いというものが絶対金科玉条のきめ手ではない。だとしたら、きょう出したって同じじゃないですか。財政当局の話し合いはいままでだつて何回かやつてゐるじゃないですか。だとすれば、一応のものは出して私はいいのではない、そう思うから申し上げてゐるわけです。

○櫻内内務大臣 これはやはり政府側は政府側としてベストを尽くすべきものだと思うのです。最初からいろいろなことを予測しての行動というやうなことは責任を全うする上においては私はいかがかと思ひます。私としても、省内の担当者としても最後まで努力をするのしかるべきであつて、そのことがまたその後におけるいろいろな動きの上に私は努力というものが反映するのではないかと、いろいろもいたしますが、そういうことで、私としてはどうしてもいまはこうですというやうな、そういういわば私としてそう軽率な言動をとるべきものではない。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕
やはりあくまでも誠意を持って努力するということが、これが私に与えられた責務ではないか、こう思うのでございます。

○島田(憲)委員 いや、大臣の責任ということ、それはあなたのおっしゃることについて、私はこれは否定はいたしません。しかし、言いたいのは、審議会が乳価をきめていく上における最高の機関だという認識を持つてゐるのじゃないかという気がひとつします。まあ、政治加算をしたという問題がありますから、そのことは否定されたとしても、私も乳価をきめていく上における議論を尽くすべきだ、それをひとつ言いたい。それが、どうも審議会を離れ、自民党の本部へ持つていって、そして政治加算と称するものできめる。この辺が、自民党から出ている農林大臣ですから、やはり政党内の圧力というところについては感ずるでしようけれども、その前に大臣が正確に情勢を判断されて、正規にはじくとこれしかならぬけれども、いまの酪農の置かれてゐるきびしい情勢を踏まえたときに、これだけはこの際出さなければ日本の酪農の崩壊になる、そういう判断というものはありになる、私は思ふのです。ですから、党から言われたから政治加算をしたということとは、これは悪い例になつてゐると私は思ふのです。やはり農水の場合、国会論議を通して、ガラス張り、ひたひたの徹底に皆さんの期待にこたえるやうな乳価というものを論議しようではないですか。私は、そのルールはひとつとしから戻してはいいと思ふのです。何か申し上げると、これは法律にも審議会と並行して国会に資料を出すことになつておるから一切出されません、こうおっしゃるのですが、そんなに四角四面な定本の中でやるというものは、いまの酪農の置かれてゐるこの状況を打開していく上において決してプラスにはならない、むしろマイナスになると私は思ふのです。大臣も御承知のように、何千という人たちが乳価の問題で上京されておるわけです。北海道から六百人も来ておられます。生きるか死ぬか、皆さんも真剣です。午前中も私は政務次官にそのことを強く訴えたわけです。そういう点を考えますと、いまここで一つのルールとか規則だとか不文律だとかいってやり合うことに多くの時間を費やすことが私はもったいなくてしかたがない。ほんとうの意味の論議をしようではないですか。そのことを私は訴へたいのです。その考え方はどうでしょうか。

○櫻内内務大臣 国会で非常な御関心をお持ちのたゞいで、本日のみならず、予算委員会等におきましても、また、参議院のことを口にしつてはいかぬかと思ひますが、国会内の参議院のほうにおきましても加工原料乳価についての真剣な御論議が行なわれておる。そして、そのことはそれなりに反映をしておるものと私は思ふのです。第一が私にいたしまして、国会のこの模様を十分念頭に置いて、へたなことはできない、何としてもがらばらなければいけないという決意をいたしておるのでございますから、決して皆さんの御意見を無にしておるわけではございません。

それから、これはもし間違つておれば訂正させていただきますが、大体諮問のほうは、その内容として相当はつきりしたものでいたしておると思ひますが、答申のほうにおきましては、従来はつきり幾らにすべしということよりも、各種の諸条件について答申のある場合が多かつたのではないかと、こういうふうな記憶をしておるわけでございます。そして、そういう点から言へば、最終的な価格の決定が、それは政治加算という批判もあるかもしれませんが、いろいろな事情が反映して党側がこれでは了承できないというやうなことで、積極的に大蔵当局との間の、いわば政府当局を牽制する意味の折衝によつて最終的な結果が出た、こういうやうな場合が多いのではないかと、いづれにいたしましても、この委員会における皆さんの御論議を十分体して私としては行動をいたしてまいりたい、こう思ひます。

○島田(憲)委員 まあ、間違つていればということの前向きですからあれですが、これは大臣、認識が違います。はつきり数字をあげてゐるのですよ。ただ、答申は、いま大臣おっしゃつたやう

と、いまここで一つのルールとか規則だとか不文律だとかいってやり合うことに多くの時間を費やすことが私はもったいなくてしかたがない。ほんとうの意味の論議をしようではないですか。そのことを私は訴へたいのです。その考え方はどうでしょうか。

○櫻内内務大臣 国会で非常な御関心をお持ちのたゞいで、本日のみならず、予算委員会等におきましても、また、参議院のことを口にしつてはいかぬかと思ひますが、国会内の参議院のほうにおきましても加工原料乳価についての真剣な御論議が行なわれておる。そして、そのことはそれなりに反映をしておるものと私は思ふのです。第一が私にいたしまして、国会のこの模様を十分念頭に置いて、へたなことはできない、何としてもがらばらなければいけないという決意をいたしておるのでございますから、決して皆さんの御意見を無にしておるわけではございません。

それから、これはもし間違つておれば訂正させていただきますが、大体諮問のほうは、その内容として相当はつきりしたものでいたしておると思ひますが、答申のほうにおきましては、従来はつきり幾らにすべしということよりも、各種の諸条件について答申のある場合が多かつたのではないかと、こういうふうな記憶をしておるわけでございます。そして、そういう点から言へば、最終的な価格の決定が、それは政治加算という批判もあるかもしれませんが、いろいろな事情が反映して党側がこれでは了承できないというやうなことで、積極的に大蔵当局との間の、いわば政府当局を牽制する意味の折衝によつて最終的な結果が出た、こういうやうな場合が多いのではないかと、いづれにいたしましても、この委員会における皆さんの御論議を十分体して私としては行動をいたしてまいりたい、こう思ひます。

○島田(憲)委員 まあ、間違つていればということの前向きですからあれですが、これは大臣、認識が違います。はつきり数字をあげてゐるのですよ。ただ、答申は、いま大臣おっしゃつたやう

なきわめて抽象的な答申になる場合がある、少数意見を付記するなど。これは答弁は要りませんが、間違ひであることだけ認めてください。それは間違ひですから、私の言うとおりなんです。それで、時間があるから局長に一つだけ、労賃評価についてですが、私は午前中にこういう質問をいたしました。昨年の安定指標価格の中における製造経費の中の労働費というのはいくつになつてゐるのですか、これは乳業メーカー全部調べる責任がありますから、わからないとおかしいじゃないかと私は午前中言つたのですが、これはわからない、あるいはお知らせすることとはできないと言ふのです。ことしは幾らやつても出てきませんでしたから、それじゃ、昨年審議会に諮問したときの安定指標価格算定における製造経費の労賃部分は一体幾らで算定をしたかと聞いたが、ついにこれは明快な回答がなかつた。ですから、私は、それなら教えてあげますといつて教えた経過があるのです。これはもう一度、ひとつ責任ある局長からはつきりお答えください。

○大河原(太)政府委員 午前中、審議会等の事情によりまして直接島田先生に御答弁できなかったわけでございますが、恐縮に存じておりますが、労賃費についての労働時間その他のこまかい資料でなくて、労賃費全体のつかみ方というやうな……(島田委員)いま何ぼだと言つていただけばいいのです(と呼ぶ)それは、単価とかその他というのは明らかでないというやうなことを承知しておりますけれども、少々お待ち願ひます。

○島田(憲)委員 私の質問がわかりませんでした。安定指標価格をきめますね。そのときのバターならバター、粉乳なら粉乳のコストの中に労賃があるのですよ。それが幾らなんです、昨年諮問したときの単価は何ぼですかと聞いたのです。これは今井君そこにおるから、昼前答えたので、そんな時間をかけるのはもったいないから申し上げませんが、三百八十七円八十銭なんです。ぼくのほうで局長よりわかつてゐるという

のは、正直言つて困るのですよ。三百八十七円八十銭なんです。これは首をひねられるかもしれないけれども、畜審委員の全中の松村常務が昨年の畜審の中で質問しているのです。それに資料を出して答えているのですよ。これはもうわかたらないのです。酪農も乳業も関連産業であり、同じ白い乳に携わっているものだから、保証乳価をきめるときにもこの三百八十七円八十銭をなげ使おうとならぬのか。そこを聞きたいから午前中から——きわめて簡単な話ですけれども、それを出せるとか出せないとか、あるとかないとか言つたものだから、大事な時間を浪費して肝心なところに触れないで終わってしまったのです。

○大河原(大)政府委員 お答え申し上げますが、先生が御指摘の数字は、たしか昨年の記憶を思い起こしますと、乳製品の製造販売経費の中は、労働費の総額を企業側から報告をとりまして、これを精査してきめておりまして、労働費総額でございます。したがって、松村委員が当時単価の御要求がございましたが、この点については資料がないので、食品工業の平均の労働単価を資料としてお出ししたというようにわれわれは聞いておるわけでございます。

○島田(琢)委員 そういう経過を私、聞いたのではなくて、これを少なくとも最低——こんなことでは納得できないのですよ、全然納得できない単価ですけれども、せめて公平の原則を貫いていただきたい。これは切実な酪農家の願いがあるのです。だから、同じ関連産業である乳業と生産者が同じ労働単価であつてもいいじゃないですか。これはきわめて常識的ですし、国民の合意を得られる最低の数字だと思つてゐるのです。だから、それをおやりにする考えはあるのかないのか。ことあるがなくなると、将来前向きに検討するならば、私のほうが答えを言つてもらうのに、まる

でこつちが答弁要旨を書いてゐるようなことになつてしまふけれども、時間の関係でそういう質問のしかたをしてゐるのです。どうですか、それも全然やる気はありませんか。

○大河原(大)政府委員 各種の算定方式の前進、改善については、各方面の御意見を今後聞いて検討しなければならぬわけでございますが、本問題については、評価がえの問題で事柄が相当慎重を要しますので、なお検討を続けさせていただきますと思ひます。

○島田(琢)委員 そんな慎重にやらなければならぬのですか。国民の皆さん方に聞いていただいても、それはあたりまえだと皆さん言うのですよ。それは鉄鋼産業のうんともうかつてゐるところとか、銀行でうんともうかつてゐるところの労働と一緒にせよと言つてゐない。雪印や森永や明治で働いてゐる人たちの平均労働と、ほんとうに乳をしぼつてゐるわれわれの労働単価を同じようにしてくれ。この要求はなお慎重を要するといふのじや、日本の酪農は、局長、これはとても守れないし、つづれますね。そんな不公平なことをおやりになつてゐて、公平にやつてくれといつたら、それらのお時間をかけて慎重にといふのは、だれにたよつて日本の酪農あるいは酪農家の皆さんが生きてゐるのですか。こんなことぐらひは前向きに検討してください。

あと、美濃委員の質問がありますので、私はきわめて不満足でありますけれども、まだあつたさつて決定までは時間がありますので、再度質問をすることにしまして、質問の全部を保留してきようは一たん終わります。

○佐々木委員 美濃政市君。

○美濃委員 大臣にこの段階で一言お尋ねをいたしたいと思ひますが、三月十日の予算委員会の物価、商品投機あるいは円対策等の総括締めくくるときに、ことしの飼料の暴騰部分は、えさ対策と価格と両面で措置するといふ、これは速記録にありますが、大臣が答弁をしております。これはパリティには出てきません。緊急事態が発生して

いるわけですが。

第二の問題は、異常な商品投機等が加つて、物価が異常に高騰してきております。このえさとこれらを合せて、ことしの乳価決定にあつては、普通の年とは違ふと私は思ふのであります。

それから第三点。この統計資料によれば、三十頭以上の飼育農家の一日当たり労働は五千八百円となつておりますけれども、この中で大きな違いが起きております。それは、いつも私が指摘しております保証乳価の体系、すなわち地代、資本利、子、たとえば具体的に例を申し上げますと、百トンの牛乳を生産するに、この体系で計算しますと五十万しか——地代、資本利とありますから、借り入れ金の元利償還財源を保証してあります。しかし、現実に規模拡大で、酪農は御存じのよう設備投資が多くなるものでありますから、大体百万ないし二百二十万、元利償還を要する負債になつておるわけですね。ですから、金融政策と保証体系の問題の食い違い、これが七十万あります。三十頭規模の飼育農家になれば七十万ないし百万、これがこの経費に出ておるわけですね。それを引けば、その償還をすれば五千円などという賃金にならないと思ひます。ですから、最近では、五十頭、六十頭、大規模飼育農家になつた人が全部牛を売つてしまふ、過重な労働と負債に対応できないう問題が出てきております。ですから、過般の久保講堂でやつたときの大いに四千人も五千人も全国の畜産農家の代表がいたつたに上京して、血の叫びをしておるものではないのです。ほんとうに崩壊寸前になつておる。そういうことがあります。

それから、依然として修正されない家族労働の低評価、これをこの際解決しなければ、日本の畜産、酪農というものは崩壊に瀕してきておる。経営を持続することが困難になつてきておる。これは大臣もそれぞれ要請なり陳情も受けておることですから、どこまで把握して最終決定をしようとするか。そして先ほどの島田委員に対する答弁で

は、これから財政当局と相談するといふのであります。が、相手のあることですから、その相談の結果については別といたしまして、しからば何%アップで最終の詰めに入るのか、これはこの委員会で大臣が言えないといふことはないと思ひます。何%アップでこれをやらなければならぬと思ひます。これだけの大臣の決意だけは、もう直前でありまして、ここでぜひ聞かしていただきたい。

以上について答弁をお願いいたします。

○櫻内国務大臣 御専門でございますので、負債についての償還等に触れておられます。この点は私の答弁のあとで担当の局長に補足をしてもよろしいと思ひます。私は、ただいまの御質問の御趣旨は十分理解ができます。

労働費のとり方などについてきびしい御批判もございまして、元来保証価格の決定の原則は、生産条件や需給事情その他経済事情を考慮し、再生産を確保する。これを労働費がどう、地代がどうといふことで、担当の責任者としては、こまかく計数的に財務当局といふいろいろ折衝しなければならぬ。これはやむを得ないことであると思ふのです。しかし、その価格決定の原則といふことを考えますときに、一応の計算は計算である。しかし、諸般の情勢といふものをどういふふうに入込むか。これはこまかく織り込んで積み上げていくといふことがわかりにくいことではございませうけれども、しかし、またいわゆる政治加算的なことも、この価格決定のたてまえの上から、おそらく最終的に財政当局もそこまでおっしゃればやむを得ませんといふことになることではないか、こう思ふのです。私が政治的な発言というが判断を申し上げてまことに恐縮でございますが、そこらに私などの最後まで努力のできる要素と申しますが、残つてゐる、こういうことで、先ほど来最後までの努力をさしていただきたいといふことを申し上げておるわけでありまして、

そこで、御指摘のケースにつきましては、局長のほうからお答えさせます。

にしても生乳生産量にいたしましても、それぞれ北海道の占めるシェアというものはずっと上がってきておられるのでございます。それから飼育頭数で見ても、これは四十五年と比較して四十七年には下がっておりますけれども、しかし、それ以上の場合におきましては、いずれも規模別戸数の動向としてはふえておるのでございす。そういうようなことで、総合的に見まして、非常な御苦労はちようだいしておられるけれども、しかし、それだからといって、私もから見ても、北海道の酪農についてわれわれの施策よろしきを得ますならば、今後においてそう悲観すべきものではない。過去、ここ三年ほどを見ても多少ずつはよくなつてきておる、こういうふうに見ておるような次第でございます。

○多田委員 施策がよろしければ、農民がこのようにまなびを決して遠い北海道から六百名も押しかけてきませんで。それから、ほんとうに施策のよろしきものが行なわれるという信頼があるならば、こうまで騒ぎはしない。そしていま生産の減退あるいはまた離農、これがどのように深刻になっておるかということをお大臣はやはり知らない。たとえば北海道の生乳生産の伸び率が、全国平均に比べてみて、前年同期に比べて初めて落ち込んでおるのです。しかも牛牛その他をいま売っている。三分の一が売られたらうとさえていわれておるのです。そういう深刻な事態なんです。十勝では、北海道の離農率は全国一といわれておるのですが、そのまた全国一の中でも、北海道の離農者の中で最近では八〇%から九〇%が酪農者なんです。この原因は一体何なんでしょう。星は、答弁に立った審議官は、牛がいなくなつたので牛肉が高くなつただろう、こういう農民を侮辱したことを言っておるのです。牛肉が高くなつたのではないのです。問題は、乳価が安くて、しかもやり切れなくなつてきている。連年の負債をかかえてきている。あの道東に住む天北では、資料によれば、一戸平均六百万の負債だとい

われておるのです。一体この原因は何でしようか。私は、農民に払う乳価の低さ、ここに一つの大きな原因がある。もちろんその背後には飼料の暴騰、そしてまた負債の累積、諸物価の高騰、これらがあります。しかし、最大の原因の一つとして乳価が安い。だから、いま乳価を上げてほしい、こうきておるのですが、大臣、そう思いませんか。

○櫻内閣務大臣 前段のはうの北海道の酪農の皆さん方のことにつきましては、先ほど私、申し上げたように、早急に実態調査の報告を受けまして、特に負債の返還等についての御苦労がある、これには対処をしたいということを申し上げておるわけでありす。

それから、乳価の問題につきましては、きょうこうやつておきまで皆さん方にも熱心な御議論をちようだいし、また私も先ほどから何べんもお答えをしておるうちに、私としても最善の努力をいたしまして、そして何とか皆さんの御期待に沿うような結論の出るよう到最后まで努力をする、こういうことを申し上げておるのでございまして、御指摘のような認識につきましては、私は十分皆さんのおっしゃることを心得て行動いたすつもりであります。

○多田委員 時間があと五分しかありませんので次に移りたいと思ひますが、私はそういう意味で、一円とか、二円とかいうのではなくして、酪農の生産費を償ふような大幅な引き上げをしなければ、食料基地の北海道であるとか酪農の北海道であるとか、こういわれていても、実際に北海道の三期計画でも目標年次には農民を半分に削る、こういう計画さあるのです。そうすれば、決して皆さんが言っているように、そのように順調なものではない、そのさざしがいま出ているということを強調して、特に今回の大幅引き上げに特段の配慮を払ってもらいたいということを、私は農民とともにこれをひとつ訴えたいと思ひます。

そこで、次に申し上げたいことは、北海道は全

国の原乳の七〇%、これを生産しているのです。そしてまた道内生産の八七%が原料乳なんです。だから、北海道の人がとりわけ深刻な打撃を受け、そしてまた真剣になっているのは、そこに一つの理由があるのです。大臣、よく覚えてください。

私がいまだにわからないのは、この原料乳と、それから一般の市販している飲用の牛乳、これの価格差をつけていることです。これについても、農林省の方々は、これは遠隔の地であるとか都市から離れている、いろいろなことを述べられておるが、これはやはり私は雪印、明治、森永など、乳業資本のベースの問題ではないか。遠隔地であればあるほど、思い切つてそれを配慮をしなければ、北海道や九州熊本、この加工用の乳をしぼっている農民がたいへんだ、こう思うのです。その点どうでしょう。

○櫻内閣務大臣 御専門であられるので、私が御説明申し上げるのはいかがかと思うのでございまして、市乳はその地域地域の事情を踏まえて価格形成が行なわれてくる。この原料乳については、先ほど来申し上げるような方式でまわつてくるのでございまして、たまたま違つておつて、そういうことによつての差というのでございします。

で、これを同じようにするということにつきましては、行政を担当しておる私どもの立場からいふと、なかなか至難なことだと思つておる。そういうところで、何べんも申し上げて恐縮でございしますが、生産条件、需給事情その他経済事情を考慮し、再生産を確保することを旨として、この加工原料乳のほうの保証価格をきめる、そういうところ、計算は計算であるが、しかし、いろいろと考慮を払いながらするということ、なるほど出ているものを比較してお取り上げになるとおつしやるようなことにならうかと思ひますが、私の申し上げていることについてひとつ御理解をいただきたいと思つておるのです。

○多田委員 生産者が苦勞して生産した牛乳、これをメーカーが、いま言った三天メーカーを中心

にして、いわゆる乳製品をつくらうたりあるいは市販の牛乳を売っているわけですが、東京で売られている市販の牛乳がどういう牛乳か。飲んでも牛乳の味のしないような牛乳が売られておる。しかも、きょう屋、自治省も答弁しているけれども、あるいはまたわが党の諫山委員が指摘したように、この三天メーカーの利潤というものは膨大なものなんです。一々もう数字をあげる必要もない。しかも先ほどあげた政治献金、昭和四十五年、六年、七年と急速に増強している。これだけの利益をあげているのです。しかも生産者と直接話し合う飲む牛乳の値段についてはある程度、これもわずかながら、高く出している。私はこのメーカーが支払い能力あると見ておる。

そういう意味では、基準取引価格、これを思い切つて上げてみたかどうか。なぜならば、思ひ切つてこれを上げないで、これが足かせになつて保証価格の足をひっぱる。保証価格の低さが基準乳価のまた低さをひっぱつておる、こういう関係をはなしていることははっきりしているのです。どうでしょうか、それを思い切つて上げることではないでしょうか。

○櫻内閣務大臣 基準取引価格につきましては、実情に即して引き上げることを申し上げておきます。

○多田委員 そこで、また条文で、先ほどの措置法の二十三条、ここにこういふのがあります。これも間違ひでないと思つたけれども、「農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところに、加工原料乳若しくは指定乳製品その他第二項第一の政令で定める乳製品の生産者、販売業者若しくは輸入業者」輸入業者にはカッコがついておりますが、「」に対して必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる」と書いてある。そこで、この三天メーカーの帳簿その他価格の構成その他について立ち入つて調べてみる、そうしてはんとお

生産農民の立場を守る、こういう思い切った措置をとることができないでしょうか。そのことがまた当面問題になっている物価値上げその他にも私は有効な作用をすると思うのですが、どうでしょう。あなたは有力な方だと聞いているのですが、それくらいのことを思い切っているやらないと物価値下げはできないし、そしてまたほんとうに大企業の優遇措置——この優遇措置というものは先ほど中尾次官もそういう傾向があるというのを述べておるが、それを思い切つてとめることはできないと思うのですが、どうでしょうか。

○櫻内国務大臣 法律に基づいて行動を起こす、こういう場合には、やはりそれだけの条件が整つておらなければ、ただ立ち入り検査をするのだ、こういうことには私はいかならないと思うのであります。

そこで、先生のおっしゃるようなことが立ち入り検査の前提になるかどうかということにつきましては、この法律のたてまえからいいますと、たとえば基準取引価格などにつきまして、どうしても納得がいけないというようなことがございしますれば、それに伴つてこの法律の発動をするということも考えられると思うのでございますが、いまここで御意見をちょうだいいたしまして、直ちにそれでは御意見のとおり発動して立ち入りします、こう申し上げにくい点もございします。これはあくまでも正しく諸般のことが実行されることを望む法律上の条章だと思ひますので、この辺はよく私としても考えさせていただきます。

○多田委員 時間が来ましたので、最後。

私もこの二、三日、上京しておられる農民の方々の切実な、ときには涙を流して訴える酪農民の気持ち、しかも家族の一員のように思っている腹に子供の入っている牛を売る、あるいは男牛を売る。局長、いま首をかしげているけれども、農民に聞いてもらひなさい。それが、この「日刊酪農乳業速報」を見ても、どこでもやられていて、つまり、乳をしぼるよりも、牛をいま肉用に売つたほうが、汗を流して一年間働くよりも利益があ

るからなんです。ここまで苦しんでいるのです。しかも最後には離農です。どんなに口で日本の食料産業を守る、あるいは酪農を守る、こう言つてみても、自由化の波が押し寄せてくる、飼料が上がる。この中でほんとうに酪農民を守るために、大事なことは、あれこれの話しよりも、当面農民が最も望んでいるもの、一番生産でその先頭に立っている、農民サイドで考えているこの乳価を上げてもらひたいということ、これにひとつ大臣、真剣に耳を傾けて、思い切つてこの際上げていただきたい。私も北海道出身であります、皆さんと一緒に特にこのことを強く強調して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐々木委員 瀬野榮次郎君。

○瀬野委員 乳価並びに豚肉価格問題について農林大臣に質問いたします。

昨日から本日にかけて数回となくこの論議をしましりましたし、私も午前中、午後と質問してまいりましたが、いろいろ論議は尽くされておるわけでございまして、いよいよ明日は酪農部会が十時から開かれる。きょうはすでに食肉部会が開かれたわけでございまして、畜産振興審議会も大詰めにきておるわけでございします。

去る二十六日には、乳価豚肉価格要求全国農協代表者大会が虎ノ門の久保講堂で行なわれまして、私も例年参加をし、いろいろ激励のことばを送つておるわけでありますが、今年は特に熱気あふれたものがございました。聞くところによると、当日は一時からの開会でありましたが、午前中北海道から六百名も来ておられる。また九州の各県からも、いまだかつてないたくさんの方が見えて、熱心に討議をされ、現に、価格がきまらぬうちには帰らないということ、連日国会にも陳情に波打つて見えております。そのことを見まして、いかに酪農家が一生懸命、今度の価格によつて今後の成否を問われる、また離農するかあるいは続けていくかという大きな岐路に立っているというところで、いまだかつてない真剣な様相をうかがえるわけです。農林大臣も、先ほど私が質問し

て別れて出ていかれるときに、エレベーターの前で代表の方からつかまつて、立つたまま陳情を受けておられる姿も見受けましたが、至るところで大臣に懇願するように、たくさんの方が陳情されることも十分承知だと思ひます。

それで、もうぐどいことをいろいろ申し上げませんけれども、いよいよこの委員会が終わりますと、大臣もさうすぐ財政当局と折衝をまた続けられる。理解を求めるためにやられる。大幅なことで臨みたい、また従来よりも思い切つた措置をしたいということだたびたび答弁をされておられますが、私は素朴な質問を最初にしたいと思ひます。

農家並びに農協団体が今回のいわゆる原料乳価の保証価格をキロ当たり幾らで要求しているかというところは、大臣はいろいろ陳情を受けられたから知つておられると思うが、すぐ答えられますか。わかつておられますか、すぐ聞かれますか。

○櫻内国務大臣 生産者団体の要望は七十四円十七銭、こういうこととございします。

○瀬野委員 豚肉安定基準価格はキロ当たり幾らを要求しているか、これは御存じでございしますか。

○櫻内国務大臣 これは五十五円アップと記憶しております。

○瀬野委員 だから、キロ当たり幾らでございしますか。平均は幾らで、それを基準として上物はどういうふうに言つておりますか。

○櫻内国務大臣 キロ当たり四百十五円でございます。

○瀬野委員 キロ当たり四百十五円というのは上物のことでありまして、三百八十七円を基準価格として、これに見合つた価格で上物を決定しろというものが農協団体のいわゆる要望であります。大臣、実は失礼な言い方だけれども、この二つしかないわけですからね、根本的な問題は、一々お尋ねにならぬでもそれはわかつていただかないと、あれだけ熱心に陳情も来る、エレベーターの前でまたお聞きになられて、参議院、衆議院と行った

り来たり、大臣もたいへんなことはよくわかつておりますが、血の出るような叫びで三つの条件を基礎にして、農協団体も衆知を集めて、そして労働賃金の問題から飼料の値上げ問題、いろいろなものを算定してこういう価格を出して要求しているわけです。かりにこのとおりにならぬにしても、いわゆる日本の農協団体がどのような要求をしているか、また主管大臣として十分それを検討し、知つた上でいろいろ検討してもらわなかつたら、われわれはだれを味方にだれをたよりに今後農政をやっていくかということになるわけです。そういった根本姿勢といひますか、そういうことが、よもやと思ひましたけれども、大臣にもついで私、聞いてみたわけです。いろいろなことはきのうきょううづいぶん聞いてありますので、大臣には素朴な質問でほんとうに失礼な言い方だけれども、そういったことからまず認識をしていただいで、検討していただいて、ほんとうに基準価格を決定してもらわなければならぬ、かように思ひわけです。

それで、農協団体では原料乳保証価格をキロ七十四円十七銭で要求しております。大臣も、いよいよ大詰めになってきておりますし、いろいろの立場からなかなか発表できない段階でいろいろなデーターの提示がないわけですが、一生懸命努力していただくことはもちろんであらうと思ひけれども、この価格について十分検討して、価格を上位に、また値上げの幅を大きく検討してもらいたい、こう思ひわけですが、その点については農家の苦痛にこたえて十分検討されると思ひうのだが、あらためて大臣の決意を私も聞いておきたい、かように思ひます。

○櫻内国務大臣 私の手元にも、ただいまお話し申し入れあるいは要請書等なこうやつて持つておる次第でございしますが、政府の諮問の基礎になる価格算定のあり方につきましては、先ほどから繰り返し申し上げておるところでございまして、たとえば七十四円十七銭に上げる、こういうことにつきましては、生産費及び所得補償方式を

とる、こういうことで計算のたてまえが違つておるのでございまして、そういうことで、私どもとしては従来の方針のもとに、またそのたてまえで十分いまの実情に即しての最終的の結論が得られるもの、こういうことで、計算は計算として財政当局との間で極力折衝いたしますが、最後の結論は結論として、従来も皆さんが御承知のような経緯で決定をしておるのでございまして、そういう意味合いで私としてのでき得る限りの努力を最後までするということを申し上げておるわけで、御了承いただきたいと思ひます。

○瀬野委員 もちろん最後まで努力をしていただくことはもう当然であります、大臣はいろいろ資料を見ておられると思いますが、農業団体からこういったことを言つておるわけですよ。四十一一年以降、不足払い制度に基づく加工原料乳保証価格は、いまでも農民の要求をみたしたことがなく、しかも四十三年以降は、五年間でわずか二円九十六銭、一年につき六十銭の手直しという全くの据置き状態を続け、また現に三年間で一円九十六銭しか上がつていないわけですね。十分わかつていっていると思いますが、あらためて言わざるを得ない。反面、労賃・資材価格は毎年一〇%以上の値上りをきたし、生活費も統制中でありまして、こうした政策の結果は一〇%をこえる酪農家戸数の脱落、乳牛資源の枯渇、もしくは一戸当たり数百万円の負債累積となつております。大きい農家では数千円という負債をかかえている状況であります。こうした矢先に、国際的な飼料穀物の需給悪化と価格の暴騰ならびに業者の買占め等により四〇%に及ぶ配合資材価格の大暴騰をもたらそうとし、酪農・畜産農民は三重の苦しみを受けています。酪農家の負債は乳価の安の資材高政策に起因し、今次の飼料大暴騰もまた食糧政策の基本である穀物需給を放棄してきた政府の責任であり、ます。こういうことで豚価格の基準も三百六十八円をいわゆる平均価格としてこれに見合うものを決定していただきたい。こういって、乳価、豚価の要求を、先ほどから申し上げたように、しておる

わけでありまして。

そこで、十分これを踏まえた上で私、もう一点お聞きしておきたいのですが、実は午前中にもいろいろ審議官に聞き、政務次官にも答えてもらいましたが、農林省が発行している「昭和四十七年度農業観測修正見通し」というものがあるわけですが、もちろんこれは権威のあるものである。四月と十月に出しておるわけですが、この中にもいろいろ書いてあるわけですが、二〇ページのまん中より下のほうにイとして「大豆の価格は、年度当初の見通しでは、強含みに推移するとみだが、北海道での生産が大幅に増加するとみられることなどから、ほぼ横ばいに推移するものとみられる。」そしてまたその横に農業生産資材価格について書いてある。全部読むと時間がかかりますが、要するに、農林省の見通しの甘さ、大豆や飼料の価格が横ばいというところで十月に立てた見通しがずいぶん甘いわけですね。畜産農家、農協等もこういうものを信用してそしてこれによつていろいろな計画を立てて、多頭飼育等の計画をしておるわけですが、これも、こういう状況を見まして、全然のはずれのことになつていく。こういふことも一つは原因として、飼料の値上がりによつて酪農家、畜産農家等は炭炭の苦しみを受けているわけでありまして。そういうことの積み上げによつて乳価、豚価にしても引き上げなければならぬ。ならぬ、例年にならぬ今現在の状況でございまして。そういうことを思ひましたときに、これはおそらく政府も責任があるわけですね。大臣はこういった需給見通しをよく御承知であるかどうか。またこういう見通しの甘さというものに対してどういう反省をしておられるのか。ほんとうにこういう畜産農家の壊滅的な状況を考えたときに、今回の対策費ではいままではいままでは大に値上げに努力し、そして農家にこたえない。そして農業のいわゆる三本の柱といわれる米、畜産、果樹の中で大きな部門を占めておりました畜産部門に大に力を入れていただく、こういう決意を大臣は述べていただきたい。そうしてあしたの価格決定の

答申を受けた暁には、月末までに十分に農家に告示していただく、このようにわれわれは強く要望してお願ひしたいわけなんです。そういうことについて大臣が最後に、ひとつ農家が安心するような大幅引き上げについての決意をお聞きしたい、かように思ひます。

○櫻内国務大臣 農業観測の点につきましては、御指摘のとおり、情勢が大きく変わつておるといふことでまことに遺憾に存する次第でございまして。また今回の乳価にしても豚価にいたしましては、価格決定に際しましては飼料価格の高騰については十分織り込んで配慮する考えでござい

私は、実は就任直後に、国際的な需給の逼迫といふことからこれはいろいろ問題があるぞといふことで、飼料については国内自給率も引き上げることをいろいろとしていかなければならぬといふことを繰り返して申し上げてまいつておる次第でございまして、ただいますると各般の情勢についての御指摘でございまして、それらにつきましては、私としても十分考慮に置きまして最後まで努力をいたしたいと思ひます。

○瀬野委員 大臣の十分なる処置を期待しまして、以上で質問を終わります。

○佐々木委員 神田大作君。

○神田委員 非常に重要な問題でございまして、私どもは大臣には再三お願いしてあるわけですが、もうきょうが最後です。この畜産問題について、今度の不足払い並びに肉豚の安定基準価格の引き上げについてあなたに申し上げる機会がもうおそくないと思ひます。

私は十五年間農協の組合長として第一線に立つて、皆さんに日本の農業は米作と畜産、これでやつていく以外に方法はないのだと言つて、酪農を、養鶏とあわせて養豚を奨励した。ところが、最近になって牛がだんだん減つていく。だんだんふやすのじゃなくて、減つていくのはどんなわけだ。引き合はないから、やれないじゃないか。しかし、金は借りている、借金は払えない。全部や

めたくてもやめられないから、やむを得ず乳の出の悪いのを一匹二匹と売りながら打開していくというのが現実なんです。だからして、日本の乳業を現在相当拡大しなければならぬわけなんです。日本におきましてはこれだけの山を持つておるのであるからして、畜産振興でやつていかなければ日本の農業というものは成り立たないわけですね。ところが、先ほど言ったとおり、ゴルフ場やレジャー用にはほとんど山林が開放されるけれども、これら酪農のためにある肉豚、養鶏団地として発展しない大きな原因は、価格の問題である。私はそういう意味合いにおいても、きょう、おそらくあすにも決定される肉豚の安定基準価格の引き上げあるいはまた加工原料乳保証価格の引き上げ——鶏卵の基準価格の改定、これは今後機会がありますから私は詳しく申し上げませんが、私のところは養鶏団地として何人かの人が先祖からの財産をつぶしながらやつておる。飲乳、原料乳の不足払い制度の確立、これらの問題と畜産安定法の中にブローラーを指定食肉として入れるべきである、こういう問題、この畜産一般行政に對して、今日ほど私は日本の農政が危機に立つておるときはないと考へます。数字的に言うとき間はあつたから、私は先ほど申し上げましたので申し上げませんが、これらに對して普通の考えで、いままでのような価格決定の方式で、官僚と言つちやうと申し上げないが、俗に官僚さんの出す資料をもとにして農林大臣がやすやすとそういう決定をされるならば、これは日本の畜産農業の崩壊はもう火を見るよりも明らかです。これは重大な段階に來ておるといふことをぜひ賢明な櫻内農林大臣は察知して、思い切つた値上げをすることによつてこれを守つてもらいたいということをまずお尋ね申し上げます。

○櫻内国務大臣 もうたいへん恐縮でございまして。お頼み申し上げますと言われたいへん痛み入る次第でございまして、お話しのとおり、価格という問題が生産意欲に密接な関係があるといふことはもう言うまでもないことではござい

まするし、過去の経緯を考えましていろいろと御批判の出ても十分承知をしております。したがって、この段階におきましては、明日が加工原料乳の保証価格の諮問をする日でございますので、この点についてはわれわれとしてあとう限りの努力をいたし、畜産農家のお考えに多少でも沿い得るように万全を尽くしたい、こう考えております。

○神田委員 私、党人関係としてその真価を発揮する重大な時期に大臣は来ておられると思うのです。これは数字で——私は差しさわりのあるといかないかもしれませんが、そういう方にこういうことを望めない。しかし、少なくとも大臣が大家とともに生きてきて大衆の政治をやっている以上は、現在の日本の農業の危機はもう百も承知のわけでありまして、それを一足す一は二というようなそういうようなことをせずに、思い切った日本の農業を振興させる基礎をこの際つくってもらいたい。そのためにはえさの問題等もありまして、えさの問題、先ほども委員会で可決になりましたこの問題、それと同時に、私たちは今後飼料の需給に対して、いままでのような外国に依存することをいつまでも続けておって、外国が不作であれば各国におしぎをしなごう、どうかえさをください、あちらの国へえさをくださいといったような、こういう農業をやるべきではない。これはたとえ日本の財政を投げ出しても、自給飼料の確保のためには、決断を下して、休耕地等を余して草だらけにしておるようなものにもっとちゃんとした、えさをつくつてもさしつかえないような奨励金を出して自給飼料をはからなければ、日本はもう米以外は外国から全部もうんだからいいんだという考えを持ったならば、これは百年の計を誤る重大な時代がくると思うのであります。そういう点についてもひとつ大臣の決断をお願いしたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 現在飼料の需要は非常に大きな量になるのでございまして、私としてできる限りその自給率を高めるといふことについては何ら

異存はございません。ただ、従来の経緯を考えますときに、濃厚飼料の原料につきましては、アメリカを中心としての安定的な供給を得ておたわけでありまして、そのことは言いかえすならば、国内産よりも非常に安く海外からの供給を得ておた。これが昨年のああい気候異変のことからソ連、中国の大買付けによつて、輸送の面であるとか、その他一時的なアメリカの気象状況が悪いというような影響を受けて、それが大きく日本の飼料に影響を与えたという次第でございまして、自給率をどんどん高めながらも、なおかつ現在開放経済下にあるのでございまして、ある程度の海外からの供給というものも考えの中に入れておつてもいいのではないかと、こう考えるのでございまして。しかし、基本的にはまず国内においての供給を得る、御趣旨の線に沿つて十分な努力をして、その足らざるところをいま申し上げたようなことで、相当価格も安く安定的な供給を得られるとするならば、そのことも決して酪農家にとつて悪いことではないのでございまして、あまりこれは画一的に考えずに、原則は国内自給率をできる限り高めていこう、こういう考えに立っております。

○神田委員 最後に、私、大臣に申し上げますが、いままでの審議会、ずいぶん審議会というものがたくさんあります。畜産振興審議会等もありません。しかし、この審議会が、先ほども申した人があります、いわば政府の言いのがれの隠れみのになるおそれがある。これら審議会にかこつけて政府の責任のがれをするようなことがあったならば、これはゆゆしい問題であります。

そういう意味合いにおいて、審議会の答申に対してもしも然たる態度をもつて農林大臣は日本の畜産農業を守るための決断を下されることを私は強く要求いたし、答弁を願つて、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○櫻内国務大臣 私どもは法的に設置されておる審議会のことでございまして、その答申は、これを尊重してまいる考えでございしますが、尊

重をして、さらにいろいろな最終的な配慮、判断というものは、これは私どもの責任において行ない得られるところとございまして、そういう点で、ただいませっかくの御意見をちょうだいしておりますので、それらのこともわれわれとしては頭に置きまして、畜産農家、酪農農家の皆さんの御期待に沿うように、最後まで努力をいたすことを重ねて申し上げて、お答えをいたしたいと思います。

○佐々木委員長 次回は明二十九日、木曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時五十一分散会